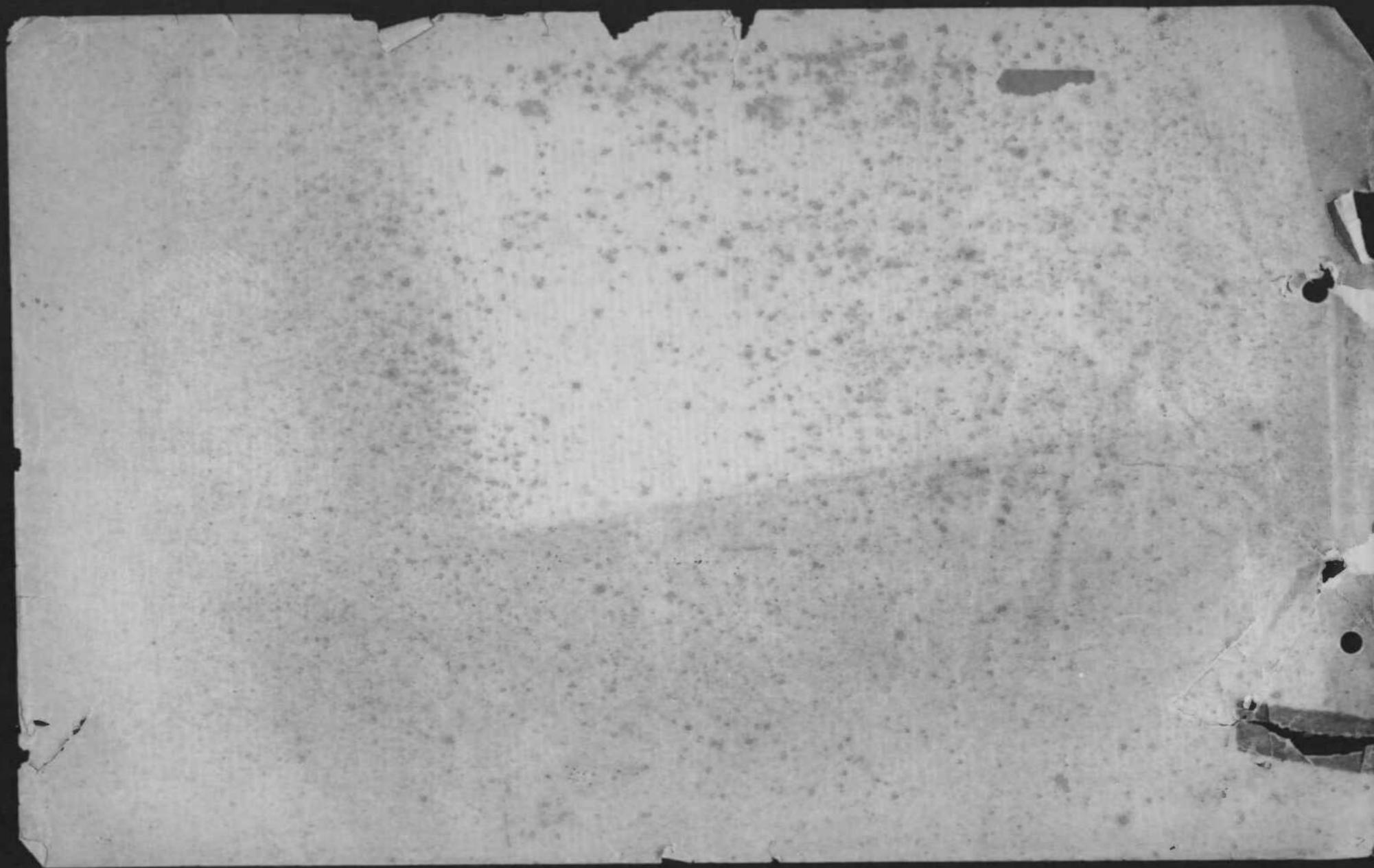


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2210

裏
面
白
紙



裏面白紙

極東 國際 軍事 裁判 所

判決 附屬 書

(= B ノ 部 =)

JUDGMENT, I.M.T.P.E.
ANNEXE 3 ((B))
(Japanese Translation by)
Language Division, IMTFE

裏面白紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
ANNEXES ((B))
Table of Contents

目次

附屬書番號

主題

英文頁

B-1-1

國際紛爭平和的處理條約
一八九九年七月二十九日

「ヘーネ」ニ於テ調印 · · · · ·

B-1-2

所謂義和團事件ノ終結ニ
際シテノ最終議定書 · · · · ·
九〇一年九月七日北京ニ
ニ於テ調印 · · · · ·

「ボーリマス」條約 · · · · ·

九〇五年九月五日調印 · · · · ·

B-1-3

日米兩國ノ極東政策ヲ宣
言スル同文通牒 · 一九〇
八年十一月三十日「ワシ
ントン」ニ於テ交換 · · · · ·

B-1-4

日本國及ビ「ソビエット」
社會主義共和國聯邦間ノ
關係ヲ律スル基本的規則
ヲ包含スル協約 · 一九二
五年一月二十日北京ニ於
テ調印 · · · · ·

一八

B-16

「ヴエルサイユ」條約、
 一九一九年ノ平和條約、
 國際聯盟規約、委任統治
 領、阿片取引、一九一九
 年六月二十八日「ヴエル
 サイユ」ニ於テ調印、一
 九二〇年一月十日午後四
 時十五分ヨリ實施・・・・

B-17

日米委任統治條約・一九
 二二年二月十一日「ワシ
 ントン」ニ於テ調印・・・
 三八

B-18

四國條約・一九二一年十
 二月十三日「ワシントン」
 ニ於テ調印・・・・・四九

B-18-a

四國條約附屬聲明・・・・
 五二

B-18-b

四國條約追加協定・一九
 二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ調印・・・・

五三

B-18-c

四國誓約・「オランダ」
 國ニ對スル一九二二年二
 月六日附日本國ノ聲明・
 五四

B-181d

四國誓約・「ボルトガル」
國ニ對スル一九二二年二
月六日附日本國ノ聲明・・・五五

B-19

海軍軍備制限ニ關スル
「ワシントン」條約・一
九二二年二月六日「ワシ
ントン」ニ於テ調印・・・五六

B-10

九國條約・一九二二年二
月六日「ワシントン」ニ
於テ調印・・・・・五七

B-11

阿片其ノ他ノ麻薬濫用ノ
禁遏ニ關スル條約・一九
一二年一月二十三日「ヘ
イグ」ニ於テ調印・・・六四

B-12

第二阿片會議ノ條約・一
九二五年二月十九日「ジ
ュネイヴ」ニ於テ調印・・・七二

B-13

麻薬ノ製造制限及分配取
締ニ關スル條約・一九三
一年七月十三日「ジュネ
イヴ」ニ於テ調印・・・八五

B-14

國際紛爭平和的處理條約

即第一「ヘーグ」條約・

一九〇七年十月十八日

「ヘーグ」ニ於テ調印・・・一〇〇

B一一五

「ケロツグ・ブリアン」
條約（「バリー」條約）・

一九二八年八月二十七日

「バリー」ニ於テ調印・・・一〇五

B一一六

開戦ニ關スル條約即第三
「ヘーグ」條約・一九〇

七年十月十八日「ヘーグ」

ニ於テ調印・・・・・一一〇

B一一七

陸戦ノ場合ニ於ケル中立
國及中立人ノ権利義務ニ

關スル條約即第五「ヘー
グ」條約・一九〇七年十

月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印・・・一一五

B一一八

陸戦ノ法規慣例ニ關スル
條約即一九〇七年ノ第四

「ヘーグ」條約・一九〇

七年十月十八日「ヘーグ」

ニ於テ調印・・・・・一二三

B一一九

陸戦ノ法規慣例ニ關スル
規則即一九〇七年ノ第四

「ヘーグ」條約・一九〇

七年十月十八日「ヘーブ」
ニ於テ採擇・・・・・一二九

B-120

俘虜ノ待遇ニ關スル條約
一九二九年七月二十七日
「ジュネーヴ」ニ於テ調
印・・・・・一四五

B-121

戰地軍隊ニ於ケル傷者及
病者ノ狀態改善ニ關スル
條約・一九二九年七月二
十七日「ジュネーヴ」ニ
於テ調印・・・・・一七五

B-122

「ジュネーヴ」條約ノ原
則ヲ海戰ニ應用スル條約
一九〇七年十月十八日
「ヘーブ」ニ於テ調印・・・一八七

B-122-a

一八六四年八月二十二日
ノ第一「ジュネーヴ」條
約ノ原則ヲ海戰ニ應用ス
ル條約、批准・・・・・一九九

E-1

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B一一

國際紛爭平和的處理條約

「ヘーグ」ニ於ケル第一講和會議
(一八九九年七月二十九日調印)

「ドイツ」國「プロシヤ」國皇帝陛下、「オーストリア」國「ボヘミヤ」國「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「スペイン」國皇帝陛下、「デンマーク」國皇帝陛下、「スウェーデン」國皇帝陛下並同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル攝政皇后陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「メキシコ」合衆國大統領、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン」及「アイルランド」聯合王國兼「インド」國皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、「オランダ」國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツソーン」公殿下、「モンテネグロ」國公殿下、「ボルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、「ロシア」國皇帝陛下、「セルビア」「ノルウェー」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下及「ブルガリア」國公殿下ハ
一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切

ニ希望シ

「全力ヲ竭シテ國際紛争ヲ平和的ニ處理スルコトヲ幫助スルニ決シ

「文明國團ノ各員ヲ結合スル所ノ連帶實務ヲ讐認シ

「法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ

「諸獨立國ノ間ニ各國ノ賴ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有效ナルヘキヲ確信シ

「仲裁手續ニ關スル一般 且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ

「萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ定立スルノ須要ナルヲ認メ

「之カ爲ニ條約ヲ締結セムト欲シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

（以下全權委員の氏名を列舉）

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

「第一章 一般平和ノ維持ニ就テ

「第一條

「列國間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク制止セムカ爲記名國ハ國際紛議ヲ平和ニ處理スルコトニ其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

「第二章 周旋及居中調停ニ就テ

「第二條

「記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛爭ヲ生シタ

ル場合ニハ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限リ其ノ
交親國中ノ一國若ハ數國ニ周旋又ハ居中調停ヲ依頼
スルコトヲ約定ス』（以下第六十一條迄之に續くも
其の何れも重要ならずと思料せらる）

『右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印ス
ルモノナリ

『一八九九年七月二十九日「ヘーネ」ニ於テ本書
一通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ記録ニ保管シ
其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付ス
ルモノナリ』

調印國

「ドイツ」國、「オーストリア・ハンガリー」國、
「ベルギー」國、清國、「デンマーク」國、「スペ
イン」國、「アメリカ」合衆國、「メキシコ」合衆
國、「フランス」共和國、「グレート・ブリテン及
アイルランド」國、「ギリシャ」國、「イタリア」
國、「日本國」、「ルクセンブルグ」國、「モンテネグ
ロ」國、「オランダ」國、「ベルシャ」國、「ボル
トガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、
「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン・ノ
ルウェー」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ブ
ルガリア」國、

四-4

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に右の條約批准
書を寄託せり

裏面白細

「トルコ」國 一九〇〇年九月四日
左の列強はその下に掲げたる期日に該條約に加入せり

「アルゼンチン」國	一九〇七年六月十五日
「ボリビア」國	一九〇七年六月十五日
「ブラジル」國	一九〇七年六月十五日
「チリ」國	一九〇七年六月十五日
「コロンビア」國	一九〇七年六月十五日
「ドミニカ」共和國	一九〇七年六月十五日
「エクアドル」國	一九〇七年六月十五日
「ハイチ」國	一九〇七年六月十五日
「ニカラグア」國	一九〇七年六月十五日
「パナマ」國	一九〇七年六月十五日
「バラグアイ」國	一九〇七年六月十五日
「ベル」國	一九〇七年六月十五日
「サルバドル」國	一九〇七年六月十五日
「ウルグアイ」國	一九〇七年六月十五日
「ヴェネズエラ」國	一九〇七年六月十五日

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一二

一九〇〇年ノ所謂義和團事件ノ終結ニ際シ
テノ最終議定書

(一九〇一年九月七日北京ニ於テ調印)

「ドイツ」國全權委員 「アムンム・フォン・シュワルツエンスタイル」
 閣下、「オーストリアハンガリー」國全權委員 男爵「エム・チカン・
 フォン・ワールボルン」閣下、「ベルギー」國全權委員
 「ジユースタンス」閣下、「スペイン」國全權委員
 「ベージー・ド・コロガン」閣下、「アメリカ」合
 衆國全權委員 「ダブリュードブリュー・ロツクビル」閣
 下、「フランス」國全權委員 「ボール・ボウ」閣
 下、「グレート・ブリテン」國全權委員 「サー・
 アーネスト・サトウ」閣下、「イタリア」國全權委
 員 侯爵「サルヴァアゴ・ラッジー」閣下、日本國全
 權委員 小村壽太郎閣下、「オランダ」國全權委員
 「エフ・エム・クノーベル」閣下、「ロシア」國全
 權委員 「エム・ド・ギールス」閣下、及清國全權
 委員 總理外務部事務和碩慶親王奕殿、太子太傅
 文華殿大學士商務大臣北洋大臣直隸總督部堂一等肅
 賾伯 李鴻章閣下ハ清國カ列國ノ滿足スル如ク、一九
 ○〇年十二月二十二日ノ連名公書ニ列舉セラレ、且
 清國皇帝陛下ニ於テ、一九〇〇年十二月二十七日ノ
 勅諭附屬書ヲ以テ其ノ全部ヲ納ラレタル所ノ、各條

件ニ達意シタルコトヲ確認スル爲メ、茲ニ會合スルモノナリ（第一條乃至第六條之に續て）

〔第 七 條〕

〔清國政府ハ各國公使館所在ノ區域ヲ以テ、特ニ各國公使館ノ使用ニ充テ、且全然公使館警察權ノ下ニ屬セシメタルモノト認メ、該區域内ニ於テハ清國人ニ住居ノ権ヲ與ヘス、且之ヲ防禦ノ狀態ニ置クヲ得ルコトヲ承諾シタリ

〔此ノ區域ノ境界ハ別紙面圖（附屬書第二）示ス如ク

定メラレタリ即

〔西万ハ 一、二、三、四、五線

〔北方ハ 五、六、七、八、九、十線

〔東方ハ 「ケツテレル」街ノ十、十一、十二

線

〔南方ハ 鞍靼城壁ノ南址ニ循ヒ城壁ニ沿ウテ
畫シタル十二、一線

〔清國ハ一九〇一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ、各國ガ其ノ公使館防禦ノタメニ、公使館所在區域内ニ常置護衛兵ヲ直クノ權利ヲ認メタリ

〔第 八 條〕

〔清國政府ハ太沽砲臺並ニ北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻礙シ得ヘキ諸砲臺ヲ削平セシムルコトヲ承認シタリ、而シテ右ニ開スル處實ハ實施セラレタリ

〔第 九 條〕

〔清國政府ハ一九〇一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ、各國ガ首都海濱間ノ自由交通ヲ維持セムカ爲メニ、相互ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地點ヲ占領スルノ權利ヲ認メタリ、即此ノ各國ノ

8-6

占領スル地點ハ、黃村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦皇島及山海關ト

ス

「第十條

「清國政府ハ二箇年間地方ノ各市府ニ左記ノ上諭ヲ掲示公布スルコトヲ約諾シタリ

「（ア）排外的團體ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ犯ス者ヲ死刑ニ處スル旨ヲ記載シタル一九〇一年二月一日ノ上諭附屬書第十五號

「（イ）有罪者ニ科シタル刑名ヲ列舉シタル一九〇一年二月十三日、二月二十一日、四月二十九日及八月十九日ノ上諭

「（ロ）外國人カ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ科擧ヲ停止スル一九〇一年八月十九日ノ上諭

「（ハ）總督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ各其ノ管轄内ニ於ケル秩序ニ對シテ職責ヲ有スヘク、且排外的紛擾ノ再發竝ニ其ノ他條約違反ノ事アルニ當リ、直ニ之ヲ鑑定セヌ又ハ其ノ犯罪者ヲ處罰セサル場合ニハ、該官吏ハ直チニ罷免セラルヘク、且新官職ニ任命セラレ若ハ新名譽ヲ享受スルコト能ハサルヘキ旨ヲ宣言シタル一九〇一年二月一日ノ上諭附屬書第十六號

「以上ノ上諭ハ全帝國內ニ漸次掲示セラレツツア

リ

（第十一、十二條之に續く）

斯ノ如ク清國政府ハ列國ノ満足スル如ク、一九〇〇年十二月二十二日ノ連名公書ニ列舉セラレタル各條件ニ遵應シタルヲ以テ、列國ハ一九〇〇年夏季ノ騷擾ヨリ發生シタル狀態ノ終止ニ至ラムコトノ清國ノ希望ヲ承允シタリ、之ニ因テ列國全權委員ハ第七條ニ記載シタル公使館護衛兵ヲ除キ、一九〇一年九月十七日ヲ以テ、北京ヨリ全然列國軍隊ヲ撤退シ又第九條ニ記載シタル地點ヲ除キ、同年九月二十二日ヲ以テ直隸省ヨリ撤兵スヘキコトヲ其ノ各自ノ政府ノ名ヲ以テ茲ニ宣言ス

「本最終議定書ハ同文十二通ヲ作リ、各締約國全權委員之ニ署名シ、列國全權委員ニ一通宛ヲ交付シ清國全權委員ニ一通ヲ交付ス

「一九〇一年九月七日北京ニ於テ」

左の列強は本議定書に調印せり

日本國	「ドイツ」國
「アメリカ」合衆國	「オーストリア・ハンガリー」國
「フランス」國	「ベルギー」國
「グレート・ブリテン」國	「イタリア」國
「オランダ」國	
「ロシア」國	

清國	
----	--

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1三

「ボーヴィマス」條約

(一九〇五年九月五日「ボーヴィマス」於テ調印)

「日本國皇帝陛下及全「ロシア」皇帝陛下ハ兩國及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ同復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ各々ノ全權委員ヲ任命セリ。即チ」
「全權委員名簿之に續く」

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ」

「第一條

「日本國皇帝陛下ト全「ロシア」國皇帝陛下トノ間及兩國竝兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

「第二條

「「ロシア」帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍シ又ハ之ニ干涉セサルコトヲ約ス

「韓國ニ於ケル「ロシア」國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘスルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトキモノノト知ルヘシ

ニ同意ス

「第三條

「日本國及「ロシア」國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス
 ヲ、本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト
 ヲ、前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ「ロシア」國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

「「ロシア」帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ専屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

「第四條

E-11
 「日本國及「ロシア」國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ
 發達セシムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍セサルコトヲ互ニ約ス

「第五條

「「ロシア」帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連立其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス「ロシア」
 帝國政府ハ又前記租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及ヒ財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス
 「兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

「日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル「ロシア」帝國臣民ノ財產權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

〔第六條〕

「「ロシア」帝國政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產並同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉譲渡スヘキコトヲ約ス

「兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

〔第七條〕

E-12
「日本國及「ロシア」國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

「該制限ハ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

〔第八條〕

「日本帝國政府及「ロシア」帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲メ成ヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

〔第九條〕

「「ロシア」帝國政府ハ「サガレン」島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定

ム該地域ノ正確ナル徑界線ハ本條約ニ附屬スル追加
約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

E-13
「日本國及「ロシア」國ハ「サガレン」島又ハ其
ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之
ニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同
意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨
害スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサル
コトヲ約ス

第十條

「日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル「ロシ
ア」國民ニ付テハ其ノ不動產ヲ賣却シテ本國ニ退去
スルノ自由ヲ留保ス但シ該「ロシア」國臣民ニ於テ
讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及
管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業
ニ從事シ且財產權ヲ行使スルニ及テ支持保護セラル
ヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ権能ヲ失ヒタル住
民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ
該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國
ハ前記住民ノ財產權カ完全ニ愈重セラルヘキコトヲ
約ス

第十一條

「「ロシア」國ハ日本海、「オホーツク」海及
「ベーリング」海ニ瀕スル「ロシア」國領地ノ沿
岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本
國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス
「前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ「ロシア」國
又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ホササ
ルコトニ雙方同意ス」（第十二條乃至第十五條之に續く）

裏面白紙

「右證據トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本講和條約
ニ記名調印スルモノナリ。

「明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二十三
日（九月五日）「ボーツマス」（「ニュー・ハンブ
シャ」州）ニ於テ之ヲ作ル。

左の列強は本條約に調印し之を批准せり

「ロシア」國
日本國

E-14 極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1四

日米兩國ノ極東政策
ヲ宣言スル同文通牒

(一九〇八年十一月三十日「ワシントン」ニ於テ交換)

(日本大使より米國國務長官宛)

〔以書束致啓上候陳者先頃來閣下ト本使トノ間ニ數次ノ會見ヲ遂ケ意見ヲ交換致候結果日本國及合衆國ハ太平洋方面ニ於テ本國ヨリ隔在スル重要ナル島嶼ノ所領ヲ保有スルモノニ有之兩國政府ハ同方面ニ於テ共通ノ目的、政策及旨意ヲ有スルコト明瞭ト相成候

〔帝國政府ハ該目的、政策及旨意ヲ眞率ニ表明スルハ啻ニ日本國ト合衆國トノ間ニ久シク存在シタル友好善隣ノ關係ヲ鞏固ナラシムルニ至ルヘキノミナラス又以テ大局ノ平和ヲ維持スルニ資スル所大ナルヘキコトヲ信シ該共通ノ目的、政策及旨意ト認ムル所ノ左記領ヲ閣下ニ提出スヘキ旨本使ニ訓示有之候
〔一 太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ獎勵スルハ兩國政府ノ希望タリ
〔二 ルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス

三 従テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス

四 兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス

五 前述ノ現狀維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換スヘシ
「若シ前記綱領ニシテ合衆國政府ノ見解ト一致スルニ於テハ之ニ對スル閣下ノ確認ヲ得度候
「本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

敬具

一九〇八年十一月三十日

在「ワシントン日本帝國大使館ニ於テ

高 平 小五郎

北米合衆國國務長官「エリヒュ・ルート」閣下

E-16

(米國國務長官より日本大使宛)

以書東致啓上候陳者先頃來本官ニ於テ數次閣下ト
會見シ意見ヲ交換セル結果兩國政府ノ太平洋方面ニ
於ケル政策ニ關シテ雙方ノ認識セル所ヲ開列セラレ
タル本日附貢東正ニ領收致候

右雙方認識ノ表明ハ能ク兩國ノ親善ナル關係ニ適
應シ且兩國政府力極東ニ關シ從來累次聲明セル協同
ノ政策ヲ約述互認スルノ機會ヲ與フルモノニシテ合
衆國政府ノ歡迎スル所ニ有之候

茲ニ合衆國ヲ代表シ閣下ニ向テ左記兩國政府ノ宣
言ヲ確認スルヲ得ルハ本官ノ欣幸トスル所ニ有之候
一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達
ヲ獎勵スルハ兩國政府ノ希望タリ

二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラル
ルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及清國ニ
於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス

三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一
方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有
ス

四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手
段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケ
ル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ
以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ
決意ヲ有ス

五、前述ノ現狀維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル
事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ム
ル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換

E-17

スヘシ

『本官ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

敬具

一九〇八年十一月三十日

在「ワシントン」國務省ニ於テ

「エリヒューリート」

『日本大使 男爵 高平 小五郎 閣下』

E-18

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1五

日本國及ビ「ソビエット」社會主義共和國聯邦
間ノ關係ヲ律スル基本的規則ヲ包含スル協約

(一九二五年一月二十日北京ニ於テ調印)

(第一條乃至第三條之に續く)

第四條

「締約國政府ハ、本協約ノ實施ニ伴ヒ下記原則ニ
從ツテ通商航海條約ノ締結ニ着手シ又斯カル條約ノ
締結迄兩國間ノ一般國交ハ該原則ニ據リ律スベキコ
トニ同意ス。

「(1)各締約國ノ臣民又ハ人民ハ該國ノ法律ニ從ヒ
(2)相手國ノ領土内ニ入り、旅行シ且ツ居住スル自
由ヲ有シ、(3)自己ノ生命、財産ノ安全ニ對シ、不
斷ノ且ツ十分ナル保護ヲ享受スペシ。

「(4)各締約國ハ該國ノ法律ニ從ヒ、其領土内ニ於
テ相手國ノ臣民又ハ人民ニ對シ、可及的廣範囲且
ツ相互的條件ニ於テ私有權及通商、航海、工業、
並ニ其他ノ平和的事業ニ從事スル自由ヲ與フベキ
モノトス」

(第四條の(1)之に續く)

第五條

「締約國ハ相互ニ平和親交裡ニ生活シ、ソノ獨自ナル方法ニ於テソノ獨自ノ管轄内ニ於テソノ獨自ノ生活ノ秩序ヲ保ツ國家ノ疑ナキ權利ヲ慎重ニ尊敬シ、兩締約國ノ如何ナル官職ニアル者全部及ビ兩締約國ヨリ受ケ居ル總テノ團体ノ日本及ビ「ソビエット」社會主義共和國聯邦ノ領土ノ如何ナル部分ニ於テモ如何ナル方法デモ其安寧秩序ヲ危険ニ及ボス如何ナル行動モ其ノ公然、非公然タルヲ問ハズ抑制スルコトノ彼等ノ希望及ビ目的ヲ正式ニ聲明ス。」

「締約國ハイズレモソノ管轄下ノ領土内ニテ左記ノ存在ヲ許サザルコトニ更ニ同意スルモノトス即チ(a)相手國領土ノ如何ナル部分ニ對シテ政權ヲ偽裝スル組織又ハ團体或ハ(b)該組織又ハ團体ノ爲メニ事實政治工作ヲ行ヒツツアルヲ發見サルルコトアルベキ外國人國民又ハ市民」

(第六、七條之に續く)

批
准

「ソビエット」聯邦及日本兩國は規定通り本協約を正式に批准せり

E-20

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1六

「ヴエルサイユ」條約
一九一九年ノ平和條約
國際聯盟規約
委任統治領

阿片取引

（一九一九年六月二十八日「ヴエルサイユ」
ニ於テ調印、一九二〇年一月十日午後四時十
五分實施）

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フ
ランス」國、「イタリア」國、及日本國
右諸國ヲ以テ本條約ニ謂フ主タル同盟及聯合國
トス
「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジ
ル」國、中華民國、「キューバ」國、「エクアドル」
國、「ギリシャ」國、「グアテマラ」國、「ハイチ」
國、「ヘデアーズ」國、「ホンデュラス」國、「リ
ベリア」國、「ニカラグア」國、「バナマ」國、
「ベル」國、「ボーランド」國、「ボルトガル」
國、「ルーマニア」國、「セルブ・クロアート・ス
ロヴェニヌ」國、「シヤム」國、「チエツコスロヴァ
キア」國及「ウルグアイ」國
右諸國ハ前記ノ主タル諸國ト共ニ同盟及聯合國

ヲ構成ス

以上ヲ一方トシ

「及「ドイツ」國

之ヲ他ノ一方トス

E-21
「之等諸國ハ主タル同盟及聯合國カ「ドイツ」帝
國政府ノ要求ニ基キ「ドイツ」國ト平和條約ヲ締結
セムカ爲一九一八年十一月十一日「ドイツ」國ニ對
シ休戦ヲ許諾シタルコトヲ思ヒ

「且同盟及聯合國ハ其ノ相次キテ直接又ハ間接ニ
參加セルニ至リタル戰爭即チ一九一四年七月二十八
日「セルビア」國ニ對スル「オーストリア・ハンガ
リー」國ノ宣戰、一九一四年八月一日「ロシア」國
ニ對スル及一九一四年八月三日「フランス」國ニ對
スル「ドイツ」國ノ宣戰並「ベルギー」國侵入ニ依
リテ開始セラレタル戰爭ニ代フルニ鞏固公正且恒久
ノ平和ヲ以テセムコトヲ均シク希望シ
「之ガ爲締約國ハ左ノ如ク代表セラレ

(委員氏名之に續く)

「右各員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナ
ルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ
「戰爭狀態ハ本條約實施ノ時ヨリ終了スペシ同盟
及聯合國ト「ドイツ」國及「ドイツ」各邦トノ公開
係ハ其ノ時以後且本條約ノ規定ニヨリ恢復セラルベ
シ

E-22

「締約體ハ

「戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

「各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ
各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ基準トシテ國
際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ
且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

「以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完
成セムガ爲茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス」

「第一條

「本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規
約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ國際聯
盟ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以内ニ
宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之レヲ爲スベシ右ニ
關シテハ一切ノ他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス

「附屬書ニ列記セサル國、領地又ハ殖民地ニシテ
完全ナル自治ヲ有スルモノハ其ノ加入ニ付聯盟總會
三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總テ聯盟國ト爲ルコ
トヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有
効ナル保障ヲ與ヘ且其ノ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ
軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾ス
ルコトヲ要ス

「聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脱退スルコトヲ
得但シ脱退ノ時迄其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義
務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

E-23

「本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

「第二條

「聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
「聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ及必要ニ應シ隨時ニ之ヲ開ク

「聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス
「聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘク且三名ヲ超エサル代表者ヲ出スコトヲ得

「第三條

「聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國ノ代表者並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス該四聯盟國ハ聯盟總會其ノ裁量ニ依リ隨時之ヲ選定ス聯盟總會力第一次ニ選定スル四聯盟國ニ於テ莫ノ代表者ヲ任命スル迄ハ「ベルギー」國、「ブラジル」國、「スペイン」國、及「ギリシャ」國ノ代表者ヲ以テ聯盟理事會員トス
「聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半數ノ同意アルトキハ聯盟理事會ニ常ニ代表者ヲ出スヘキ聯盟國ヲ追加ルコトヲ得
指定スルコトヲ得

「聯盟理事會ハ同會ニ代表セシムル爲聯盟總會ノ選定スヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加スルコトヲ得

24

E-24

「聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ヘ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ必要ニ應シ隨時ニ且少クトモ毎年一同之ヲ開ク

「聯盟理事會ハ聯盟ノ行動範囲ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス
「聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニ其ノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラルヘシ

「聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スヘク且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

『第五條

「本規約中又ハ本條約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セラルル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス

E-25
「聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ開スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セラルル聯盟國ノ過半數ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
「聯盟總會ノ第一回會議及聯盟理事會ノ第一回會議ハ「アメリカ」合衆國大統領之ヲ招集スヘシ
(第六及第七條之に續く)

『第八條

「聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全

E-26
及國際義務ヲ共同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス。」
「聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海及空軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ状況ニ關シ充分ニシテ協意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス。」

（第九條之に續く）

第十條

「聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

第十一條

「戦爭又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ
「國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ擾亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス

第十二條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛
争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解
決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ
判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後
三月ヲ経過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘ
サルコトヲ約ス

E-27
「本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決
又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ
報告ハ紛争事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ
付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛爭力外交手段ニ依
リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事
件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付スヘキコトヲ
約ス

「條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反
ト爲ルヘキ事實ノ存否並該違反ニ對スル賠償ノ範圍
及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判又ハ司法的解
決ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス
「審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ裁判所ハ第十四
條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所
又ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ若ハ當事國間ニ現存ス
ル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルヘシ
「聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決
ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約
ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其

ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十四條

「聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛爭ニシテ其ノ當時國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮詢スル一切ノ紛爭又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

E-28

第十五條

「聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛爭ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必表ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

「此ノ目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得

「聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニ力ムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル請書ヲ公表スヘシ

「紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半數ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述へ公

正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ
『聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟國ハ何レモ當該紛爭ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

E-29
『聯盟理事會ノ報告書カ紛爭當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛爭當事國ニ對シ戰爭ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

『聯盟理事會ニ於テ紛爭當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

『紛爭當事國ノ一國ニ於テ紛爭カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之力解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス

『聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛爭ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛爭當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛爭ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
『聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權限ニ適用ス但シ紛爭當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國代表者及爾餘過半數聯盟國ノ代表者ノ同意ヲ得タル聯盟

總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟
理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト
同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條

「第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ
無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯
盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總
テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上
ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通
ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハ斯他ノ總テノ國
ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又
ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

「聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護
ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空
軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アル
モノトス

E-31
 「聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執
リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ
止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對ス
ル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘ
キコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ
版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス
 「聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理
事會ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟
理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名
スル旨ヲ聲明スルコトヲ得シ

(第十七條之に續く)

「第十八條

「聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登錄ヲ了スル迄其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

「第十九條

E-32
「聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ懇意スルコトヲ得

「第二十條

「聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解カ各自國ノ關スル限り總テ本條約ニ依リ廢棄セラルヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

「聯盟國ト爲ル以前本規約ノ條項ト兩立セサル義務ヲ負擔シタル聯盟國ハ直ニ該義務ノ解除ヲ得ルノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

「第二十一條

「本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定又ハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

「第二十二條

E-33
 「今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

「此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ヘ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

「委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

「從前「トルコ」帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

「他ノ人民殊ニ中央「アフリカ」ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信義ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ヘ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁過スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟

國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要
ス

E-34
 『西南「アフリカ」及或南太平洋諸島ノ如キ地域
 ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコ
 ト又ヘ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因
 リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政
 ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益
 ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

『各委任ノ場合ニ於テ受任國ヘ其ノ委託地域ニ關
 スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ
 『受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ
 諭メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合
 ニ付之ヲ明定スヘシ

『受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ
 關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシ
 ムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

『第二十三條

『聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約
 ノ規定ニ違由シ・・・
 (b) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ
 公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス
 (c) 婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ
 取引ニ關スル取締ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ
 委託スヘシ・・・
 (第二十四乃至百十八條之に續く)

第一款

「「ドイツ」國殖民地
第百十九條

「「ドイツ」國ハ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權原ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ競業スルコトヲ嚴禁ス」

(第一百二十乃至百七十條之に續く)

「第一百七十一條

「窒息性、毒性其ノ他ノ瓦斯及之ニ類似スル一切ノ液體、材料又ハ考案ハ其ノ使用ヲ禁止セラレアルニ因リ「ドイツ」國內ニ於テ之ヲ製造シ又ハ輸入スルコトヲ嚴禁ス」

「前項ノ規定ハ特ニ右物品又ハ考案ノ製造、貯藏及使用ヲ目的トスル材料ニ付之ヲ適用ス

「装甲車、「タンク」及軍用ニ供シ得ヘキ之ニ類似スル一切ノ製品亦之カ製造及「ドイツ」國ヘノ輸入ヲ禁止ス」

(第一百七十二條乃至第二百九十四條之に續く)

「第二百九十五條

E-36
 「締約國ニシテ一九一二年一月二十三日「ヘーダー」ニ於テ署名セラレタル阿片條約ニ未タ署名セサルモノ又ハ署名シタルモ未タ之ヲ批准セサルモノハ該條約ヲ實施スヘキコト及此ノ目的ノ爲遲滯ナク且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施後十二月ノ期間内ニ必要ナル法令ヲ制定スヘキコトニ同意ス

「又締約國ハ本條約ノ批准ハ阿片條約ヲ批准セサ
ル國ニ付テハ該條約ノ批准ニ及一九一四年第三回阿
片會議ノ決議ニ從ヒ該條約實施ノ爲「ヘーリー」ニテ
設ケラレタル特別認定書ノ署名ニ一切ノ點ニ於テ均
シキモノト看做スコトニ同意ス。」

（第二百九十六條乃至第四百四十條之に續く）

E-37

左記の列強は一九一九年の平和條約に署名し之を批准せり

批准

日本國	「ベルギー」國
「イギリス」帝國	「ボリヴィア」國
「カナダ」	「ブラジル」國
「オーストラリア」	「南アフリカ」
「ニュージーランド」	「ギリシャ」國
「インド」	「キューバ」國
「中華民國」	「グアテマラ」國
「フランス」國	「ハイチ」國
「ポルトガル」國	「ホンデュラス」國
「シヤム」國	「イタリア」國
「ドイツ」國	「ニカラグア」國
「ボーランド」國	「リベリア」國
「ルーマニア」國	「バナマ」國
「セルブ・クロアート・スロヴェー ヌ、若ハ「ユーゴースラヴィア」國	「ベル」國
「チエツコ・スロヴァキア」國	「ボーランド」國
「ウルグアイ」國	

左記の中立列強は前記條約第一締たる國際聯盟規約の原加盟國となりたり

「アルゼンチン」國

36

「チリ」國
「コロンビア」國
「デンマーク」國
「オランダ」□國
「ノルウェー」國
「スイス」□
「ヴェネズエラ」國

左記の列強は各の下に掲げられたる年に於て聯盟
となれり

「アルベニア」國	一九二〇年
「オーストリア」國	一九二〇年
「ブルガリア」國	一九二〇年
「コスタリカ」國	一九二〇年
「トルクセンブルグ」國	一九二〇年
「フラン西スブルグ」國	一九二〇年
「エストニア」國	一九二六年
「ラトヴィア」國	一九二〇年
「エストニア」國	一九二一年
「ハンガリアイア」國	一九二一年
「アイルランド」自由國	一九二三年
「サン・ドミニゴ」國	一九二四年

故に右の列強は總て一九二七年以前に於て國際聯盟に加入し、聯盟國となり居りたるものなり。左記

の列強は右の時期以後聯盟國となりたり。

「ソビエット」聯邦

「メキシコ」國

「アフガニスタン」國

「トルコ」國

「エジプト」國

8

「アメリカ」合衆國及「サウディ・アラビア」國を除く世界の全列強六十三ヶ國は或る時期には聯盟國たりしなり。

極東国際軍事裁判所判決

附屬書B-17

日米委任統治條約
 (一九二二年二月十一日「ワシントン」ニ於テ調印)

日本國及「アメリカ」合衆國ハ
 「一九一九年六月二十八日署名セラレタル」「ヴエルサイユ」條約第百十九條ニ依リ「ドイツ」國カ同條約ニ謂フ主タル同盟及聯合國タル諸國即チ「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ノ爲ニ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ権利及權原ヲ拠棄シタルコトヲ思ヒ

「前記「ヴエルサイユ」條約第百十九條ニ依リ合衆國ニ歸屬スル利益ハ合衆國及「ドイツ」國間ノ友好關係ヲ恢復セムカ爲一九二一年八月二十五日署名セラレタル兩國間ノ條約ニ依リ確認セラレタルコトヲ思ヒ

前記四國即チ「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ハ「ヴエルサイユ」條約ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル舊「ドイツ」領諸群島ニ付左記ノ條項ニ準據シテ其ノ施政ヲ行フノ委任ヲ日本國皇帝陛下ニ付與スルコトニ一致シタルコトヲ思ヒ
 「第一條 日本國皇帝陛下(以下受任國ト稱ス)ニ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北

E-39

ニ位スル舊「ドイツ」領諸島ノ全部ヲ含ム
「第二條 受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ
對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ
全權ヲ有スヘク且情況ニ應シ必要ナル地方的
變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用
スルコトヲ得

「受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住
民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力
増進スヘシ

「第三條 受任國ハ奴隸賣買ヲ禁止スルコト並須
要ナル公共的工事及役務ノ為ニスル場合ヲ除
クノ外強制勞働ヲ許容セサルコトヲ督視スヘ
シ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フ
コトヲ要ス

「受任國ハ又一九一九年九月十日署名ノ武
器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル
條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武
器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ
「土著民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコト
ヲ禁止スヘシ

「第四條 土著民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地
域ノ地方的防衛ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之
ヲ禁止スヘシ及本地域内ニ陸海軍根據地又ハ
築城ヲ建設スルコトヲ得ス
「第五條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關ス
ル地方的法規ニ反セサル限り受任國ハ本地域
内ニ於テ良心ノ自由並各種禮拜ノ自由執行ヲ
確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其

E-40

E-41

ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ到リ、旅行シ又ハ
居住スルコトヲ許スヘシ

「第六條 受任國ハ國際聯盟理事會ヲ滿足セシム
ヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニ
ハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ且第
二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行
スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ
第七條 本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ
國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス

「受任國ハ本委任統治條項ノ規定ノ解釋又
ハ適用ニ關シ受任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛
争ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ紛争力交渉ニ依
リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟
規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所
ニ付託スヘキコトニ同意ス

「合衆國ハ「ヴエルサイユ」條約ヲ批准セス且前
記委任ニ關スル協定ニ參加セサリシコトヲ思ヒ

「前記諸島殊ニ「ヤツブ」島ニ於ケル兩國政府及
其ノ各自ノ國民ノ權利ニ關シ確定的了解ニ到達セム
コトヲ希望シ此ノ目的ノ爲條約ヲ締結スルコトニ決
シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アメリカ」合衆國大統領、「アメリカ」合衆
國國務長官「チアーズ・エヴァンス・ヒューズ」

及

日本國皇帝陛下、「ワシントン」駐劄特命全權

大使男爵幣原喜重郎

前記各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良
好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

「本條約ノ規定ヲ留保シテ合衆國ハ日本國ガ前記委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ舊「ドイツ」領諸島ノ施政ヲ行フコトニ同意ス

第二條

「合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治條項第三條、第四條及第五條ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ

「締約國ハ尙左ノ如ク約定ス

- (一) 日本国ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心ノ完全ナル自由及各種禮拜ノ自由執行ヲ右諸島ニ於テ確保スヘシ斯ル一切ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右諸島内ニ旅行シ及居住シ竝右諸島内ニ於テ財產ヲ取得シ及占有シ、宗教的建物ヲ建設シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ尤モ日本國ハ公ノ秩序及善政ヲ維持スルニ必要ナルヘキ監理ヲ行ヒ且右監理上必要ナル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルモノトス
- (二) 委任統治諸島ニ於ケル米國人ノ既得財產權ヘ尊重セラルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサルヘシ治諸島ニ之ヲ適用スヘシ
- (三) 日本国及合衆國間ノ現存諸條約ハ委任統治諸島ニ之ヲ適用スヘシ
- (四) 日本国ハ其ノ國際聯盟理事會ニ提出スヘキ委任ノ統治ニ關スル年報ノ複本ヲ合衆國ニ送付スヘシ
- (五) 本條約ニ記載シタル事項ハ本條約ニ引用シタル委任統治條項ニ加ヘラルコトアル

ヘキ變更ニ依リ影響ヲ受クルコトナカルヘ
シ但シ右變更ニ對シ合衆國力明ニ同意シタ
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

『第三條

『合衆國及其ノ國民ハ現存「ヤツブ」「グアム」
海底電信線又ハ將來合衆國若ハ其ノ國民ノ敷設シ若
ハ運用スルコトアルヘキ「ヤツブ」島ニ接續スル海
底電信線ノ陸揚及運用ニ關スル一切ノ事項ニ付日本

國又ハ他ノ各國及其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地歩
ニ於テ「ヤツブ」島ニ自由ニ出入スルコトヲ得ヘシ

『前項ニ定ムル權利及特權ハ又無線電信ニ依ル通
信ニ關シ合衆國政府及其ノ國民ニ許與セラルヘシ但
シ日本國政府カ「ヤツブ」島ニ適當ナル無線電信局
E-4³ヲ設立維持シ差別的料金ヲ課スルコトナク又順位ヲ
スルコトナク海底電信線及船舶又ハ海岸ニ在ル他
ノ無線電信局トノ間ニ有效ニ通信ヲ接續スル限りハ
合衆國又ハ其ノ國民カ問島ニ於テ無線電信局ヲ設置
スルノ權利ノ行使ハ之ヲ停止スヘシ

『第四條

『第三條ニ定ムル權利ニ關聯シテ左記諸項ノ特殊
權利、特權及免除ハ電氣通信ニ關スル限り合衆國及
其ノ國民ハ「ヤツブ」島ニ於テ之ヲ享有スヘシ

『(一) 合衆國國民ハ同島ニ於テ無制限ノ居住權ヲ
有スヘク且合衆國及其ノ國民ハ日本國若ハ他
ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地歩
ニ於テ一切ノ動產不動產及之ニ關スル利益
(土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物
ヲ含ム)ヲ取得シ及保持スルノ權利ヲ有スヘ
シ

- (二) 合衆國國民ハ第三條ノ規定ニ従ヒ同島ニ於テ海底電信線ヲ陸揚及運用シ若ハ無線電信局ヲ設置スルカ爲又ハ本條及第三條ニ定ムル権利及特權ヲ享有スルカ爲許可又ハ免許ヲ受クルノ義務ヲ有セス
- (三) 海底電信線又ハ無線電信ニ依ル通信又ハ運用ニ關シ檢閲又ハ監督ヲ行フヘカラス
- (四) 合衆國國民ハ其ノ身證及財產ニ付同島出入ノ完全ナル自由ヲ有スヘシ
- (五) 海底電信線若ハ無線電信局ノ運用ニ關シ又ハ財產、人若ハ船舶ニ關シ租稅、港灣若ハ陸揚ニ關スル課金又ハ如何ナル性質ノ取立金セ切ニテノ徵收スヘカラス
- (六) 差別的監察規則ハ之ヲ實施スヘカラス
- (七) 日本国政府ハ合衆國又ハ其ノ國民カ他ノ方法ヲ以テシテハ同島ニ於テ電氣通信ノ目的ノ爲必要ナル財產又ハ便宜ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ之ヲ同國又ハ其ノ國民ニ確保スル爲公用徵收權ヲ行使スヘシ
- 右徵收セラルヘキ土地ノ位置及面積ハ各場合ノ需要ニ從ヒ兩國政府間ニ協定スヘキモノトス同島ニ於テ電氣通信ノ目的ニ供セラル合衆國又ハ其ノ國民ノ財產及便宜ハ公用徵收ヲ受クルコトナカルヘシ

第五條

本條約ハ締約國ニ於テ其ノ各自ノ憲法ニ従ヒ批准セラルヘシ本條約ノ批准書ハ出來得ル限り速ニ

E-45
 「ワシントン」ニ於テ交換スヘク且本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルヘシ
 『右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印ス
 一九二二年二月十一日「ワシントン」市ニ於テ本

書二通ヲ作成ス

「チャールス・エヴァンス・ヒューズ」(印)
 「幣原喜重郎(印)」

『而シテ該條約ハ兩當事國ニ於テ正式ニ批准セラレ且兩國政府ノ批准書ハ一九二二年七月十三日「ワシントン」市ニ於テ交換セラレタルガ故ニ
 兹ニ本官「アメリカ」合衆國大統領「ワーレン・G・ハーディング」ハ該條約並ビニ其ノ凡テノ條項ガ合衆國及ビ其ノ市民ニ依リ誠實ヲ以テ遵守且ツ履行セラレンガ爲該條約ヲ公表セシメタリ
 右證據トシテ本官ハ之ニ署名シ且ツ合衆國ノ國璽ヲ押捺セシメタリ

『西暦一九二二年即、合衆國獨立第一四七年
 「ワシントン」市ニ於テ

『「アメリカ」合衆國國璽』

大統領「ワーレン・G・ハーディング」
 國務長官「チャールス・E・ヒューズ」』

E-46

(交換公文)

(日本國大使ヨリ「アメリカ」合衆國國務長官
 宛)

45

『以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ニ屬スル太平洋中赤道以北ニ位スル諸島ニ關スル日米條約ニ署名セムトスルニ當リ本官ハ本國政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ右諸島ノ港及水面ニ到來スル合衆國ノ國民及船舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルコトヲ閣下ニ保證スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

國務長官「チャールス・E・ヒューズ」閣下

幣原喜重郎

一一一一一

(國務長官ヨリ日本國大使宛)

『以書翰致啓上候陳者日本國政府ニ於テ日本國ノ委任統治諸島ノ港及水面ニ到來スル米國ノ國民及船舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルノ意思ヲ有スル趣一九二二年二月十一日附貴翰ヲ以テ御申越相成致敬承候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

在「ワシントン」國務省

「チャールス・E・ヒューズ」

日本國大使男爵幣原喜重郎閣下

一一一一一

E-47

(國務長官ヨリ日本國大使宛)

「以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル舊「ドイツ」國屬地ニ關スル日米條約ニ署名セントスルニ當リ本官ハ若シ將來合衆國政府カ「オーストラリア」及「ニュージーランド」ニ適用セラルヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ目下右屬領ノ施政ノ下ニ在ル赤道以南ノ委任統治諸島ニ右條約ヲ及ホサシムルコトニ努ムヘキ旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候尤モ合衆國ハ未タ此等諸島ニ觸スル委任統治ニ同意ヲ與フルノ條約ヲ締結スルニ至ラサルコトヲ附言致候

尙本官ハ委任統治ノ下ニ在ル舊「ドイツ」國領土ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政府ハ委任統治權ヲ有スル政府ニ於テ其ノ委任統治ノ施政ニ關スル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求スルノ意思ヲ有スル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

「ワシントン」國務省ニ於テ

「チャールス・E・ヒューズ」

日本國大使男爵幣原喜重郎閣下

一一一一一

E-48

「以書翰致啓上候陳者若シ將來合衆國政府カ「オー

ストラリア」及「ニュージーランド」ニ適用セラル
ヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ「オーストラリア」及「ニュージーランド」ノ委任統治ノ
下ニ在ル赤道以南ノ諸島右條約ヲ及ホサシムルコ
トニ努ムヘキ趣竝今後委任統治ノ下ニ在ル舊「ドイ
ツ」國領土ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政
府ハ委任統治國ニ於テ右委任統治地域ノ施政ニ關ス
ル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ
合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求スルノ意思ヲ有スル
趣本日附書翰ヲ以テ御申越相成致敬承候

右貴下ノ御通報了承旁本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ
敬意ヲ表シ候 敬具

一九二二年二月十一日

「ワシントン」日本帝國大使館ニ於テ

幣原喜重郎

國務長官「チャールス・E・ヒューズ」閣下

極東國際軍事裁判所判決

附圖書 B 1八

四國條約

(一九二一年十二月十三日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國ハ
 一般ノ平和ヲ確保シ且太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ
 維持スルノ目的ヲ以テ
 之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ
 全權委員ヲ任命セリ」

（全權委員名簿之に續く）

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好
 妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

一

締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル
 屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スペ
 キコトヲ約ス
 締約國ノ何レカノ間ニ如何ナル太平洋問題ニ起
 因シ且前記ノ權利ニ關スル爭議ヲ生シ外交手段ニ
 依リテ滿足ナル解決ヲ得ルコト能ハス且其ノ間ニ
 幸ニ現存スル圓滿ナル協調ニ影響ヲ及ホスノ虞ア

ル場合ニ於テハ右締約國ハ共同會議ノ爲他ノ締約國ヲ招請シ當該事件全部ヲ考量調整ノ目的ヲ以テ其ノ議ニ付スヘシ

二

前記ノ權利力別國ノ侵略的行爲ニ依リ脅威セラルニ於テハ締約國ハ右特殊事態ノ急ニ應スル爲共同ニ又ハ各別ニ孰ルヘキ最有效ナル措置ニ關シ諒解ヲ遂ケム力爲充分ニ且爾意ナク互ニ連絡シシ

三

本條約ハ實施ノ時ヨリ十年間效力ヲ有シ且右期間滿了後ハ十二月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ終了セシムル各締約國ノ權利ノ留保ノ下ニ引續キ其ノ效力ヲ有ス

四

本條約ハ締約國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルヘク遠ニ批准セラルヘク且「ワシントン」ニ於テ行ハルヘキ批准書寄託ノ時ヨリ實施セラルヘシ之ト同時ニ一九一一年七月十三日「ロンドン」ニ於テ締結セラレタル「グレーント・ブリテン」國及日本國間ノ協約ハ終了スルモノトス合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證體本ヲ全署名國ニ送付スルモノトス

本條約ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ表現シ合衆國政府ノ記録保管所ニ寄託保存セラレ

且其ノ正當ナル認證謄本ハ同政府之ヲ各署名國ニ
送付スルモノトス
「右證據トシテ前記全體委員ハ本條約ニ署名ヲ爲
シタリ
一九二一年十三月十三日「ワシントン」市ニ於
テ之ヲ作成セリ」

批准

左の列強は各の下に掲げられたる期日に批准書を
「ワシントン」に於いて寄託せり

「アメリカ」合衆國 一九二三年八月十七日
「イギリス」帝國 一九二三年八月十七日
「フランス」國 一九二三年八月十七日
日本國 一九二三年八月十七日

裏面白紙

E-52

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B 一八一 a

四國條約附屬聲明

「本日「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國間ノ條約ニ署名スルニ當リ各署名國ノ諒解及意旨ヘ左ノ如クナルコトヲ茲ニ聲明ス

「一、本條約ハ太平洋ニ於ケル委任統治諸島ニ之ヲ適用ス但シ本條約ノ締結ハ之ヲ以テ「アメリカ」合衆國ガ右委任統治ニ對シ同意ヲ與ヘタルモノト認ムルコトヲ得ス且「アメリカ」合衆國ト當該受委団トノ間ニ右委任統治諸島ニ關スル協定ノ締結ヲ妨クルモノニ非ス

「二、第一條第二項ニ掲クル爭議ハ國際法ノ原則ニ依リ専ラ當該國ノ國內法權ニ屬スル問題ヲ含ムモノト解スヘカラス

「一九二一年十二月十三日「デイストリクト・オヴ・コロンビア」「ワシントン」」

調印

右聲明は左の列強により調印せられたり

「アメリカ」合衆國
日本國

「イギリス」帝國
「フランス」國

E-53

樺東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1八一〇

四國條約追加協定

(一九二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國及日本國ハ一九二一年十二月十三日「ワシントン」ニ於テ署名シタル四國條約ノ追加タル左ノ取極ヲ各其ノ全權委員ニ依リ協定シタリ

「前記條約ニ使用セラレタル「島嶼タル屬地及島嶼タル領地」ナル語ハ之ヲ日本國ニ適用スルニ付テハ單ニ様太（即チ「サガレン」島ノ南部）臺灣及澎湖列島並日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル諸島ノミヲ包含スルモノトス

「本協定ハ前記條約ニ追加トシテ之ト同一ノ效力ヲ有ス

「一九二一年十二月十三日ノ前期條約中批准ニ關スル第四條ノ規定ハ本協定ニ之ヲ適用ス本協定ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ表現シ合衆國政府ノ記録保管所ニ寄託保存セラレ且其ノ正當ナル認證謄本ハ同政府之ヲ他ノ各締約國ニ送付スルモノトス

「右證據トシテ前記各全權委員ハ本協定ニ署名ヲ爲シタリ

「一九二二年二月六日「ワシントン」市ニ於テ之作成セリ」

次の列強は各々の下に掲げたる期日に批准書を寄
託せり

批 准

日本	一九二三年八月十七日
「アメリカ」合衆國	一九二三年八月十七日
「イギリス」帝國	一九二三年八月十七日
「フランス」國	一九二三年八月十七日

極東國際軍事裁判所判決

E- 54

附屬書B-18-10

四國誓約

「オランダ」國ニ對スル日本國ノ聲明
(一九二二年二月六日附)

(一九二三年八月十七日發表)

「日本國ハ「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國及「フランス」國トノ間ニ、一般ノ平和ヲ確保シ且太平洋方面ニ於ケル各自ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ維持スルノ目的ヲ以テ一九二一年十二月十三日條約ヲ締結シ之ニ依リ締約國ハ互ニ右屬地及領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スルコトヲ協定セリ

「「オランダ」國ハ前記條約ノ署名國ニ非ス從テ太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ハ前記協定中ニ包含セラレサルニ因リ日本國政府ハ該條約ノ精神ニ反スル斷定ノ生スル餘地ナカラシメムコトヲ望ミ太平洋方面ニ於ケル「オランダ」國ノ島嶼タル屬地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ固ク決意シタル旨茲ニ聲明セムト欲ス」

E-55
極東國際軍事裁判所判決

附屬書 I B - I a

四國誓約

「ボルトガル」國ニ對スル日本國ノ聲明
(一九二二年二月六日附)
(一九二三年八月十七日發表)

「日本國ハ、『アメリカ』合衆國、『イギリス』
帝國及『フランス』國トノ間ニ、一般ノ平和ヲ確保
シ、且太平洋方面ニ於ケル各自ノ島嶼タル屬地及島
嶼タル領地ニ關スル、其ノ權利ヲ維持スルノ目的ヲ
以テ、一九二一年十二月十三日條約ヲ締結シ、之ニ
依リ締約國へ、互ニ右屬地及領地ニ關スル其ノ權利
ヲ尊重スルコトヲ協定セリ

「ボルトガル」國ヘ、前記條約ノ署名國ニ非ズ、
從テ太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ヘ、前記協定中
ニ包含セラレザルニ因リ、日本國政府ヘ該條約ノ精
神ニ反スル斷定ノ生ズル餘地ナカシメムコトヲ望ミ、
太平洋方面ニ於ケル「ボルトガル」國ノ島嶼タル屬
地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ、固ク決意
シタル旨、茲ニ聲明セムト欲ス」

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1九

海軍々備制限ニ關スル「ワシントン」條約
(一九二二年一月六日「ワシントン」ニ於テ調印)

「「アメリカ」合衆國、「イギリス」帝國、「フランス」國、「イタリア」國及日本國ハ

「一般ノ平和ノ維持ニ貢獻シ且軍備競争ノ負担ヲ輕減セシコトヲ望ミ

「右目的ヲ達成スル爲各自ノ海軍々備ヲ制限スルノ條約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名)

「各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ」

(第一條乃至第十八條之に續く)

第十九條

「合衆國、「イギリス」帝國及日本國ハ左ニ掲ぐル各自ノ領土及屬地ニ於テ要塞及海軍根據地ニ關シ本條約署名ノ時ニ於ケル現狀ヲ維持スヘキコトヲ約定ス

「(1)合衆國カ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地
(a)合衆國、「アラスカ」及「バナマ」運河地帶ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリューシヤン」諸島

ヲ包含セス」並
「ハリイ」諸島ヲ除ク

「香港及「イギリス」帝國カ東經百十度以東ノ

太平洋ニ於テ理ニ領有シ又ヘ將來取得スルコトアル
ヘキ島嶼タル屬地但シ「カナダ」海岸ニ近接ス

ル島嶼

(d) 「オーストラリア」連邦及其ノ領土並

(e) 「ニュージーランド」ヲ除ク

「曰太平洋ニ於ケル日本國ノ下記ノ島嶼タル領土
及屬地即チ千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球
諸島、臺灣及澎湖諸島並日本國カ將來取得スルコト
アルヘキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地

「前記ノ現狀維持トハ右ニ掲クル領土及屬地ニ於
テ新ナル要塞又ハ海軍根據地ヲ建設セサルヘキコト、
海軍力ノ修理及維持ノ爲現存スル海軍諸設備ヲ増大
スルノ處置ヲ執ラサルヘキコト並右ニ掲クル領土及
屬地ノ沿岸防備ヲ增大セサルヘキコトヲ謂フ但シ右
制限ハ海軍及陸軍ノ設備ニ於テ平時慣行スルカ如キ
磨損セル武器及裝備ノ修理及取替ヲ妨クルコトナシ」
(第二十條乃至二十二條之に續く)

「第二十三條

「本條約ハ一九三六年十二月三十一日迄效力ヲ有
ス締約國中何レノ一國ヨリモ右期日ノ二年前ニ本條
約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本條約ハ締
約國ノ一國カ廢止ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ二年ヲ經
過スル迄引續キ其ノ效力ヲ有スヘク爾後本條約ハ締
約國全部ニ對シ廢止セラルヘシ右通告ハ合衆國政府
ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク同政府ハ直ニ通告書
ノ認證謄本ヲ爾餘ノ締約國ニ送付シ且通告ヲ受領シ

タル日ヲ之ニ通知スヘシ該通告ハ右受領ノ日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ效力ヲ生スルモノトス合衆國政府自ラ廢止ノ通告ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ通告ハ他ノ締約國ノ「ワシントン」駐劄外交代表者ニ對シテ之ヲ行フヘク該通告ハ右外交代表者ニ通牒ヲ爲シタル日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ效力ヲ生スルモノトス
『何レカノ一國ノ爲シタル廢止通告カ效力ヲ生シタル日ヨリ一年内ニ締約國全部ハ會議ヲ開催スヘシ』
(第二十四條之に續く)

批 准

本條約は左の列強により正式に批准せられたり

日本國

「アメリカ」合衆國
「グレート・ブリテン」國
「フランス」國
「イタリア」國

E-59 極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B-1-〇

九國條約

(一九二二年二月六日「ワシントン」ニ於テ調印)

「アメリカ」合衆國、「ベルギー」國、「イギリス」帝國、中華民國、「フランス」國、「イタリア」國、日本國、「オランダ」國及「ポルトガル」國ハ

「極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ中華民國ノ権利益ヲ擁護シ且機會均等ノ基礎ノ上ニ中華民國ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ増進セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ

「右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之力爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

（全權委員名簿之に續く）

「右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之力良好安當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

「第一條

「中華民國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス

（二）中華民國ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト

（三）中華民國カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト

（三）中華民國ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維

持スル爲各盡力スルコト

（四）友好國ノ臣民又ハ人民ノ権利ヲ被殺スヘキ特別ノ権利又ハ特權ヲ求ムル爲中華民國ニ於ケル情勢ヲ利用スルコトヲ及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

第二條

締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定ス

第三條

一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ中華民國ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ中華民國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス

（五）中華民國ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極

（六）中華民國ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ権利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス中華民國政府若ハ地方官意ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占権又ハ優先権或ハ其ノ範囲、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無效ニ節セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占権又ハ優先権

『本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財產又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス

『中華民國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約ス

『第四條

『締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ中華民國領土ノ特定地方ニ於テ勢力範囲ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス

『第五條

E-62
『中華民國ハ中華民國ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物力中華民國鐵道ニ依リ輸送セラルル前若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ國民カ特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ

『第六條

『中華民國以外ノ締約國ハ中華民國ノ參加セサル

戰爭ニ於テ中華民國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ中華民國ハ中立國タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

「第七條
「締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マシト認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隨意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス」

（第八條及第九條之に續く）

「右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス」

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て「ワシントン」條約の批准書を寄託せり

日本國	一九二五年八月五日
「アメリカ」合衆國	一九二五年八月五日
「ベルギー」國	一九二五年八月五日
「オランダ」國	一九二五年八月五日
「イギリス」帝國	一九二五年八月五日
中華民國	一九二五年八月五日
「フランス」國	一九二五年八月五日
「イタリア」國	一九二五年八月五日
「ボルトガル」國	一九二五年八月五日

松東國際軍事裁判所判決

E-64

附屬書 B-12

阿片其ノ他ノ麻薬濫用ノ禁遏ニ關スル條約

(一九二二年一月二十三日「ハーグ」ニ於テ調印)

「「ドイツ」帝國ノ名ヲ以テスル「ドイツ」國皇帝
「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、
中華民國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、
「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國及
「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝
陛下、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、
「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシャ」國皇帝陛下、
「ポルトガル」共和國大統領、全「ロシア」國皇帝
陛下、「シャム」國皇帝陛下ハ

一九〇九年上海萬國阿片調查委員會ノ創定シタル方針ニ對シ更ニ一步ヲ進メムコトヲ希望シ。

「阿片、「モルヒネ」、「コカイン」竝此等物質ヨリ製造又ハ誘導シタル薬品ニシテ之ト同様ノ害毒ヲ惹起シ又ハ惹起シ得ヘキモノノ濫用ヲ漸次禁遏セムコトヲ期シ。

「此ノ點ニ關シ國際協商ヲ遂クルコトノ必要ニシテ相互ノ利益ナルコトヲ認メ
同ヲ得ヘキコトヲ確信シ之カ爲ニ條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

E-65

(全權委員名簿之に續く)

右委員ハ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定シタリ』

(第一條乃至五條之に續く)

第六條

締約國ハ各其ノ國內ニ於ケル特殊ノ事情ヲ參酌シテ阿片煙膏ノ製造、國內取引及使用ヲ漸次且有效ニ禁過スルノ措置ヲ執ルヘシ但シ右ニ關シ既ニ法規ノ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條

締約國ハ阿片煙膏ノ輸出入ヲ禁止スヘシ尤モ其ノ輸出ヲ直ニ禁止シ得サル國ハ成ルヘク速ニ之ヲ禁止スヘシ

第八條

ア片煙膏ノ輸出ヲ直ニ禁止シ得サル締約國ハ
(a) 阿片煙膏ヲ輸出シ得ヘキ都市、港其ノ他ノ地ノ數ヲ制限スヘシ
(b) 現ニ阿片煙膏ノ輸入ヲ禁止シ又ハ將來之ヲ禁止スヘキ國ニ對スル其ノ輸出ヲ禁止スヘシ
(c) 阿片煙膏ノ輸入ヲ制限セムトスル國ニ對シテハ輸出者カ輸入國ノ法令ニ遵由スル場合ニ限り當分之カ輸出ヲ許可スヘシ

- (d) 阿片煙膏ヲ包容スル輸出包装物ニ付各其ノ
内容ノ性質ヲ表示スヘキ特別記號ヲ附セシム
ルカ爲ニ措置ヲ執ルヘシ
- (e) 特ニ認許セラレタル者ニ依ルノ外阿片煙膏
ノ輸出ヲ許可セサルヘシ

(第九條乃至十四條之に續く)

第十五條

E-67 中華民國ト條約ヲ有スル締約國（條約國）ハ中
華民國政府ト協同シテ中華民國領土、締約國ノ極東
殖民地及中華民國內ニ締約國ノ保有スル租借地内ニ
生阿片、阿片煙膏、「モルヒネ」、「コカイン」及
其ノ各類頒並本條約第十四條ニ掲タル物質ヲ密輸入
スルコトヲ禁焉スルカ爲ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ
中華民國政府ニ於テハ阿片其ノ他ノ前記物質ヲ中華
民國ヨリ外國殖民地及租借地ニ密輸出スルコトヲ禁
焉スルカ爲ニ同様ノ措置ヲ執ルヘシ

第十六條

中華民國政府ハ「モルヒネ」、「コカイン」及
其ノ各類頒並本條約第十四條ニ掲タル物質ノ販賣及
分配ノ取締ノ爲其ノ國民ニ適用スヘキ藥劑ニ關スル
法令ヲ公布シ且中華民國ト條約ヲ有スル各國政府ニ
對シ其ノ北京駐劄外交代表者ヲ經テ之ヲ通知スヘシ
中華民國ト條約ヲ有スル締約國政府ハ右法令ヲ審査
シ其ノ承認スヘキモノナルコトヲ認メタルトキハ中
華民國ニ居住スル自國民ニ對シ之ヲ適用スルカ爲ニ

必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第十七條

E-68
「中華民國ト條約ヲ有スル締約國ハ中華民國內ニ在ル其ノ租借地、「居留地」及專管居留地ニ於テノ阿片吸食ノ習癖ヲ制限シ且之ヲ取締ル爲必要ナル措置ヲ執ルコト、阿片窟又ハ類似ノ場屋現存セハ中華民國政府ト「同一ノ步調」ヲ以テ之ヲ閉鎖スルコト並娛樂場及娼檯ニ於ケル阿片ノ使用ヲ禁止スルコトヲ籌スヘシ

第十八條

「中華民國ト條約ヲ有スル締約國ハ中華民國內ニ在ル其ノ租借地、居留地及專管居留地ニ於テ生阿片及阿片煙膏ノ販賣店現存セハ其ノ數ヲ漸次減少セシムルカ爲中華民國政府ト「同一ノ步調」ヲ以テ有效ナル措置ヲ執ルヘシ前記各締約國ハ中華民國內ニ在ル其ノ租借地、居留地及專管居留地ニ於ケル阿片ノ小賣ヲ制限シ且之ヲ取締ルカ爲ニ有效ナル措置ヲ執ルヘシ但シ右ニ關シ既ニ法規ノ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條

「中華民國內ニ郵便局ヲ有スル締約國ハ生阿片、阿片煙膏、「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ各鹽類並本條約第十四條ニ掲タル物質ヲ小包郵便トシテ不法ニ中華民國內ニ輸入シ又ハ該郵便局ヲ經テ中華民國ノ一地方ヨリ他ノ地方ニ不法ニ之ヲ傳送スルコ

トヲ禁止スルカ爲ニ有效ナル措置ヲ執ルヘシ

(第二十條乃至二十四條之に續く)

E-69
『第二十五條

* 締約國ノ一國カ本條約ヲ廢棄セムト欲スルトキ
ハ右廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「オランダ」國政府ニ通
知スヘク同國政府ハ直ニ右通知書ノ認證謄本ヲ一切
ノ他ノ締約國ニ通牒シ且右通知書ヲ受領シタル日附
ヲ通報スヘシ

* 右ノ廢棄ハ其ノ通知ヲ爲シタル國ニ關シテノミ
其ノ效力ヲ生シ且「オランダ」國政府カ其ノ通知書
ヲ受領シタル時ヨリ一年ヲ経過シタル後ニ非サレハ
其ノ效力ヲ生セス

右證據トシテ各全體委員ハ本條約ニ署名ス
* 一九一二年一月二十三日「ヘーベー」ニ於テ本書
一通ヲ作成シ之ヲ「オランダ」國政府ノ記録ニ寄託
保存シ其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ヲ經テ之ヲ本會
議ニ代表者ヲ出シタル一切ノ國ニ交付スヘシ
(署名之に續く)

E-70
批准

左の列強は本條約の批准書を寄託し各の下に掲げ
たる期日に「ヘーベー」に於て最終議定書に署名せり

日本國	一九二〇年一月十日
中華民國	一九一四年二月九日
「フランス」國	一九二〇年一月十日

「グレート・ブリテン」國	一九一四年七月十五日
「イング」	一九一四年七月十五日
「カナダ」	一九一四年七月十五日
「ニュージーランド」	一九一四年七月十五日
「オーストラリア」	一九一四年七月十五日
「オランダ」	一九一四年七月二十八日
「アメリカ」合衆國	一九一三年十二月十五日
「アルバニア」國	一九二五年二月三日
「オーストリア」國	一九二〇年七月十六日
「ベルギー」國	一九一四年六月十六日
「ボリヴィア」國	一九二〇年一月十日
「ブラジル」國	一九一四年十二月二十三日
「ブルガリア」國	一九二〇年八月九日
「チリ」	一九二三年八月十六日
「コロンビア」國	一九二四年六月二十六日
「コスタリカ」國	一九二四年八月一日
「キューバ」國	一九二〇年三月八日
「チエツコスロヴアキア」國	一九二〇年三月十日
「ダンチツヒ」自由市	一九二二年四月十八日
「デンマーク」及「アイスラ ンド」國	一九一三年七月十日
「ドミニカ」共和國	一九二二年六月七日
「エクアドル」國	一九一五年二月二十五日
「エル・サルバドル」國	一九二二年九月十九日
「エストニア」國	一九二二年五月十六日
「フィンランド」國	一九二〇年一月十日
「ドイツ」國	一九二〇年三月三十日
「ギリシャ」國	

「グアテマラ」國	一九一三年八月二十七日
「ハイチ」國	一九二〇年六月三十日
「ホンジュラス」國	一九一三年八月二十九日
「ハンガリー」國	一九二一年七月二十六日
「イタリア」國	一九二四年六月二十八日
「ラトヴィア」國	一九二四年三月二十五日
「リベリア」國	一九二〇年六月三十日
「リビテンスタイン」國	一九三六年七月十五日
「ルクセンブルグ」國	一九二二年八月二十一日
「メキシコ」國	一九二五年四月二日
「モナコ」國	一九二五年四月十五日
「ニカラグワ」國	一九二五年二月二十日
「ノルウェー」國	一九一四年十一月十二日
「バナマ」國	一九二〇年十一月二十五日
「ベル」國	一九二〇年一月十日
「ボーランド」國	一九二〇年一月十日
「ルーマニア」國	一九一三年十二月十五日
「ボルトガル」國及「ボルト ガル」領東「アフリカ」	一九二〇年九月十四日
「シャム」國	一九一三年七月十日
「スペイン」國	一九一九年一月二十五日
「スエーデン」國	一九二〇年四月十七日
「イス」國	一九一四年一月十五日
「トルコ」國	一九二五年四月十五日
「ウルグアイ」國	一九三三年九月十五日
「ヴェネズエラ」國	一九一六年四月三日
「ユーゴースラヴィア」國	一九二〇年十月二十八日

左の列強は各の下に掲げたる期日に本條約に加入せり

「アフガニスタン」國 一九四四年五月五日
「ベルギー」領「コンゴ」 一九四二年七月二十九日
「エジプト」國 一九四二年六月五日
「バラグアイ」國 一九四三年三月十七日
「ルアンダ・ウルンディイ」 一九四三年二月十九日
「サウディ・アラビア」 一九四三年二月十九日

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-一一二

條約

連盟ノ第二阿片會議

(一九二五年二月十九日「シユネーヴ」ニ於テ調印)

「アルバニア」國、「ドイツ」國、「オースト
リア」國、「ベルギー」國、「ブラジル」國、「イ
ギリス」帝國、「カナダ」、「オーストラリア」聯
邦、南「アフリカ」聯邦、「ニュージーランド」、
「アイルランド」自由國及「インド」、「ブルガリ
ア」國、「チリ」國、「キューバ」國、「デンマ
ーク」國、「スペイン」國、「フランス」國、「ギ
リシャ」國、「ハンガリー」國、日本國、「ラトヴ
イア」國、「ルクセンブルグ」國、「ニカラグワ」
國、「オランダ」國、「ベルシヤ」國、「ボーラン
ド」國、「ボルトガル」國、「セルブ・クロアート・
スロヴェネヌ」王國、「シヤム」國、「スードン」、
「イス」國、「チエツコスロヴァキア」國並ニ
「ウルグアイ」國ハ

「一九一二年一月二十三日ノ「ヘーグ」條約ノ條
項ノ締約國ニ依ル適用ガ著大ナル效果ヲ齊シタルコ
ト然レドモ右條約ノ適用アル物質ノ不正取引及濫用
ガ尙引續キ大規模ニ行ハルコトノ事實ヲ認メ
「此等物質ノ不正取引及濫用ガ右條約ニ規定セラ
ルル所ニ比シ此等物質ノ生産又ヘ製造ノ一層有効ナル制限ヲ

E-73 實施シ且國際取引ノ一層嚴重ナル取締及監視ヲ行フニ非ザレバ有效ニ禁止セラルコト能ハザルコトヲ確信シ

「從テ右條約ノ企圖スル目的ヲ達成シ且其ノ條項ヲ完全強固ナラシムル爲更ニ他ノ措置ヲ誇ゼンコトヲ希望シ
「右制限及取締ニハ一切ノ締約國ノ密接ナル協力ヲ要スルコトヲ思ヒ

「此ノ人道的努力ガ關係諸國全般ノ參加ヲ得ベキコトヲ信ジ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決定シ
「依テ締約國ハ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

（全權委員名簿之に續く）

「右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ」

（第一條之に續く）

第一二條

「締約國ハ生阿片ノ生產、分配及輸出ノ有效ナル取締ヲ確保スル爲法令及規則ヲ制定スルコトヲ約ス但シ右ニ關スル法令及規則ガ既ニ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ締約國ハ又一九一二年ノ「ヘーグ」條約第一條又ハ本條約ニ依リ制定セラレタル右法令及規則ヲ時々ニ審査シ且必要ニ應ジ一層強固ナラシムルコトヲ約ス」

（第三條之に續く）

E-74

「第四條

「本章ノ規定ハ左ノ物質ニ之ヲ適用ス

(a) 藥用阿片

(b) 粗製「コカイン」及「エクゴニン」

(c) 「モルヒネ」、「デアセチールモルヒネ」、

「コカイン」及其ノ各鹽類

(d) 藥局方所定タルト否トヲ問ハズ、○・二

「バーセント」ヨリ多量ノ「モルヒネ」又ハ

○・一「バーセント」ヨリ多量ノ「コカイン」

ヲ含有スル一切ノ製剤（所謂戒烟剤ヲ含ム）

（e）「チアセチールモルヒネ」ヲ含有スル一切

ノ製剤

（f）「インド大麻」「ガレヌス」製剤（「エキス」

及「チンキ」）

（g）第十條ニ基キ本條約ガ適用セラルコトア

ルベキ其他ノ麻醉剤

「第五條

「締約國ハ本章ノ適用アル物質ノ製造、輸入、販賣、分配、輸出及使用ヲ專ラ醫藥用及學術用ニ制限スル為有效ナル法令又ハ規則ヲ制定スベシ締約國ハ右物質ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ防止スル為互ニ協力スペシ」

（第六條乃至第十一條之に續く）

「第十二條

E-75

「各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸入每ニ各別ノ輸入許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸入セラルベキ量、輸入者ノ名及住所並ニ輸出者ノ名及住所ヲ記載スベシ

「輸入許可證ニハ輸入ガ行ハルルコトヲ要スベキ期間ヲ明示スペク又二回以上ノ荷送ヲ以テスル輸入ヲ許スコトヲ得

「第十三條

「一 各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸出每ニ各別ノ輸出許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸出セラルベキ量、輸出者ノ名及住所並ニ輸入者ノ名及住所ヲ記載スベシ

「二 締約國ハ右輸出許可證ヲ發給スルニ先チ輸入國政府ノ發給ニ係リ且輸入ガ認許セラルル旨ヲ證明スル輸入證明書ヲ、輸出許可證ヲ申請スル個人又ハ商社ヨリ提出スルコトヲ必要ト爲スベシ

「各締約國ハ出來得ル限り本條約附屬ノ輸入證明書ノ様式ヲ採用スルコトヲ約ス

(第十四添之に續く)

「第十五條

「一 一國ヨリ他國ニ輸出セラルル本條約ニ掲タル何レカノ物質ノ何レノ送荷モ之ヲ運搬シツタル船舶又ハ運搬具ヨリ積換ヘラルルト否トヲ問ハズ第三國ヲ通過スルコトヲ許サレザルベシ但シ送荷ニ添附セラルル輸

出許可證（又ハ轉向證明書ガ次號ニ從ヒ發給セラレタル場合ニハ該轉向證明書）ノ贊本ガ該國ノ當該官廳ニ提出セラレタル場合ハ此ノ限ニ在テズ・・・・・

（第十六條乃至第十八條之に續く）

第十九條

「常設中央委員會ハ本條約ノ實施ヨリ三月内ニ任命セラルベシ

「中央委員會ハ専門的能力、公平及無私ヲ以テ一般的信任ヲ博スベキ八名ノ者ヨリ成ルベシ

「中央委員會ノ委員ハ國際聯盟理事會ニ依リ任命セラルベシ

「「アメリカ」合衆國及「ドイツ」國ハ右任命ニ参加スル爲各一名ノ者ヲ指名スルコトヲ招請セラルベシ

E-77
「任命ヲ爲スニ當リテハ一方ニ於テ生產國及製造國並ニ他方ニ於テ消費國ニ於ケル藥品狀況ノ知識ヲ有シ且該國ニ關係ヲ有スル者ガ衡平ナル割合ニ於テ中央委員會ニ包含セラルルコトノ重要ナルヲ考慮スベシ

「中央委員會ノ委員ハ自己ヲ自國政府ニ直接從屬セシムル何等ノ職務ヲ帶ビザルベシ
「委員ハ五年ノ任期ヲ以テ任命セラルベク且再任命セラルルコトヲ得ベシ
「中央委員會ハ其ノ議長ヲ選舉スペク且其ノ議事規則ヲ制定スペシ
「委員會ノ會議ニ於テハ四名ノ委員ヲ以テ定足數

ト爲スベシ

「第二十四條及第二十六條ニ關スル委員會ノ決議ハ委員會ノ全委員ノ絕對多數ヲ以テ爲サルベシ」

(第二十條之に續く)

「第二十一條

「締約國ハ醫藥用、學術用及其ノ他ノ目的ノ爲ノ次年中ノ國內消費用トシテ其ノ領域内ニ輸入セラルベキ本條約ニ掲タル物質ノ各數量ノ見積ヲ第十九條ニ基キ設置セラルル常設中央委員會ニ毎年十二月三十一日前ニ送付スルコトヲ約ス

「右見積ハ關係政府ヲ拘束スルモノト看做サレザルベキモ中央委員會ノ義務遂行上該委員會ノ参考ニ供セラルルコトヲ其ノ目的トス

「右一年ノ期間中ニ於テ何レカノ國ガ事情ノ爲其ノ見積ヲ變更スルコトヲ必要トスル場合ニハ當該國ハ變更セラレタル數字ヲ中央委員會ニ通報スベシ

「第二十二條

「一、締約國ハ中央委員會ノ指定スル方法ニ依リ年末後三月(○)號ノ場合ニハ五月一内ニ能フ限り完全且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモノヲ毎年委員會ニ送付スルコトヲ約ス

(a) 生阿片及「コカ」葉ノ生産

(b) 本條約第三章第四條(b)、(c)及(d)ニ掲タル物質ノ製造及右製造ニ使用セラレタル原料。本條約ニ掲ゲラレザル其ノ他ノ誘導體ノ製造ニ使用セラレタル右物質ノ數量ハ別ニ之ヲ記

E-79

載スベシ

(e) 本條約第二章及第三章ニ掲タル物質ノ在庫品ニシテ政府用以外ノ目的ノ爲ノ國內消費用トシテ卸商ノ手ニ在ルカ又ハ政府ノ保有スルモノ

(d) 本條約第二章及第三章ニ掲タル物質ノ政府用以外ノ消費

(e) 本條約ニ掲タル各物質ニシテ不正ナル輸入又ハ輸出ノ爲沒收セラレタルモノノ數量。沒收セラレタル物質ガ處分セラレタル方法ハ右沒收及處分ニ關スル其ノ他ノ有用ナル情報ト共ニ記載セラルベシ

*前記(a)乃至(e)號ニ掲タル統計ハ中央委員會ニ依リ締約國ニ通報セラルベシ

*二、締約國ハ中央委員會ノ定ムル方法ニ依リ三月ノ各期間ノ終ノ後四週間内ニ本條約ニ掲タル各物質ノ前三月中ニ於ケル各國ヨリノ輸入及各國ヘノ輸出ノ統計ヲ委員會ニ提出スルコトヲ約ス右統計ハ委員會ノ定ムルコトアルベキ場合ニハ電報ヲ以テ送付セラルベシ但シ數量ガ各物質ニ付委員會ニ依リ定メラルベキ最小量ニ達セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

*三、本條ニ依ル統計ヲ提出スルニ際シ政府ハ一般醫藥用及學術用トシテ該國ニ於テ要スル數量ヲ確定シ得ル爲政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量ヲ別ニ記載スベシ政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量又ハ其ノ使用ニ關シ質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ中央委員會ノ權限内ニ在ラザルベシ

E-80

「四 本條ニ付テハ爲スコトアルベキ賣却ノ爲政府ニ依リ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタル物質ハ政府用トシテ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタルモノト看做サレズ

「第二十三條

「生阿片ノ世界的供給量ノ處理ニ付委員會ノ情報ヲ完全ナラシムル爲阿片煙膏ノ使用ガ一時的ニ許容セラル國ノ政府ハ第二十二條ニ規定セラル統計ノ外委員會ノ定ムル方法ニ依リ年末後三月内ニ能フ限り完全且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモノヲ毎年委員會ニ提出スベシ

(+) 阿片煙膏ノ製造及右製造ニ使用セラレタル
原料

(+) 阿片煙膏ノ消費

「右統計ニ付質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ委員會ノ權限内ニ在ラズ又第二十四條ノ規定ハ委員會ガ國際的不正取引ノ認識シ得ベキ規模ニ於テ行ハレツツアルコトヲ發見スルコトアル場合ヲ除クノ外本條ニ掲グル事項ニハ適用セラレザルモノトス

「第二十四條

「一 中央委員會ハ常ニ國際取引ノ趨勢ヲ監視スベシ委員會ガ其ノ有スル情報ニ依リ本條約ニ掲グル物質ノ過度ノ數量ガ何レカノ國ニ於テ集積シツツアルコト又ハ該國ガ不正取引ノ中心ト爲ルノ虞アルコトヲ斷定スルニ至ル場合ニハ委員會ハ聯盟事務總長ヲ通ジテ當該國ノ説明ヲ求ムルノ權利ヲ有スベシ
「二 何等ノ説明ガ相當ノ期間内ニ與ヘラレズ又ハ説明ガ不充分ナル場合ニハ中央委員會ハ右ニ關シ

E-82

一切ノ締約國政府及國際聯盟理事會ノ注意ヲ喚起シ
且委員會ガ本條約ニ掲タル諸物質又ハ其ノ何レカニ
付該國ニ於ケル狀況ニ満足スル旨ヲ報告スル迄右物
質ノ新ナル輸出ガ該國ニ對シ爲サレザルベキコトヲ
勸告スルノ權利ヲ有スペシ委員會ハ其ノ爲シタル勸
告ヲ同時ニ該國政府ニ通告スペシ

「三、該國ハ右事件ヲ聯盟理事會ニ提出スルコト
ヲ得ベシ

「四、中央委員會ノ勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲
セザル輸出國政府モ亦右事件ヲ聯盟理事會ニ提出ス
ルコトヲ得ベシ

「五、右政府ガ斯ノ如ク爲サザル場合ニハ該政府ハ直
ニ委員會ニ對シ右勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲セザ
ル旨ヲ出來得レバ其ノ理由ヲ説明シテ通知スペシ

「六、中央委員會ハ右事件ニ關スル報告ヲ公表シ
且之ヲ理事會ニ通報スルノ權利ヲ有スペク然ル上ハ
理事會ハ之ヲ一切ノ締約國政府ニ送付スペシ

「七、何レカノ場合ニ於テ中央委員會ノ決議ガ全
會一致ヲ得ザルトキハ少數意見モ亦之ヲ示スペシ

「八、何レノ國モ該國ニ直接關係アル問題ガ審議
セラル中央委員會ノ會議ニ代表者ヲ出スコトヲ招
請セラルベシ」

(第二十五條乃至第二十七條之に續く)

「第二十八條

「各締約國ハ本條約ノ規定ヲ實施スル該國ノ法令
又ハ規則ニ對スル違反ヲ相當ノ刑罰（場合ニ依リテ
80

ハ關係物質ノ沒收ヲ含ム)ヲ以テ處罰スペキコトヲ
約ス

「第二十九條

E-83
「締約國ハ其ノ法域外ノ何レカノ場所ノ法令ニシ
テ本條約ニ掲タル事項ニ關スルモノニ對スル犯罪ヲ
審成スル行爲ヲ右場所ニ於テ爲スコトヲ得シメ又ハ
之ヲ援助スル目的ヲ以テ締約國ノ法域内ニ於テ爲サ
レタル行爲ヲ罰シ得ル様立法的措置ヲ執リ得ルヤ否
ヤヲ最好意ヲ以テ審査スペシ

「第三十條

「締約國ハ本條約ニ掲タル事項ニ關スル自國ノ現
存法令及規則ニシテ未ダ通報セラレ居ラザルモノ並
ニ本條約ヲ實施スル爲公布セラルル法令及規則ヲ國
際聯盟事務總長ヲ通ジテ相互ニ通報スペシ」

(第三十一條乃至第三十七條之に續く)

「第三十八條

「本條約ハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル文書ニ依
リ之ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ事務總長ガ右廢棄書
ヲ受領シタル日ノ後一年ニシテ效力ヲ生ズベク且廢
棄ヲ爲シタル締約國ニ關シテノミ有效トス
「國際聯盟事務總長ハ右廢棄書ノ受領ヲ本條約ノ
署名國又ハ加入國タル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及其
ノ他ノ署名國又ハ加入國ニ通知スペシ」

E-84

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に本條約を批准

若は之に加入せるものなり

日本國 一九二八年十月十日

「イギリス」帝國 一九二六年二月十七日

「カナダ」 一九二八年六月二十七日

「オーストラリア」連邦 一九二六年二月十七日

「ニュージーランド」 一九二六年二月十七日

「イング」 一九二六年二月十七日

「フランス」國 一九二七年七月二日

「オランダ」國 一九二八年六月四日

「ボルトガル」國 一九二六年九月十三日

「シャム」國 一九二九年十月十一日

「ソビエット」連邦 一九三五年十月三十一日

「オーストリア」國 一九二七年十一月二十五日

「ベルギー」國 一九二七年八月二十四日

「ボリヴィア」國 一九三二年四月十五日

「ブラジル」國 一九三二年六月十日

「南アフリカ」連邦 一九二六年二月十七日

「アイルランド」國 一九三一年九月一日

「ブルガリア」國 一九三一年八月八日

「イラク」國 一九三三年四月九日

「チリ」國 一九二七年三月九日

「コロンビア」國 一九三〇年十一月三日

「コスタリカ」國 一九三五年一月八日

「キューバ」國 一九三一年七月六日

「チエツコスロヴアキア」國 一九二七年四月十一日

「ダンチッヒ」自由市 一九二七年六月十六日

「デンマーク」國	一九三〇年四月二十三日
「ドミニカ」共和國	一九二八年七月十九日
「エクアドル」國	一九三四年十月二十三日
「エジプト」國	一九二六年三月十六日
「エストニア」國	一九三〇年八月三十日
「フィン蘭ンド」國	一九二七年十二月十五日
「ドイツ」國	一九二九年八月十五日
「ギリシャ」國	一九二九年十二月十日
「ハイチ」國	一九三〇年八月二十七日
「ハンガリー」國	一九三八年十一月三十日
「ホンジュラス」國	一九三四年九月二十一日
「イタリア」國	一九二九年十一月十一日
「ラトヴィア」國	一九二八年十月三十一日
「リヒテンスタイン」國	
「リスアニア」國	一九三一年二月十三日
「ルクセンブルグ」國	一九二八年三月二十七日
「モナコ」國	一九二七年二月九日
「ノルウェー」國	一九三一年三月十六日
「ボーランド」國	一九二七年六月十六日
「ルーマニア」國	一九二八年五月十八日
「サルバドル」國	一九二六年四月二十一日
「サン・マリノ」國	一九二六年六月二十二日
「スペイン」國	一九二六年二月二十日
「スエーデン」國	一九二九年十一月六日
「イスラエル」國	一九三〇年四月三日
「トルコ」國	一九三三年四月三日
「ウルグアイ」國	一九三〇年九月十一日

裏面白紙

「ヴエネズエラ」國
「ユーゴスラヴィア」國
一九二九年六月十九日
一九二九年九月四日

92

裏面白紙

93

E-85 極東國際軍事裁判所判決

附屬書B-1-3

麻薬ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約

(一九三一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ調印)

E-86
「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、「コスタリカ」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、「デンマーク」國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ダンチツヒ」自由市ノ爲ニ「ボーランド」共和國大統領、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「スペイン」共和國假政府大統領、「エチオピア」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「ギリシャ」共和國大統領、「グアテマラ」共和國大統領、「ヘチアース」及「ネヂド」國並ニ屬地皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「リベリア」共和國大統領、「リスアニア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モナコ」國公殿下、「パナマ」共和國大統領、「バラグアイ」共和國大

統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベルシャ」國皇帝陛下、「ボーランド」共和國大統領、「ボルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「サン・マリノ」共和國攝政官、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「麻薬ノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ正當ナル需要ニ制限スルコトヲ國際協定ニ依リ有效ナルシメ竝ニ其ノ分配ヲ取締リ以テ一九一二年一月二十三日「ヘーダ」ニ於テ及一九二五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ノ規定ヲ補足センコトヲ欲シ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章 定義

E-87

第一條

「別段ノ名示アル場合ヲ除クノ外左記定義ハ本條約ヲ通ジ適用セラルベシ
一、「ジュネーヴ」條約トハ一九二五年二月十

九日「ジユネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片
條約ヲ謂フ

二、「藥品」トハ半製ノモノナルト精製ノモノ
ナルトヲ問ハズ左記藥品ヲ謂フ

第一類 亞類①

(一) 「モルヒネ」及其ノ鹽類（生阿片又ハ藥用阿
片ヨリ直接作ラレ且二〇「バーセント」ヲ超ユ
ル「モルヒネ」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）

(二) 「デアセチルモルヒネ」及他ノ「モルヒネエ
ステル」竝ニ其ノ鹽類

(三) 「コカイン」及其ノ鹽類（「コカ」葉ヨリ直
接作ラレ且〇・一「バーセント」ヲ超ユル「コ
カイン」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）竝ニ一切ノ
「エクゴニンエステル」及其ノ鹽類

(四) 「デヒドロオキシコディノン」（「オイコダ
ール」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽
類ナリ）、「デヒドロコディノン」（「ヂコヂ
ツト」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ鹽
類ナリ）、「デヒドロモルヒノン」（「ヂラウ
ヂツト」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物質ハ其ノ
鹽類ナリ）、「アセチルデメチロデヒドロテバイン」
即チ「アセチルデメチロデヒドロテバイン」
（「アセデコン」ノ名ノ下ニ登録セラレタル物
質ハ其ノ鹽類ナリ）、「デヒドロモルヒネ」
（「バラモルファン」ノ名ノ下ニ登録セラレタ
ル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「エステル」、
右物質ノ何レカノ鹽類及其ノ「エステル」ノ鹽

類、「モルヒネ・エヌ・オキシード」（登録名
 「ゼノモルヒネ」）竝ニ「モルヒネ・エヌ・オ
 キシード」誘導體及他ノ五價窒素「モルヒネ」
 誘導體

亞類(同)

「エクゴニン」、「テバイン」及其ノ鹽類竝ニ
 「ベンジルモルヒネ」、他ノ「モルヒネエーテ
 ル」及其ノ鹽類但シ「メチルモルヒネ」（「コ
 デイン」）、「エチルモルヒネ」及其ノ鹽類ヲ
 除ク

第二類

「メチルモルヒネ」（「コデイン」）、「エチル
 モルヒネ」及其ノ鹽類
 「本號ニ記載セラルル物質ハ合成ノ方法ニ依リ製
 產セラルルトキト雖モ藥品ト看做サル」

（第一條の殘余之に續く）

「第二章 見 積

「第二 條

E-89
 国ノ各領域ニ關シ本條約第五條ノ規定ニ依ル見積ヲ
 「ジユネーヴ」條約第六章ニ依り設置セラレタル常
 設中央委員會ニ毎年提出スベシ」

（第二條の二及三並に第三、四條之に續く）

第五條

一、本條約第二條乃至第四條ニ規定セラルル各見積ハ常設中央委員會ニ依リ隨時定メラレ且同委員會ニ依リ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ通知セラルル様式ニ從フベシ
二、各見積ニハ各國又ハ各領域ニ付及各年ニ付「アルカロイド」又ハ鹽類ノ製劑ノ形態ノモノタルト「アルカロイド」又ハ鹽類ノ形態ノモノタルトヲ問ハズ各藥品ニ關シ左記ヲ示スベシ

- (a) 醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量ヘ内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム
- (b) 内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換用ニ必要ナル數量保有セント欲スル準備在庫品ノ數量
- (c) 第四條ニ規定セラルル政府在庫品ノ設定及保有ニ必要ナル數量
- (d) 各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ總量ハ本號(a)及(b)ニ掲ゲラルル數量ノ合計ニ準備在庫品及政府在庫品ヲ希望ノ平準ニ達セシムルニ必要ナルコトアルベキ數量ヲ加算シ又ハ右合計ヨリ此等在庫品ガ右平準ヲ超過スルコトアルベキ數量ヲ控除シタルモノヨリ成ルベシ但シ此等ノ加算又ハ控除ハ關係締約國ガ常設中央委員會ニ必要ナル見積ヲ適當ノ期間内ニ送付セルニ非ザル限り考慮セラレザルベシ

『三、各見積ニハ之ニ記載セラルル諸數量ガ計算セラレタル方法ノ説明書ヲ添附スベシ右數量ガ需要ノ有リ得ベキ變動ニ對スル餘裕ヲ包含スル様計算セラレタルトキハ見積ニハスク包含セラレタル餘裕量ヲ指示スルヲ要ス第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルコトアルベキ何レカノ薬品ノ場合ニ於テハ他ノ薬品ノ場合ニ於ケルヨリ大ナル餘裕ノ必要ナルコトアリ得ルモノトス

『四、各見積ハ其ノ開スル年ノ前年ノ八月一日以前ニ常設中央委員會ニ到達スルコトヲ要ス

『五、補足見積ハ其ノ完了後直ニ常設中央委員會ニ送付セラルベシ

E-91
『六、見積ハ監督機關ニ依リ検査セラルベシ國際聯盟ノ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮詢委員會、常設中央委員會、國際聯盟保健委員會竝ニ公衆衛生國際事務局ハ各右監督機關ノ一員ヲ任命スルノ權利ヲ有スベシ監督機關ノ事務局ハ國際聯盟事務總長ニ依リ設ケラルベク事務總長ハ常設中央委員會トノ密接ナル協力ヲ確保スベシ

『監督機關ハ政府ノ需要ニ關スルモノヲ除キ見積ノ提出セラレタル國又ハ領域ニ關シ、該見積ヲ完全ナラシメ又ハ之ニ記載セラルル事項ヲ説明スル爲ニ其ノ必要ナリト認ムルコトアルベキ情報又ハ詳細ヲ更ニ要求スルヲ得ベク且斯クシテ得タル情報又ハ詳細ニ基キ關係政府ノ同意ヲ以テ見積ヲ修正スルコトヲ得第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルコトアルベキ何レカノ藥品ノ場合ニ於テハ概略説明ニテ足ル
モノトス

E-92

「七 提出セラレタル見積ノ監督機關ニ依ル前記第六號ニ規定セラルル検査ノ後及見積ノ提出セラレザル各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ右機關ニ依ル第二條ニ規定セラルル決定ノ後監督機關ハ毎年十一月一日以前ニ事務總長ヲ經由シ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ表、監督機關ガ必要ナリト認ムル限り前記第六號ニ從ヒ與ヘラレ又ハ要求セラレタル說明ノ要領及監督機關ガ右見積若ハ説明又ハ説明ノ要求ニ關シ其ノ表明セント欲スルコトアルベキ意見ヲ送付スベシ

「八 年中ニ常設中央委員會ニ送付セラレタル各補足見積ハ前記第六號及第七號ニ掲ゲラル手續ニ從ヒ監督機關ニ依リ遲滯ナク處理セラルベシ

第三章 製造制限

第六條

- 「一、何レノ國又ハ領域ニ於テモ一年間ニ於テ何レカノ藥品ノ數量ハ左記數量ノ合計ヲ超過シテ製造セラルルコトナカルベシ
 - (a) 右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積ノ範圍内ニ於テ醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量（内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルト）問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム）
 - (b) 右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積

E-93

ノ範圍内ニ於テ内部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換ニ必要ナル數量

(c) 本條約ノ規定ニ依ル輸出ノ註文ヲ年内ニ履行スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トスルコトアルベキ數量

(d) 準備在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ掲ゲラルル平準ニ維持スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トル平準ニ維持スルベキ數量

(e) 政府在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ掲ゲラルル平準ニ維持スル爲必要トル平準ニ維持スルベキ數量

「二、製造セラレタル數量ガ前記數量ノ合計ヨリ第七條第一項ニ依ル控除ヲ爲シテ得タル數量ヲ超過スルコトヲ締約國ガ年末ニ於テ發見スルトキハ右超過量ハ翌年中ニ製造セラルベキ數量ヨリ控除セラルベキモノトス締約國ハ常設中央委員會ニ自國ノ年次統計ヲ送付スルニ當リ右超過ノ理由ヲ示スベシ

(第七條乃至第十一條之に續く)

「第十二條

「一、何レカノ藥品ノ締約國ノ領域ヘノ輸入又ハ該領域ヨリノ輸出ハ本條約ノ規定ニ從フニ非ザレバ行ハレザルベシ
 「二、何レカノ藥品ノ何レカノ國又ハ領域ヘノ一年間ニ於ケル輸入ハ第五條ニ定メラルル見積ト該年中該國又ハ該領域ヨリ輸出セラルル數量トノ合計ヨ

リ該年中該國又ハ該領域ニ於テ製造セラルル數量ヲ
控除シテ得タル數量ヲ超過セザルベシ

「第五章 取締

「第十三條

「(a) 締約國ハ「ジユネーヴ」條約第四條ニ掲
ゲラルル物質ニ適用セラルル同條約ノ規定ヘ又ハ之
ニ合致スル規定ヲ第一類ニ於ケル一切ノ藥品ニ適
用スペシ締約國ハ又右規定ヲ「ジユネーヴ」條約第
四條ニ包含セラルル「モルヒネ」及「コカイン」ノ
製劑竝ニ第一類ニ於ケル他ノ藥品ノ一切ノ製劑ニ適
用スペシ但シ「ジユネーヴ」條約第八條ニ依リ同條
約ノ規定ヨリ除外セラルルコトアルベキ製劑ハ之ヲ
除ク」

(第十三條の殘余並に第十四條乃至第十七條之に續く)

「第十八條

「各締約國ハ不正取引ニ於テ其ノ押收シタル第一
類ノ何レカノ藥品ガ國ノ機關ニ依ル司法手續又ハ他
ノ行動ノ爲ニ必要ナラザルニ至リタルトキハ右藥品
ハ政府ニ依リ又ハ其ノ取締ノ下ニ廢棄セラルルカ、
麻醉性ナキ物質ニ轉換セラルルカ又ハ醫療用若ハ學
術用ニ充テラルベキコトヲ約ス一切ノ場合ニ於テ
「デアセチルセルヒネ」ハ廢棄セラルルカ又ハ轉換
セラルベシ」

(第十九條乃至第二十二條之に續く)

E-95

第二十三條

「締約國ハ其ノ發見シタル不正取引ノ各場合ニシテ當該藥品ノ數量ニ徵シ又ハ不正取引ノ目的ヲ以テ得ラレタル藥品ノ出所若ハ不正取引者ニ依リ使用セラレタル方法ニ關スル資料ニ徵シ重要ナルコトアルベキモノノ詳細事項ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジ能フ限り速ニ相互ニ通知スベシ

「右詳細事項ニハ能フ限り左記ヲ示スベシ
 (a) 當該藥品ノ種類及數量
 (b) 藥品ノ原產地、記號及「レツテル」
 (c) 藥品ガ不正取引ニ轉向セラレタル場所
 (d) 藥品ノ發送地、運送人若ハ運取扱人又ハ荷送人ノ名、荷送方法並ニ判明セルトキハ荷受人ノ名及宛所

(e) 密輸者ニ依リ使用セラレタル方法及經路並ニ藥品ノ積送セラレタル船舶アルトキハ其ノ名

(f) 關係者特ニ許可又ハ免許ヲ有スル者ニ關シ
 政府ノ執リタル行動及科セラレタル刑罰
 (g) 不正取引ノ禁遏ニ資スルコトアルベキ他ノ

情報

E-96

第二十四條

「本條約ハ一九一二年ノ「ヘーブ」條約及一九二五年ノ「ジュネーヴ」條約ノ少クトモニ依リ拘束セラルル締約國間ノ關係ニ於テ此等ノ條約ヲ補足ス
 94
 ベシ」

(第二十五條之に續く)

「第二十六條

『締約國ハ本條約ヲ受諾スルモ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ關シ何等ノ義務ヲモ負ハザルコトヲ署名、批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ右宣言中ニ掲ゲラルル地域ニ適用セラレザルベシ』

(第二十六條の殘余並第二十七條乃至第三十一條之に續く)

「第三十二條

E-97
『本條約ノ實施ノ日ヨリ五年ノ期間滿了後ニ於テハ本條約ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セラル書面ニ依リ廢棄セラルコトヲ得廢棄ハ何レカノ年ノ七月一日以前ニ事務總長ニ依リ受領セラルトキハ翌年ノ一月一日ニ效力ヲ生ズベク七月一日後ニ受領セラルルトキハ翌年ノ七月一日以前ニ受領セラレタルモノトシテ效力ヲ生ズベシ各廢棄ハ之ヲ寄託シタル聯盟國又ハ非聯盟國ニ對シテノミ有效ナルベシ
『事務總長ハ受領シタル廢棄ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラル非聯盟國ニ通告スベシ
同時又ハ順次ノ廢棄ノ結果トシテ本條約ノ拘束ヲ受クル聯盟國及非聯盟國ノ數ガ二十五未滿ニ減少スルトキハ本條約ハ右廢棄ノ最後ノモノガ本條ノ規定ニ從ヒ效力ヲ生ズベキ日ヨリ實施セラレザルニ至ルベ
95

シ
レ

(第三十三條及第三十四條之に續く)

E-98

批 准

左の列強は各の下に掲げたる期日に批准書を寄託せり

「カナダ」	一九三二年十月十七日
「フランス」國	一九三三年四月十日
「グレート・ブリテン」國	一九三三年四月一日
「インド」	一九三三年十一月十四日
日本國	一九三五年六月三日
「オランダ」國	一九三三年五月二十二日
「アメリカ」合衆國	一九三二年四月二十八日
「オーストリア」國	一九三四年七月三日
「ベルギー」國	一九三三年四月十日
「ブラジル」國	一九三三年四月五日
「チリ」國	一九三三年四月五日
「コスタリカ」國	一九三三年四月五日
「キューバ」國	一九三三年四月五日
「デンマーク」國	一九三三年四月十二日
「ダンチツヒ」自由市	一九三三年四月四日
「エジプト」國	一九三六年六月十八日
「ドミニカ」共和國	一九三三年四月五日
「ドイツ」國	一九三三年四月八日

「ギリシャ」國	一九三四年十二月二十七日
「グアテマラ」國	一九三三年五月一日
「イタリア」國	一九三三年三月二十一日
「リスニア」國	一九三三年四月十日
「ルクセンブルグ」國	一九三六年五月三十日
「メキシコ」國	一九三三年三月十三日
「モナコ」國	一九三五年三月二十日
「バナマ」國	一九三五年四月十五日
「バラグアイ」國	一九三四年六月二十五日
「ベルシャ」國	一九三三年九月二十八日
「ボーランド」國	一九三二年六月十七日
「ボルトガル」國	一九三三年四月十一日
「サン・マリノ」國	一九三二年六月十二日
「ルーマニア」國	一九三三年八月十五日
「サウディ・アラビア」國	一九三六年八月十五日
「シャム」國	一九三四年二月二十二日
「スペイン」國	一九三三年四月七日
「エー・デン」國	一九三二年八月十二日
「イス」國	一九三三年四月十日
「ウルグアイ」國	一九三三年四月七日
「ヴェネズエラ」國	一九三三年十一月十五日

加入せり

右の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に

「アフガニスタン」國	一九三五年六月二十一日
「アルバニア」國	一九三七年十月九日
「オーストリア」	一九三四年一月二十四日
「ベルギー」領「コンゴ」	一九四一年十二月十七日

E-99

「ブルガリア」國	一九三三年三月二十日
「ビルマ」國	一九三四年四月一日
「中華民國」	一九三四年一月二十九日
「コロンビア」國	一九三五年四月十三日
「エストニア」國	一九三五年七月五日
「エクアドル」國	一九三六年五月二十五日
「フィンランド」國	一九三六年九月二十一日
「ハイチ」國	一九三三年五月四日
「ハンガリー」國	一九三四年九月二十一日
「ホンジュラス」國	一九三四年四月十日
「イル란드」自由國	一九三四年五月三十日
「アイル蘭ド」國	一九三三年四月十一日
「ニュージーランド」國	一九三五年八月三日
「ラトヴィア」國	一九三七年六月十七日
「ニカラグア」國	一九三七年六月二十八日
「ノルウェー」國	一九三二年三月十六日
「ベル」國	一九三四年九月十二日
「南部「ロデシア」國	一九三二年五月二十日
「ソビエット」連邦	一九三八年四月三日
「トルコ」國	一九三七年七月十四日
「スリランカ」	一九三三年八月二十五日
「アフリカ」連邦	十月三十一日

E-100

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一四

國際紛爭平和的處理條約
一九〇七年ノ第一「ヘーベ」條約

(一九〇七年十月十九日「ヘーベ」ニ於テ調印)

「「ドイツ」皇帝「ブロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「アルガリア」國公敵下、「チリ」共和国大統領、清國皇帝陛下、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エーグ」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「アイルランド」聯合王國「グレイト・ブリテン・アイル蘭」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレイト・ブリテン・アイル蘭」國皇帝陛下、「インド」國皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウェー」國皇帝陛下、「バナマ」共和國大統領、「バラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベル」共和國大統領、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ポルトガル」國及「アルガ

E-101

99

ルヴァ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァードル」共和國大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

シ
「一殷平和ノ維持ニ協力スルノ堅實ナル意思ヲ有シ
「全力ヲ竭シテ國際紛爭ノ友好的處理ヲ帮助スルニ決シ

「文明國團ノ各員ヲ結合スル連帶貢務ヲ認識シ
「法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ

「語獨立國ノ同ニ於ケル各國ノ賴ルヲ得ヘキ仲裁裁判ノ常設制度カ右ノ目的ヲ達スルニ有效ナルヘキ

ヲ確信シ

「仲裁裁判手續ニ關スル一殷且正則ナル組織ノ有益ナルコトヲ考慮シ

「萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的合意ニ依リテ定立スルノ須要ナルヲ認メ

「之カ爲審査委員會及仲裁裁判部ノ實地ノ運用ヲ一層確實ニ保障シ且簡易ナル手續ニ依リ得ヘキ性質ノ紛争ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ容易ナラシメムコトヲ希望シ
「國際紛爭平和的處理ニ關スル第一回平和會議ノ事業ニ若干ノ修正ヲ加ヘ且之ヲ増補スルヲ必要ト認メタリ

『締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ』

（全權委員名簿之に續く）

『因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

『國家間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク豫防セムカ爲締約國ハ國際紛争ノ平和的處理ヲ確保スルニ付其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

第一條

『締約國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限其ノ交親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居中調定ニ依頼スルコトヲ約定ス』

（第三條乃至第九十七條之に續く）

E-103
『右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス
一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ本書一

通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締約國ニ交付スヘキモノトス』

調印國一

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチ
ン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベル
ギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、
「ブルガリア」國、「チリ」國、清國、「コロン
ビア」國、「キューバ」共和國、「デンマーク」國、
「ドミニカ」共和國、「エクアドル」共和國、「ス
ペイン」國、「フランス」國、「グレート・ブリテ
ン」國、「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハ
イチ」國、「イタリア」國、日本國、「ルクセンブ
ルグ」國、「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、
「ノルウェー」國、「パナマ」國、「バラグアイ」
國、「オランダ」國、「ベル」國、「ベルシャ」
國、「ボルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシ
ア」國、「サルヴァドル」國、「セルビア」國、
「シャム」國、「スエーデン」國、「スイス」國、
「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國、

E-104
左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の
批准書を「ヘーベ」に寄託せり

日本國	一九一年十二月十三日
清國	一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日

「フランス」國 一九一〇年十月七日
 「ボルトガル」國 一九一一年四月十三日
 「シヤム」國 一九一〇年三月十二日

「オーストリア」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ボリヴィア」國 一九〇九年十一月二十七日
 「デンマーク」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ドイツ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「メキシコ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「サルヴァドル」國 一九〇九年十一月二十七日
 「スペイン」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ベルギー」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ブラジル」國 一九〇九年十一月二十七日
 「キューバ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「グワテマラ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ハイチ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ノルウェー」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ルクセンブルグ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「バナマ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「バラグアイ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ルーマニア」國 一九〇九年十一月二十七日
 「スペイン」國 一九〇九年十一月二十七日
 「イス」國 一九〇九年十一月二十七日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に
加入せり

「チエツコスロヴァキア」國 一九二二年六月十二日

「エティオピア」國 一九三五年 八月 五日
「フィンランド」國 一九二二年 六月 九日
「ニカラグワ」國 一九〇九年十二月十六日
「ボーランド」國 一九二二年 五月二十六日

左の列強は本條約に署名せるも未だ之を批准せず

「グレート・ブリテン」國 「アルゼンチン」共和國
「ブルガリア」國 「チリ」國
「コロンビア」國 「ドミニカ」共和國
「エクアドル」國 「ギリシャ」國
「イタリア」國 「モンテネグロ」國
「ベルシャ」國 「ベル」國
「セルビア」國 「トルコ」國
「ウルグアイ」國 「ヴェネズエラ」國

極東國際軍事裁判所判決

E-105

附屬書B-115

「ケロツグ・ブリアン」條約
(パリ一條約)

(一九二八年八月二十七日「パリー」ニ於テ調印)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ボーランド」共和國大統領、「チェツコスロバキア」共和國大統領ハ

「人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深ク感銘シ

「其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンガ爲國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ卒直ニ拋棄スペキ時機ノ到來セルコトヲ確信シ

「其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムベク又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルベキコト及今後戰爭ニ訴ヘテ國家ノ利益ヲ増進セントスル署名國ハ本條約ノ供與スル利益ヲ拒否セラルベキモノナルコトヲ確信シ

E-106

「其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ國ガ此ノ人道的努力ニ參加シ且本條約ノ實施後速ニ之ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本條約ノ規定スル恩

105

澤ニ浴セシメ、以テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ノ共同拠棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合センコトヲ希望シ

「茲ニ條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ」

（全權委員名簿之に續く）

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

「締約國ハ國際紛爭解決ノ爲戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拠棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條

「締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛爭又ハ紛謬ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

第三條

「本條約ハ前文ニ掲ゲラルル締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ實施セラルベシ

「本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セラレタルトキハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カルベシ一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ワシントン」ニ於テ寄託セラルベク本條約ハ右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本條約ノ他ノ當事國トノ間ニ實施セラルベシ

「「アメリカ」合衆國政府ハ前文ニ掲ゲラルル各國政府及爾後本條約ニ加入スル各國政府ニ對シ本條約及一切ノ批准書又ハ加入書ノ認證牘本ヲ交付スルノ義務ヲ有ス「アメリカ」合衆國政府ハ各批准書又ハ加入書ガ同國政府ニ寄託アリタルトキハ直ニ右諸國政府ニ電報ヲ以テ通告スルノ義務ヲ有ス

「右證據トシテ各全權委員ハ「フランス」語及「イギリス」語ヲ以テ作成セラレ兩本文共ニ同等ノ效力ヲ有スル本條約ニ署名調印セリ

「一九二八年八月二十七日「パリー」ニ於テ作成

調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「ベルギー」國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」及「アイルランド」國、「カナダ」、「オーストラリア」連邦、「ニュージーランド」、南「アフリカ」連邦、「アイルランド」自由國、「インド」、「イタリア」國、「日本國」、「ボランド」國、「チエツコスロヴアキア」國

ス

E-108

署名諸國のすべては一九二九年七月二十四日まで

批
准

に批准書を寄託したり
左の列強は各の下に掲げたる期日に於て條約加入
書を寄託せり

中華民國	一九二九年五月八日
「オランダ」國	一九二九年七月十二日
「ソビエット」連邦	一九二八年九月二十七日
「アフガニスタン」國	一九二八年十一月三十日
「アルバニア」國	一九二九年二月十二日
「オーストリア」國	一九三四年五月十日
「ブラジル」國	一九二八年十二月三十一日
「ブルガリア」國	一九二九年七月二十二日
「チリ」國	一九二九年八月十二日
「コロンビア」國	一九三一年五月二十八日
「コスタ・リカ」國	一九二九年十月一日
「キューバ」國	一九二九年三月十三日
「ダンチツヒ」自由市	一九二九年九月十一日
「デンマーク」國	一九二九年三月二十三日
「ドミニカ」共和國	一九二九年七月二十二日
「エクアドル」國	一九三二年二月二十四日
「エジプト」國	一九二九年五月九日
「エストニア」國	一九二八年十一月二十八日
「エチオピア」國	一九二九年四月二十六日
「フィンランド」國	一九二九年七月二十四日
「ギリシャ」國	一九二九年八月三日
「グアテマラ」國	一九二九年七月十六日
「ハイチ」國	一九三〇年三月十日

「ヘデアーズ」及「ネデド」國	一九三二年二月二十四日
「ホンデュラス」國	一九二九年八月五日
「ハンガリー」國	一九二九年七月二十二日
「アイスランド」國	一九二九年六月十日
「イラーク」國	一九三二年三月二十三日
「ラトヴィア」國	一九二九年七月二十三日
「リベリア」國	一九二九年二月二十三日
「リスニア」國	一九二九年四月五日
「ルクセンブルグ」國	一九二九年八月二十四日
「メキシコ」國	一九二九年十一月二十六日
「ニカラグア」國	一九二九年五月十三日
「ノルウェー」國	一九二九年三月二十五日
「パナマ」國	一九二九年二月二十五日
「バラグアイ」國	一九二九年七月二十六日
「ベルシャ」國	一九二九年十二月四日
「ベル」國	一九二九年七月二十三日
「ボルトガル」國	一九二九年三月一日
「ルーマニア」國	一九二九年三月二十一日
「セルブ・クロアート・ スロヴェニア」王國	一九二九年二月二十日
「シャム」國	一九二九年一月十六日
「スペイン」國	一九二九年三月七日
「エーデン」國	一九二九年四月十二日
「イス」國	一九二九年十二月二日
「トルコ」國	一九二九年七月八日
「ヴェネズエラ」國	一九二九年十月二十四日

極東國際軍事裁判所判決

E-110

附屬書B-1-六

開戦ニ關スル條約・第三「ヘーダ」條約
(一九〇七年十月十八日)ヘーダニ於テ調印

「ドイツ」皇帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公爵下、「チリ」共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國、「グレート・ブリテン」海外領土皇帝陛下、「インド」皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナッソー」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國大大統領、「バラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベル」共和國大統領、「ベルシヤ」國皇帝陛下、「ボルトガル」國及「ア

E-111

ルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、
 全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァードル」共和國
 大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇
 帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「イスラーム」聯
 邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグテイ」
 共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領へ
 「平和關係ノ安固ヲ期スル爲戰爭ハ諭告ナクシテ
 之ヲ開始セサルヲ必要トスルコト及
 「戰爭狀態ハ過滯ナク之ヲ中立國ニ通告スルヲ必
 要トスルコトヲ考慮シ
 「之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權
 委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレ
 タル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ
 第一條
 「締約國ハ理由ヲ附シタル開戰宣言ノ形式又ヘ條
 件附開戰宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且
 事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戰爭ヲ開始スヘカラ
 サルコトヲ承認ス

E-112

111

「戰爭狀態ハ過滯ナク中立國ニ通告スヘク通告受
 領ノ後ニ非サレハ該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモ
 ノトス該通告ヘ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ中

立國力實際戰爭狀態ヲ知リタルコト確實ナルトキハ該中立國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第三條

「本條約第一條ハ締約國中ノ二國又ハ數國間ノ戰爭ノ場合ニ效力ヲ有スルモノトス
「第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シク締約國タル諸中立國間ノ關係ニ付拘束力ヲ有スル

（第四條乃至第六條之に續く）

第七條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告スヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ前餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
「廢棄ハ其ノ通告カ「オランダ」國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス」

（第八條之に續く）

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス
「一九〇七年十月十八日「ヘーダー」ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス」

調印國一

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチ
ン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベル
ギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブ
ルガリア」國、「チリ」國、「コロンビア」國、「キ
ューバ」共和國、「エクアドル」共和國、「スベイン」國、
「フランス」國、「グватマラ」國、「ドミニカ」
共和國、「エクアドル」共和國、「スペイン」國、
「リシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イ
タリア」國、「日本國」、「グレート・ブリテン」國、「ギ
リシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウェー」
國、「バナマ」國、「バラグアイ」國、「オランダ」
國、「ベル」國、「ベルシャ」國、「ボルトガル」
國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルヴァ
ドル」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエ
ーデン」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ウル
グアイ」國、「ヴェネズエラ」國

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の
批准書を「ヘイグ」に寄託せり

批准

日本國		一九一一年十二月十三日
「グレート・ブリテン」國		一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國		一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國		一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國		一九〇九年十一月二十七日
「ボルトガル」國		一九一一年四月十三日

「シヤム」國	一九一〇年三月十二日
「フランス」國	一九一〇年十月七日
「オーストリア」國	一九〇九年十一月二十七日
「ボリヴィア」國	一九〇九年十一月二十七日
「デンマーク」國	一九〇九年十一月二十七日
「ドイツ」國	一九〇九年十一月二十七日
「メキシコ」國	一九〇九年十一月二十七日
「サルヴァドル」國	一九〇九年十一月二十七日
「スイス」國	一九〇九年十一月二十七日
「ベルギー」國	一九〇九年十一月二十七日
「ブラジル」國	一九〇九年八月八日
「グватマラ」國	一九〇九年八月五日
「ハイチ」國	一九〇九年三月十五日
「ルクセンブルグ」國	一九〇九年二月二日
「ノルウェー」國	一九〇九年二月五日
「ルーマニア」國	一九〇九年二月十九日
「バナマ」國	一九〇九年三月一日
「スペイン」國	一九〇九年三月十八日
「イスランド」國	一九〇九年五月十二日

加

入せり

清國

「エチオピア」國	一九一〇年一月十五日
「フィン蘭ド」國	一九二二年八月五日
「ニカラグワ」國	一九一四年六月九日
「リベリア」國	一九〇九年二月四日
「ボーランド」國	一九〇九年十二月十六日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「アルゼンチン」共和國

「ブルガリア」國

「チリ」國

「コロンビア」國

「キューバ」國

「ドミニカ」共和國

「エクアドル」國

「イタリア」國

「ギリシャ」國

「トルコ」國

「ウルグアイ」國

「ヴェネズエラ」國

「モントネグロ」國

「バラグアイ」國

「ベルシヤ」國

「ベル」國

「セルヴィア」國

「トルコ」國

「ウルグアイ」國

「ヴェネズエラ」國

E-115

極東国際軍事裁判所判決

附屬書B一一七

陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約・第五「ヘーグ」條約（一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印）

E-116

「ドイツ」皇帝「ブロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和国大統領、「オーストリア」國皇帝、「ボヘミア」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和国大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリ」共和国大統領、「コロンビア」共和国大統領、「キューバ」共和国臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和国大統領、「エクアドル」共和国大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和国大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレート・ブリテン・海外領土皇帝陛下、「インド」皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「グアテマラ」共和国大統領、「ハイチ」共和国大統領、「セントブルグ」國大公「ナッソー」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウェー」國皇帝陛下、「パナマ」共和国大統領、「バラグアイ」共和国大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベル」共和国大統領、「ベルシャ」國皇

帝陛下、「ボルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「セルヴィア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「陸戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土ニ避退シタル交戦者ノ地位ヲ規定セムコトヲ欲シ

「又交戦者トノ關係ニ於ケル中立人ノ地位ヲ其ノ全體ニ付テ規定スルコトハ之ヲ後日ニ期待シ茲ニ中立人ノ資格ヲ定メムコトヲ希望シ

「之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

（全權委員名簿之に續く）

「因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一 章 中立國ノ權利義務

第一 條

「中立國ノ領土ハ不可侵トス

第二 條

「交戦者ハ軍隊又ハ彈薬若ハ軍需品ノ輶重ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ス

第三條

「交戦者へ又左ノ事項ヲ爲スコトヲ得ス

(a) 無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戦國
兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立
國ノ領土ニ設置スルコト

(b) 交戦者カ戦争前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中
立國ノ領土ニ設置シタル此種ノ設備ニシテ公衆
通信ノ用ニ供セラレサルモノヲ利用スルコト

第四條

「交戦者ノ爲中立國ノ領土ニ於テ戦闘部隊ヲ編成
シ又ハ徵募事務所ヲ開設スルコトヲ得ス

第五條

「中立國ハ其ノ領土ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲
ケタル一切ノ行爲ヲ寛容スヘカラサルモノトス

「中立國ハ其ノ領土ニ於テ行ハレタルモノニ非サ
レハ中立違反ノ行爲ヲ處罰スルヲ要セサルモノトス

第六條

「中立國ハ交戦者ノ一方ノ勤務ニ服スル爲個人力
箇箇ニ其ノ國境ヲ通過スルノ事實ニ付其ノ責ニ任せ
ス

第七條

「中立國ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ爲ニスル兵器、
弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物
件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條

「中立國ハ其ノ所有ニ屬スルト會社又ハ個人ノ所
有ニ屬スルトヲ問ハス交戦者ノ爲ニ電信又ハ電話ノ

E-118

線條並無線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルヲ要セサルモノトス

『第九條

『第七條及第八條ニ規定シタル事項ニ關シ中立國ノ定ムル一切ノ制限又ハ禁止ハ兩交戦者ニ對シ一樣ニ之ヲ適用スヘキモノトス

『中立國ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線電信機ノ所有者タル會社又ハ個人ヲシテ右ノ義務ヲ履行セシムル様監視スヘシ

『第十條

『中立國カ其ノ中立ノ侵害ヲ防止スル事實ハ兵力ヲ用キル場合ト雖之ヲ以テ敵對行爲ト認ムルコトヲ得ス

『第二章

中立國內ニ於テ留置スル	交戰者及救護スル傷者
-------------	------------

『第十一條

『交戰國ノ軍ニ屬スル軍隊カ中立國領土ニ入りタルトキハ該中立國ハ成ルヘク戰地ヨリ隔離シテ之ヲ留置スヘシ

『中立國ハ右軍隊ヲ陣營内ニ監置シ且城寨若ハ特ニ之カ爲ニ設備シタル場所ニ幽閉スルコトヲ得

『許可ナクシテ中立領土ヲ去ラサルノ宣誓ヲ爲サシメテ將校ニ自由ヲ與フルト否トハ中立國ニ於テ之ヲ決スヘシ

『第十二條

E-119

「特別ノ條約ナキトキハ中立國ハ其ノ留置シタル人員ニ糧食、被服及人道ニ基ク救助ヲ供與スヘシ留置ノ爲ニ生シタル費用ハ平和克復ニ至リ償却セラルヘシ

E-120

「第十三條

「逃走シタル俘虜カ中立國ニ入りタルトキハ該中立國ハ之ヲ自由ニ任スヘシ若其ノ領土内ニ滯留スルコトヲ寬容スルトキハ之カ居所ヲ指定スルコトヲ得右規定ハ中立國ノ領土ニ避退スル軍隊ノ引率シタル俘虜ニ之ヲ適用ス」

(第十四條之に續く)

「第十五條

「「ジュネーヴ」條約ハ中立領土ニ留置セラレタル病者及傷者ニ之ヲ適用ス」

(第十六條乃至第十九條之に續く)

「第二十條

「本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限縛約國間ニノミ之ヲ適用ス」

(第二十一條乃至第二十三條之に續く)

「二十四條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルト

E-121
キハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告ス
ヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證牒本ヲ
齎餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通
知スヘシ

「廢棄ハ其ノ通告カ「オランダ」國政府ニ到達シ
タルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテ
ノミ效力ヲ生スルモノトス」

(第二十五條之に續く)

「右證據トシテ各全體委員本條約ニ署名ス
一九〇七年十月十八日「ヘーダ」ニ於テ本書一
通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其
ノ認證牒本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ
招請セラレタル諸國ニ交付スペキモノトス

調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチ
ン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベル
ギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブ
ルガリア」國、「チリ」國、「コロンビア」國、
「キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ドミニ
カ」共和國、「エクアドル」共和國、「スペイン」
國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、
「ギリシャ」國、「クアテマラ」國、「ハイチ」國、
「イタリア」國、「日本」國、「ルクセンブルグ」國、「
メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウェ

E-122
 「國、「パナマ」國、「バラグアイ」國、「オランダ」國、「ベルギー」國、「ベルシャ」國、「ボルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルバドル」國、「セルヴィア」國、「シャム」國、「スエーデン」國、「イス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の批准書を「へイグ」に寄託せり

日本國	一九一一年十二月十三日
「フランス」國	一九一〇年十一月七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日
「ボルトガル」國	一九一一年四月十三日
「シャム」國	一九一〇年三月十二日
「オーストリア」國	一九一〇年十一月二十七日
「ベルギー」國	一九一〇年八月八日
「ボリヴィア」國	一九〇九年十一月二十七日
「ブラジル」國	一九一四年一月五日
「デンマーク」國	一九一二年二月二十二日
「キューバ」國	一九一〇九年十一月二十七日
「ドイツ」國	一九〇九年十一月二十七日
「グアテマラ」國	一九一一年三月十五日
「ハイチ」國	一九一〇九年十一月二十七日
「ルクセンブルグ」國	一九一〇年二月二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり
 清國 一九一〇年一月十五日
 「リベリア」國 一九一四年二月四日
 「ニカラグワ」國 一九〇九年十二月十六日
 「メキシコ」國 一九〇九年十一月二十七日
 「ノルウェー」國 一九一〇年九月十九日
 「バチマ」國 一九一一年九月十一日
 「ルーマニア」國 一九一二年三月一日
 「サルヴァドル」國 一九〇九年十一月二十七日
 「スペイン」國 一九一三年三月十八日
 「スエーデン」國 一九〇九年十一月二十七日
 「スイス」國 一九一〇年五月十二日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき
 「グレート・ブリテン」國 一「モンテネグロ」國
 「アルゼンチン」共和國 一「バラグアイ」國
 「ブルガリア」國 一「ベルシヤ」國
 「チリ」國 一「ベル」國
 「コロンビア」國 一「セルヴィア」國
 「ドミニカ」共和國 一「トルコ」國
 「エクアドル」國 一「ウルグアイ」國
 「ギリシャ」國 一「ヴェネズエラ」國
 「イタリア」國

132

極東國際軍事裁判所判決

附屬書卷一八

陸軍ノ法規慣例ニ關スル條約。

一九〇七年ノ第四「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印)

E-124
E-123
「ドイツ」皇帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリ」共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國臨時總督、「デンマーク」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン」海外領土皇帝、「インド」皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「グロテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツテネグロ」國公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンゴル」共和國大統領、「ノルウェー」國皇帝陛下、「バナマ」共和國大統領、「バラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベル」共和國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇

帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァードル」共和國大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シャム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

「平和ヲ維持シ且諸國間ノ戰争ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ爲兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ爲スノ必要ナルコトヲ考慮シ

「斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ト文明ノ發展トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ

「之カ爲戰爭ニ調スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戰争ノ慘害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ

「一八七四年ノ「プラツセル」會議ノ後ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ體シテ陸戰ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和會議ノ事業ヲ或點ニ於テ補充シ且正確ニスルヲ必要ト判定セリ

「締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ノ許ス限努メテ戰争ノ慘害ヲ輕減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戰者相互間ノ關係及人民トノ關係ニ於テ交戰者ノ行動ノ一級ノ准繩タルヘキモノトス

「但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖

『明文ナキノ故チ以テ規定セラレサル總テノ場合
チ軍隊指揮者ノ擅權ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非
サリシナリ

『一層完備シタル戰爭法規ニ關スル法典ノ制定セ
ラルニ至ル迄ハ締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含
マレサル場合ニ於テモ人民及交戰着力依然文明國ノ
間ニ存立スル慣習、人道ノ法則反公共良心ノ要求ヨ
リ生スル國際法ノ原則ノ保護及文配ノ下ニ立ツコト
ヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム

『締約國ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條
ハ皆ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ
宣言ス

『締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲
シ各左ノ全體委員ヲ任命セリ』
〔全體委員名簿之に
讀く〕

『因テ各全體委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレ
タル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一 條

『締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル
陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發ス
ヘシ

第二 條

『第一條ニ掲ケタル規則及本條約ノ規定ハ交戰國
カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ
之ヲ適用ス

第三條

前記規則ノ條項ニ違反シタル交戦當事者ハ損害アルトキハ之力賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戦當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ

第四條

本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テハ陸戰ノ法規慣例ニ關スル一八九九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス
一八九九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約テ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スルモノトス

(第五條乃至第七條之に續く)

第八條

締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告スヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證體本チ爾豫ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書ガ「オランダ」國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力テ生スルモノトス

(第九條之に續く)

「一九〇七年十月十八日「ヘーラー」ニ於テ本書一通ヲ
作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證
臘本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セ
ラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス」

調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ペルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブルガリア」國、「チリ」國、「コロンビア」國、「キューバ」共和國、「エクアドル」國、「デンマーク」國、「ドミニカ」共和國、「エクアドル」國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イタリア」國、「日本國」、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウェー」國、「バナマ」國、「バラグアイ」國、「オランダ」國、「ベル」國、「ベルシャ」國、「ボルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルバドル」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

批准

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約の
批准書を「ヘーラー」に寄託せり
日本國 一九一一年十二月十三日
「フランス」國 一九一〇年十月七日

「グレート・ブリテン」國	一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日
「ボルトガル」國	一九一一年四月十三日
「シャム」國	一九一〇年三月十二日
「オーストリア」國	一九〇九年十一月二十七日
「ベルギー」國	一九一〇年八月八日
「ボリヴィア」國	一九〇九年十一月二十七日
「ブラジル」國	一九一四年一月五日
「キューバ」國	一九一二年二月二十二日
「ドイツ」國	一九〇九年十一月二十七日
「デンマーク」國	一九〇九年十一月二十七日
「ギリシャ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ハイチ」國	一九〇九年十一月二十七日
「グリニッジ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ルクセンブルグ」國	一九一二年九月五日
「メキシコ」國	一九一一年三月十五日
「ノルウェー」國	一九一〇年二月二日
「パナマ」國	一九一〇九年十一月二十七日
「ルーマニア」國	一九一一年九月十一日
「ナルヴァドル」國	一九〇九年十一月二十七日
「サルバドール」國	一九一一年九月一日
「スペイン」國	一九〇九年十一月二十七日
「スイス」國	一九一〇年五月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に
参加せり

「リベリア」國 一九一四年二月四日

「ニカラグワ」國 一九〇九年十二月十六日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「アルゼンテン」共和國

「ブルガリア」國

「チリ」國

「コロンビア」國

「ドミニカ」共和國

「エクアドル」國

「ギリシャ」國

「イタリア」國

「モンテネグロ」國

「ペルシャ」國

「ベル」國

「セルビア」國

「トルコ」國

「ウルグアイ」國

「ヴェネズエラ」國

E-129

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B I 一九

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則・一九〇七年ノ第四「ヘーグ」條約

(一九〇七年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ採擇)

第一款 交戦者

第一章 交戦者ノ資格

第一條

- 「戦争ノ法規及権利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス
- 「一部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト
- 「遠方ヨリ認識シ得ヘキ固若ノ特殊徽章ヲ有スルコト
- 「公然兵器ヲ携帶スルコト
- 「其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト
- 「民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル團ニ在リテハ之ヲ「軍」ノ名稱中ニ包含スニ當リ第一條ニ依リテ編成ヲ爲スノ進ナク侵入軍隊

E-130 ニ抗敵スル爲自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帶シ且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戦者ト認ム

『第三條

『交戦當事者ノ兵力ハ戰闘員及非戰闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得 敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

『第二章　俘虜

『第四條

『俘虜ハ敵ノ政府ノ轄内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ轄内ニ屬スルコトナシ

『俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

『俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

『第五條

『俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城寨、陣營其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得但シ己ムヲ得サル保安手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限之ヲ幽閉スルコトヲ得

『第六條

『國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ應シ勞務者トシテ使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戦動作ニ關係ヲ有スヘカラス

E-131

「俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルコトアルヘシ。
「國家ノ爲ニスル勞務ニ付テハ同一勞務ニ使役スル内國陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニヨリ支拂ヲ爲スヘシ右定率ナキトキハ其ノ勞務ニ對スル割合ヲ以テ支拂フヘシ。

「公務所又ハ私人ノ爲ニスル勞務ニ關シテハ陸軍官意ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ。
「俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ。

「第七條

「政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス。

「交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ糧食、寢具及被服ニ關シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱ヲ受クヘシ。

「第八條

「俘虜ハ之ヲ其ノ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服從スヘキモノトス總テ不順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得
「逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ
「俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト爲リタル者ハ

前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナシ

第九條

「俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス若此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラルヘキ利益ヲ滅殺セラルコトアルヘシ

第十條

「俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府及之ヲ捕ヘタル政府ニ對シ一身ノ名譽ヲ賠シテ其ノ誓約ヲ最密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

「前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條

「俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セラルコトナク又敵ノ政府ハ宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條

「宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賠シテ誓約ヲ爲シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ失フヘク且裁判ニ付セラルコトアルヘシ

E-133

第十三條

新聞ノ通信員及探訪者並酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲ササル從軍者ニシテ敵ノ轄内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

E-134

第十四條

各交戦國ハ戰爭開始ノ時ヨリ又中立國ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ關スル事項其ノ他各俘虜ニ關シ銘錦票ヲ作成補修スル爲ニ必要ナル通報ヲ各當該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番號、氏名、年齢、本籍地、階級、所屬部隊、負傷並捕獲、留置、負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載シ銘錦票ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戦國ノ政府ニ交付スヘシ

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ繡帶所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ並戰場ニ於テ發見セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ任務ヲ有ス

第十五條

慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道

的事業ヲ有效ニ遂行スル爲軍事上ノ必要及行政上ノ観
則ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ交職者ヨリ自
己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ一切ノ便宜ヲ
受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許狀
ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關ス
ル一切ノ規律ニ服從スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上
俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ
分與スルコトヲ許サルヘシ

第十六條

「情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ
其ノ發シタル信書、郵便爲替、有價物件及小包郵便
物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金
ヲ免除セラルヘシ
「俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他
ノ諸税及国有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

第十七條

「俘虜將校ハ其ノ抑留セラル國ノ同一階級ノ將
校カ受クルト同額ノ停給ヲ受クヘシ右停給ハ其ノ本
國政府ヨリ償還セラルヘシ
式ニ參列スルコトヲ得

第十九條

「俘虜ノ遺言ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ作成ス

「俘虜ノ死亡ノ證明ニ關スル書類及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相當スル取扱ヲ爲スヘシ

第二十條

「平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ歸還セシムヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條

「病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戦者ノ義務ハ「ジエネーヴ」條約ニ依ル

第二款 戰闘

第一章 害敵手段、攻撃及砲撃

第二十二條

「交戦者ハ害敵手段ノ選擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條

「特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

E-137

(a) 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ
 罪傷スルコト

(b) (c) 兵器ヲ捨て又ハ自衛ノ手段盡キテ降ラ乞ヘル
 蔽ヲ罪傷スルコト

(d) 助命セサルコトヲ宣言スルコト
 不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器、投射物其ノ他
 ノ物質ヲ使用スルコト

(e) (f) 章使旗、國旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服
 又ハ「ジユネーヴ」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用
 スルコト

(g) 戰爭ノ必要上萬己ヲ得サル場合ヲ除クノ外敵
 ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト

(h) 對手當事國國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又
 ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

(i) 交戰者ハ又對手當事國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本
 國ニ對スル作戰動作ニ加ラシムルコトヲ得ス戰爭開
 始前其ノ役務ニ履シタル場合ト雖亦同シ

四 第二十四條

四 奇計竝敵情及地形深知ノ爲必要ナル手段ノ行使
 ハ適法ト認ム

四 第二十五條

四 防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナ
 ル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス

「攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除クノ外砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス

『第二十七條

「攻國及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラル建物、歷史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限り之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス

「被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻國者ニ通告スヘシ

『第二十八條

「都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

『第二章 間諜

『第二十九條

「交戦者ノ作戦地帯内ニ於テ對手交戦者ニ通報スルノ意恩ヲ以テ懸密ニ又ハ虚偽ノ口實ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス
 「故ニ變裝セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ爲敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ敵軍ニ宛テ

タル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト認メス通信ヲ傳達スル爲及總テ軍又ハ地方ノ各部間ノ聯絡ヲ通スル爲輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三十條

現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條

一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行為ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章 軍 使

第三十二條

交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使並之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條

軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス
部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得
濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第三十四條

軍使カ背信ノ行爲ヲ教唆シ又ハ自ラ之ヲ行フ爲其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ證迹明確ナルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條

結約當事者間ニ協定セラルル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル例規ヲ參照スヘキモノトス
降伏規約一旦確定シタル上ハ當事者雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休戰

第三十六條

休戰ハ交戰當事者ノ合意ヲ以テ作戰動作ヲ停止ス若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戰當事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戰ノ條件ニ依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條

休戰ハ全般的又ハ部分的タルコトヲ得全般的休戰ハ普ク交戰國ノ作戰動作ヲ停止シ部分的休戰ハ單ニ特定ノ地域ニ於テ交戰軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス

第三十八條

「休戦ハ正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ當該官憲及軍隊ニ通告スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ戰闘ヲ停止ス

第三十九條

「戰地ニ於ケル交戰者ト人民トノ間及人民相互間ノ關係ヲ休戦規約ノ條項中ニ規定スルコトハ當事者ニ一任スルモノトス

第四十條

「當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ権利ヲ有スルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戰闘ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條

「個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戦規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款 敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力

第四十二條

「一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

「占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

「第四十三條

「國ノ権力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

「第四十四條

「交戦者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供與セシムルコトヲ得ス

「第四十五條

「占領地ノ人民ハ之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ對シ忠誠ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

「第四十六條

「家ノ名譽及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ道行ハ之ヲ尊重スヘシ

「私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

「第四十七條

「掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

「第四十八條

「占領者カ占領地ニ於テ國ノ爲ニ定メラレタル租税、賦課金及通過稅ヲ徵收スルトキハ成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ占領者ハ國ノ政府カ文辨シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支辨スルノ義務アルモノトス

「第四十九條

「占領者カ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル稅金以外ノ取立金ヲ命スルハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應スル爲ニスル場合ニ限ルモノトス

「第五十條

「人民ニ對シテハ道帶ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行爲ノ爲金錢上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス

「第五十一條

「取立金ハ總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ徵收スルコトヲ得ス
「取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ
「一切ノ取立金ニ對シテハ納付者ニ領收證ヲ交付スヘシ

「第五十二條

「現品徵發及課役ハ占領軍ノ需要ノ爲ニスルニ非サレハ市區町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徵發及課役ハ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシ

E-144
テ其ノ本國ニ對スル作戦動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシ
メサル性質ノモノタルコトヲ要ス
「右徵發及課役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可
ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス
「現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク即金ニテ支拂ヒ
然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘク且成ルヘク
速ニ之ニ對スル金額ノ支拂ヲ履行スヘキモノトス

第五十三條

「一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、
基金及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、在庫品及積
荷其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動
產ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス
「海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外陸上、
海上及空中ニ於テ報道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ
用ニ供セラルル一切ノ機關、貯藏兵器其ノ他各種ノ
軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコトヲ
得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定
スヘキモノトス

第五十四條

「占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絕對的
ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押收シ又ハ破壊スル
コトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之
カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十五條

「占領國ハ敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物、

不動産、森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益權者タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財產ノ基本ヲ保護シ且用益權ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

第五十六條

市區町村ノ財產並國ニ屬スルモノト雖宗教、慈善、教育、技藝及學術ノ用ニ供セラル建設物ハ私有財產ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ建設物、歷史上ノ紀念建造物、技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收、破壊又ハ毀損スルコトハ總テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス

E-145

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B 一二〇

俘虜ノ待遇ニ關スル條約

(一九二九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニテ署名)

「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン」、「アイルランド」及「イギリス」海外領土皇帝「インド」皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、「デンマーク」國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「スペイン」國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィン蘭」共和國大統領、「フランス」共和國大統領、「ギリシャ」共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、「イタリア」國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「ニカラグア」共和國大統領、「ノルウェー」國皇帝陛下、「オランダ」國皇帝陛下、「ペルシャ」國皇帝陛下、「ボーランド」共和國大統領、「ボルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇

E-146

147

E-147
帝陛下、「セルブ・クロアート・スロヴェーニュ」國
皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」
國皇帝陛下、「イスラエル」聯邦政府、「チエツコスロ
ヴァキア」共和國大統領、「トルコ」共和國大統領、
「ウルグアイ」共和國大統領、「及ビ」「ヴェネズ
エラ」合衆共和國大統領ハ

「戦争ナル極端ノ場合ニ於テ能フ限リ其ノ避クベ
カラザル慘害ヲ輕減シ且俘虜ノ状態ヲ緩和スルコト
ハ一切ノ國ノ義務タルコトヲ認メ

「「ヘーダ」ノ國際條約殊ニ戦争法規及慣例ニ關
スル條約並ニ之ニ附屬スル規則ヲ作成シタル原則ヲ
擴張セんコトヲ欲シ

「之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其
ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之
が良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一編 總 則

「第一條 本條約ハ第七編ノ規定ヲ害スルコトナ
ク左ノ者ニ適用セラルベシ

「(一) 陸戰ノ法規慣例ニ關スル一九〇七年十月十
八日ノ「ヘーダ」條約附屬規則第一條、第二條及第
三條ニ掲グル一切ノ者ニシテ敵ニ捕ヘラレタ
ル者

「(二) 交戰當事者ノ軍ニ屬シ海戰又ハ空戰中ニ於

テ敵ニ捕ヘラレタル一切ノ者但シ捕獲ノ状況ガ本條約ノ適用ヲ不可能ナラシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ然レドモ右ノ除外ハ本條約ノ基本的原則ヲ害スルコトヲ得ズ捕ヘラレタル者ガ俘虜收容所ニ達シタルトキハ直ニ右ノ除外ハ消滅スペシ

「第二條 俘虜ハ敵國ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ
 「俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セラルベシ
 「俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス

「第三條 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルベキ權利ヲ有ス婦人ハ女性ニ對スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルベシ
 「俘虜ハ其ノ私權ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

「第四條 俘虜捕獲國ハ俘虜ヲ給與スルノ義務ヲ負フ
 「俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、肉體的又ハ精神的健康狀態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非ザレバ不法トス

負フ

E-148

「第二編 捕 蓋

「第五條 俘虜ハ其ノ氏名及階級又ハ登録番號ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フベキモノトス
 「若右ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラル

ル利益ヲ制限セラルルコトアルベシ

「俘虜ノ所屬軍又ハ其ノ國ノ状況ニ關スル情報ヲ
獲得スル爲俘虜ニ何等ノ拘束モ加ヘラルルコトナカ
ルベシ回答ヲ拒絕スル俘虜ハ脅迫、侮辱ヲ受クルコ
トナカルベク又如何ナル性質タルワ問ハズ不愉快又
ハ不利益ヲ被ラシメラルルコトナカルベシ

「俘虜ニシテ肉體的又ハ精神的理由ニ依リ其ノ身
分ヲ示スコト能ハザル者ハ衛生部ニ委託セラルベシ

「第六條 個人用ノ衣類及物品（武器、馬匹、軍
用裝具及軍用書類ヲ除ク）竝ニ金屬兜及瓦斯豫防
「マスク」ハ俘虜ノ保有タルベシ

「俘虜ノ所持スル金錢ハ將校ノ命ニ依リ且金額ヲ
検證シタル後ニ非ザレバ取上グルコトヲ得ザルベシ
取上ゲタル金額ニ付テハ受取證ヲ交付スペシ右金錢
ハ各伴虜ノ勘定ニ記入セラルベシ

「身分證明書、階級ノ徽章、勳章及貴重品ハ俘虜
ヨリ取上グルコトヲ得ザルベシ

第三編 拘 束

第一款 俘虜ノ後送

「第七條 俘虜ハ危險圈外ニ置カルル爲捕獲後成
ルベク速ニ戰闘區域ヨリ充分遠ザカリタル地域ニ在
ル收容所ニ後送セラルベシ

「俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ爲後送スルコトガ現
地ニ留ルヨリモ一層危險ナル者ニ限り一時危險區域
ニ留置セラルルコトヲ得ベシ

「俘虜ハ戰闘區域ヨリ後送セラルル前無益ニ危險

二 曝サルルコトナカルベシ

「徒步ニ依ル俘虜ノ後送ハ通常一日二十キロメートルノ旅程ヲ以テ爲スキモノトス但シ水及食料ノ貯蔵所ニ到達スル必要上一層長キ旅程ヲ必要トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

E-150

「第八條 交戦者ハ第七十七條ニ規定スル俘虜情報局ヲ通ジ成ルベク速ニ一切ノ俘虜ノ捕獲ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ有ス交戦國ハ又俘虜ニ宛テタル家族ノ通信ノ到達スペキ公ノ宛名ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ有ス

「一切ノ俘虜ハ成ルベク速ニ第三十六條及以下ニ規定スル條件ノ下ニ自ラ家族ト通信スルコトヲ得セシメラルベシ

「海洋ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ニ關シテハ本條ノ規定ハ港ニ到著後成ルベク速ニ適用セラルベシ

「第二款 俘虜収容所

「第九條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出デザル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城塞其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得ベシ俘虜ハ又垣ヲ繞ラセル營内ニ留置スルコトヲ得ベシ幽閉又ハ禁足ハ已ムラ得ザル保安又ハ衛生上ノ手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り之ヲ爲スコトヲ得ベシ

「不健康地ニ於テ又ハ氣候溫和ナル土地ヨリ來レル者ニ對シ有害ナル氣候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ハ成ルベク速ニ一層良好ナル氣候ノ地ニ移サルベシ

「交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘
虜ヲ收容スルコトヲ出來得ル限り避クベシ
「俘虜ハ如何ナル時タルヲ問ハズ戰闘區域ノ戰火
ニ曝サルベキ地域ニ移送サルルコトナク又其ノ所在
ニ依リ或地點又ハ或地域ヲ砲爆擊ヨリ避ケシムル爲
ニ利用セラルルコトナカルベシ

第一章 俘虜收容所ノ設備

E-151
 「第十條 俘虜ハ衛生及保健ニ付出來得ル限りノ
保障アル建物又ハ假建物内ニ宿泊セシメラルベシ
 「該宿泊所ハ全然濕氣ヲ避ケ、必要ノ程度ニ保溫
且照明セラルベシ火灾ノ危険ニ對シテハ一切ノ豫防
法講ゼラルベシ
 「寢室（總面積、最少氣容、寢具ノ設備及材料）
ニ關シテハ捕獲國ノ基地部隊ニ對スルト同一條件タ
ルベシ

第二章 俘虜ノ食糧及被服

「第十一條 俘虜ノ定糧ハ其ノ量及質ニ於テ基地
部隊ノモノト同一タルベシ
 「右ノ外俘虜ハ其ノ處分シ得ル食糧補足品ヲ自ラ
調理スル手段ヲ供セラルベシ
 「飲料水ハ充分ニ供給セラルベシ喫煙ハ許サルベ
シ俘虜ハ炊事場ニ使役セラルルコトヲ得ベシ
 「食糧ニ關スル一切ノ團體的懲罰手段ハ之ヲ禁止
ス

E--152

「第十二條 被服、下着及靴ハ捕獲國ニ依リ俘虜ニ支給セラルベシ此等用品ノ交換及修理ハ規則的ニ爲サルベシ右ノ外勞働者ハ勞働ノ性質上必要ナル場合ハ何處ニ於テモ勞働服ヲ支給セラルベシ

「各收容所内ニハ酒保ヲ設ケ俘虜ヲシテ地方的市價ヲ支拂ヒテ食料品及日用品ヲ購買シ得セシムベシ

「酒保ニ依リ收容所管理部ノ收ムル利益ハ俘虜ノ爲ニ利用セラルベシ

「第三章 俘虜收容所ノ衛生

「第十三條 交戰者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且傳染病豫防ノ爲必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルベシ

「俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラタル設備ヲ日夜供セラルベシ

「右ノ外收容所ガ出來得ル限り設備スペキ浴場及海水浴場ノ外ニ俘虜ハ身體ノ清潔ヲ保ツ爲充分ナル水ヲ供給セラルベシ

「俘虜ハ運動ヲ爲シ及外氣ニ當ル機會ヲ與ヘラルベシ

「第十四條 各收容所ハ醫務室ヲ備ヘ俘虜ガ其ノ必要トスルコトアルベキ有ラユル性質ノ手當ヲ受クルコトヲ得ベシ必要ニ應ジ隔離室ハ傳染病患者ノ用ニ供セラルベシ

「治療ノ費用（補缺用假裝置ノ費用ヲ含ム）ハ捕

獲國ノ負擔タルベシ

E-153
「交戦者ハ要求アリタルトキハ治療ヲ受ケタル一切ノ俘虜ニ對シ其ノ病氣ノ性質及期間並ニ受ケタル手當ヲ示ス公ノ證明書ヲ交付スルノ義務アルベシ」

「交戦者ハ特別協定ニ依リ醫師及看護人ヲ收容所内ニ留メ置キ之ト同国籍ノ俘虜ヲ分抱セシムルノ權利ヲ相互的ニ有スルコトヲ得ベシ」

「俘虜ニシテ重病ニ罹リタル者又ハ其ノ病狀ガ重大ナル外科手術ヲ必要トル者ハ捕護國ノ費用ヲ以テ此等俘虜ヲ治療スルコトヲ得ベキ一切ノ軍用又ハ民間ノ病院ニ收容セラルベシ」

「第十五條 俘虜ノ醫學的検査ハ少クモ月ニ一回爲サルベシ該検査ハ一般ノ健康狀態及清潔狀態ノ監督竝ニ傳染病特ニ結核及花柳病疾患ノ検出ヲ目的トス

「第四章 俘虜ノ智的及道德的要望

「第十六條 俘虜ハ軍事官憲ノ定ムル秩序及取締ニ關スル規定ニ服スルコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遂行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗派ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得ベシ」

「俘虜ニシテ或宗派ノ司教タル者ハ該宗派ノ名稱如何ニ拘ラズ自由ニ同宗派ニ屬スル者ノ間ニ宗教ヲ司ルコトヲ許サルベシ」

「第十七條 交戦者ハ出來得ル限り俘虜ノ計畫スル智的及體育的娛樂ヲ獎勵スペシ

第五章 俘虜收容所内ノ規律

E-154
第十八條 各俘虜收容所ハ責任アル將校ノ管下ニ置カルベシ

『俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス

『俘虜タル將校ハ捕獲國ノ上級又ハ同階級ノ將校ニ對シテノミ敬禮スル義務アルモノトス

第十九條 階級ノ徽章及勳章ノ佩用ハ許サルベシ

『第二十條 一切ノ規則、命令、通告及公告ハ俘虜ノ了解スル國語ヲ以テ通知セラルベシ訊問ニ關シテモ同様ノ主義採用セラルベシ

第六章 將校及之ニ準ズル者ニ關スル特別規定

『第二十一條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ相當階級ノ將校及之ニ準ズル者ノ間に於ケル待遇ノ平等ヲ確保スル爲ニ各自國軍内ニ於テ使用セラルル稱號及階級ヲ相互的ニ通知スルノ義務ヲ有スベシ

『俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ其ノ階級及年齢ニ相當スル敬意ヲ以テ待遇セラルベシ

『第二十二條 將校收容所ノ用務ヲ辦ゼシムル爲

E-155

將校ト同一軍ニ屬スル兵卒タル俘虜ニシテ且出來得ル限リ同國語ヲ話ス者ヲ該將校收容所ニ派遣スペシ右兵卒ノ數ハ將校及之ニ準ズル者ノ階級ヲ考慮シ充分ナル數タルベシ

『該將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハル俸給ヲ以テ其ノ食糧及被服ヲ求ムベシ將校自身ニ依ル日用品ノ管理ハ諸般ノ便宜ヲ與ヘラルベシ

第七章 俘虜ノ金錢收入

『第二十三條 交戰國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保シ俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校ト同一ノ俸給ヲ受クベシ但シ該俸給ハ俘虜ガ其ノ勤務シタル國ノ軍ニ於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過スルコトヲ得ズ右俸給ハ出來得レバ月ニ一回全額ヲ支拂ハルベク且捕獲國ノ負擔ト爲ルベキ支出ガ俘虜ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ズ

『交戰者ハ右ノ支拂ニ適用セラルベキ爲替相場ヲ協定スベシ此ノ種ノ協定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルベシ

『俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ戰爭終了後返済セラルベシセラレタル超過額ハ俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同

E-156

様存身ノ勘定ニ記入セラルベク且其ノ同意ナクシテ
也ノ種ノ貨幣ニ換ヘラルコトナカルベシ

「俘虜ノ勘定ノ貸方額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ

支拂 ハルベシ

拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ

本國ノ銀行又八個人ニ移送スルニ付便宜シ但身ノ

第八章 俘虜ノ移送

第二十五條 作戦ノ進行上必要ナラザル限り傷病伴隨ハ旅行ニ依リ其ノ恢復ヲ妨ゲラルル虞アル間移送セラルコトナカルベシ

第二十六條 移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル目的地ヲ公ニ豫告セラルベシ俘虜ハ其ノ個人用品、通信及自己宛小包ヲ携帶スルコトヲ許サルベシ

「舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包ガ遲滯ナク
俘虜ニ轉送セラルル爲有用ナル一切ノ措置執ラルベ

シ
多益セラレタル浮舟ノ勘定ニ屬スル預金ハ該浮

ノ新居所ノ權限アル官憲ニ轉送セラルベシ

「移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲ノ負担シ

第三款 俘虜ノ勞働

第一章 總則

第二十七條 交戦者ハ將校及之ニ準ズル若フ除

キ健康ナル俘虜ヲ其ノ階級及才能ニ從ヒ労働者トシ
テ使役スルコトヲ得ベシ
 “尤モ將校又ハ之ニ準ズル者自己ニ適スル労働ヲ
欲スルトキハ出來得ル限り之ヲ與フベシ
 “俘虜タル下士ハ特ニ報酬的作業ヲ要求セザル限
リ監督労働ニノミ服セシメラルベシ”（第二十七條
の殘余之に續く）

第二章 勞働ノ組織

“第二十八條 捕獲國ハ個人ノ爲ニ効ク俘虜ノ給
養、手當、俸給及勞銀ノ支拂ニ關シ全責任ヲ負フベ
シ

“第二十九條 俘虜ハ何人ト雖モ肉體的ニ不適當
ナル労働ニ使役セラルルコトナカルベシ

E-158
 “第三十條 俘虜ノ一日ノ労働時間（往復時間ヲ
含ム）ハ過度ナラザルベク且如何ナル場合ト雖モ該
地方ニ於テ同一労働ニ從事スル民間労働者ノ爲認メ
ラルル労働時間ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ各俘虜
ニ對シ毎週連續二十四時間成ルベク日曜日ニ休養ヲ
與ヘラルベシ

第三章 禁止労働

“第三十一條 俘虜ニ依リ爲サルル労働ハ作戦行
動ニ何等直接關係ナキモノタルベシ特ニ俘虜ヲ各種

兵器弾薬ノ製造及運搬並ニ戰闘部隊ニ宛テラレタル
材料ノ運搬ニ使役スルコトヲ禁止ス（第三十一條の
殘余之に續く）

E-159
 『第三十二條　俘虜フ不健康又ハ危險ナル勞働ニ
使役スペカラズ
 『懲罰ノ手段トシテ勞働條件ノ一切ノ加重ハ禁止
セラル

『第四章 勞働分遣所

『第三十三條　勞働分遣所ノ制度ハ俘虜收容所ノ
制度ト同一タルベシ特ニ其ノ衛生的條件、食糧、災
害又ハ病氣ノ場合ノ手當、通信竝ニ小包ノ受領ニ關
シテ然リトス
 『一切ノ勞働分遣所ハ俘虜收容所ニ屬スペシ該收
容所ノ所長ハ勞働分遣所内ニ於ケル本條約ノ規定ノ
勵行ニ付責ニ任ズベシ』

（第三十四條之に續く）

『第四款　俘虜ト外部トノ連絡

『第三十五條　戰爭開始後直ニ交戦者ハ本款ノ規
定ノ實施ニ關シ定メラレタル措置ヲ公表スペシ
 『第三十六條　各交戦者ハ各種類ノ俘虜ガ一月内
ニ發送スルコトヲ許サルベキ信書及郵便葉書ノ數ヲ

定期ニ定メ之ヲ他ノ交戦者ニ通告スベシ該信書及葉書ハ郵便ニ依リ最短路ニ從ヒ送付セラルベシ懲罰的理由ヲ以テ此等郵便物ヲ延著セシメ又ハ抑留スルコトヲ得ザルベシ

E-160
各俘虜ハ收容所到着後遅クモ一週間以内ニ及病氣ノ場合ニ同様ニ其ノ家族ニ宛テ捕獲及健康状態ヲ報知スル爲郵便葉書ヲ發送スルコトヲ許サルベシ該郵便葉書ハ成ルベク速ニ送付セラルベク且何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ遲滯セラルコトナカルベシ
『通則トシテ俘虜ノ通信ハ其ノ母國語ヲ以テ書カルベシ交戦者ハ他國語ニ依ル通信ヲ許スコトヲ得ベシ

『第三十七條 俘虜ハ其ノ食用又ハ被服ニ供スル爲ノ食料品及其它ノ物品ヲ含ム小包郵便物ヲ個人的ニ受領スルコトヲ許サルベシ小包ハ受取證ト引換ニ名宛人ニ交付セラルベシ

『第三十八條 直接又ハ第七十七條ニ規定スル情報局ヲ通ジテ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ發シタル信書、金錢又ハ有價物ノ送付及小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルベシ
『同様ニ俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入稅其ノ他ノ諸稅及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルベシ
『俘虜ハ承認セラレタル急用ノ場合ニハ通常ノ料金ヲ支拂ヒテ電信ヲ發スルコトヲ許サルベシ

(第三十九條乃至第四十一之に續く)

「第五款　俘虜ト官憲トノ關係

「第一章　拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出

E-161

「第四十二條　俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ對シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ關シ申請ヲ爲スノ權利ヲ有スペシ

「俘虜ハ又保護國ノ代表者ニ對シ拘束ノ制度ニ關シ有スルコトアルベキ苦情ノ諸點ヲ指示スル爲ニ陳述ヲ爲ス權利ヲ有スペシ

「右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラルベシ
「該申請及苦情ノ陳述ガ根據ナシト認定セラルル場合ニ於テモ之ガ爲何等處罰セラルルコトナカルベシ」

(第四十三條及第四十四條之に續く)

「第三章　俘虜ニ對スル處罰

「一　總　則

「第四十五條　俘虜ハ捕獲國軍ノ現行法律、規則及命令ニ服從スペシ

「總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ該法律、規則及命令ノ規定スル手段ヲ施スコトヲ得ベシ
「尤モ本章ノ諸規定ヲ留保ス

E-162

「第四十六條 俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國軍ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラルコトナカルベシ

「同一階級ニ付テハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲國軍ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

「一切ノ體刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一般ニ一切ノ殘酷ナル罰ヲ禁止ス

「同様ニ個人ノ行爲ニ付幽體的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ズ

「第四十七條 規律違反ヲ構成スル事實特ニ逃走ノ企ハ至急確認セラルベシ官等アルト否トヲ問ハズ一切ノ俘虜ニ對シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルベシ

「俘虜ニ對スル裁判手續ハ事情ノ許ス限り速ニ爲サルベシ豫防的留置ハ出來得ル限り制限セラルベシ「一切ノ場合ニ於テ豫防的留置期間ハ該國軍人ニ對シ認メラル限リ懲罰又ハ刑罰ノ期間ヨリ控除セラルベシ

「第四十八條 俘虜ハ其ノ課セラレタル刑罰又ハ懲罰ヲ終ヘタル後他ノ俘虜ト異ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ
「尤モ逃走ノ企ニ依リ罰セラレタル俘虜ハ特別ノ監視ノ下ニ置カルコトヲ得ベシ但シ該監視ハ本條

E-163

約ニ依リ俘虜ニ與ヘラルル保障ヲ何等除去スルコト
ヲ得ザルベシ

「第四十九條 捕獲國ハ俘虜ノ官等ヲ剝奪スルコトヲ得ズ

「懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ階級ニ附帶スル特權ヲ奪ハルコトナカルベシ特ニ自由ノ剝奪ヲ伴フ罰ヲ受クル將校及之ニ準ズル者ハ下士又ハ兵卒ニシテ罰セラレタル者ト同一場所ニ置カルルコトナカルベシ

「第五十條 逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ビ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ付セラルベシ

「俘虜ニシテ其ノ軍ニ達シ又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離レタル後再ビ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナカルベシ」

(第五十一條乃至第五十三條之に續く)

二 懲罰

- 「第五十四條 拘留ハ俘虜ニ課セラルベキ最重キ懲罰トス
- 「同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ズ
- 「右ノ三十日ノ最大限ハ俘虜ガ數箇ノ事實ニ付懲

E-164

判ヲ受クベキ場合ニ於テ右事實ガ相關聯スルト否ト
ヲ問ハズ超過セラルコトナカルベシ
 “拘留中又ハ其ノ期間滿了後俘虜ガ新ナル懲罰ヲ
受ケタル場合ニ於テ拘留期間ノ何レカガ十日又ハ十
日ヲ超ユルトキハ兩拘留ノ間ニ少クモ三日ノ期間ヲ
長クベシ”

(第五十五條乃至第五十九條之に續く)

三訴追

“第六十條 俘虜ニ對スル裁判手續ノ開始ニ際シ
捕獲國ハ成ルベク速ニ且常ニ辯論ノ開始期日前ニ保
護國ノ代表者ニ之ヲ通告スペシ
 “右ノ通告ハ左ノ事項ヲ含ムベシ

(a) 俘虜ノ戸籍及階級

(b) 滞在又ハ留置ノ場所

(c) 適用法規ヲ記載スル訴追事項ノ明細書し（第

六十條の殘余之に續く）

“第六十一條 俘虜ハ辯護ノ機會ヲ與ヘラレズシ
テ處罰セラルコトナカルベシ
 “俘虜ハ其ノ訴ヘラレタル事實ニ對シテ有責ナリ
ト自認スル爲強制セラルコトナカルベシ”

(第六十二條之に續く)

“第六十三條 俘虜ニ對スル判決ハ捕獲國軍ニ屬

E--186
スル者ニ開スルト同一ノ裁判所ニ於テ且同一ノ手續ニ依リテノミ言渡サルルコトヲ得ベシ。

(第六十四條之に續く)

「第六十五條 俘虜ニ對シ死刑ノ言渡サルルトキニ保護國ニ通知セラルベシ

「第六十六條 俘虜ニ對シ死刑ノ言渡サルルトキハ犯行ノ性質及情狀ヲ詳細ニ記述スル通知ハ俘虜ノ服役シタル軍ノ所屬國ニ移送セラルル爲成ルベク速ニ保護國ノ代表者ニ送付セラルベシ

「該判決ハ右通知ヨリ少クモ三月ノ期間滿了前ニ執行セラレザルベシ」

(第六十七條之に續く)

「第四編 拘束ノ終了

「第一款 直接送還及中立國ニ於ケル收容

「第六十八條 交戦者ハ重病者及重傷者タル俘虜ガ移送セラレ得ル狀態ニ至リタル後階級及數ニ關係ナク之ヲ其ノ本國ニ送還スル義務アルベシ

「從テ交戦者ハ協定ヲ以テ成ルベク速ニ直接送還ノ原因ト爲ルベキ負傷又ハ病氣ノ場合及必要ニ應ジテ中立國ニ於テ收容セシムベキ場合ヲ定ムベシ該協定ノ締結ニ至ル迄ハ交戦者ハ本條約ニ参考トシテ附

屬セラレタル標準協定ニ依ルコトヲ得ベシ

(第六十九條乃至第七十五條之に續く)

「第五編　俘虜ノ死亡

- 「第七十六條　俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ
條件ヲ以テ受領セラレ且作成セラルベシ
- 「同様ニ死亡ノ證明ニ關スル書類ニ關シテモ同一
ノ規則ニ從フベシ
- 「交戦者ハ拘束中死亡シタル俘虜ガ鄭重ニ埋葬セ
ラルル様及墳墓ガ有用ナル一切ノ表示ヲ有シ、尊敬
セラレ且相應ニ維持セラルル様注意スペシ

「第六編　俘虜ニ關スル救恤及情報局

- 「第七十七條　戰爭開始後直ニ各交戦國並ニ交戦
者ヲ收容シタル中立國ハ其ノ領域内ニ在ル俘虜ニ關
スル官立情報局ヲ設置スペシ
- 「各交戦國ハ其ノ軍ニ依リ爲サレタル俘虜ノ一切
ノ捕獲ヲ成ルベク速ニ其ノ情報局ニ通知シ其ノ有ス
ル認識ニ關スル一切ノ情報ニシテ迅速ニ關係家族ニ
了知セシムルヲ得ベキモノヲ右情報局ニ供給シ且家
族ガ俘虜ニ通信ヲ爲シ得ベキ公ノ宛名ヲ右情報局ニ
通知スペシ
- 「情報局ハ一方保護國ノ仲介ニ依リ及他方第七十
九條ニ規定セラルル中央部ノ仲介ニ依リ前記一切ノ
情報ヲ關係國ニ速ニ傳達スペシ

「情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、送還、逃走、入院、死亡ニ關スル一切ノ通報並ニ其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ他ノ必要ナル情報ヲ各主務官憲ヨリ受クベシ

「情報局ハ該票ニ出來得ル範圍内ニ於テ且第五條ノ規定ヲ留保シテ登錄番號、氏名、出生日附及出生地、當人ノ階級及所屬部隊、父ノ名及母ノ氏、災害ノ場合ニ通知スペキ若ノ宛名、負傷、捕獲ノ、留置ノ、負傷ノ、死亡ノ日附及場所並ニ他ノ一切ノ重要なナル情報ヲ記載スベシ

「各俘虜ノ認識ヲ容易ナラシムベキ一切ノ新規ノ情報ヲ含メル週刊名簿ハ關係諸國ニ交付セラルベシ

「俘虜ノ銘銘票ハ平和克復後其ノ服役シタル國ニ交付セラルベシ

「尙情報局ハ送還セラレ、宣誓解放セラレ、逃走シ又ハ死亡シタル俘虜ニ依リ遺留セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書、給料帳、認識票等ヲ收集シ且之ヲ關係國ニ交付スルノ義務ヲ有スベシ

「第七十八條 慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ博愛的事業ヲ有效ニ遂行スル爲交戰者ヨリ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ軍事上ノ必要ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ一切ノ便宜ヲ受クベシ右協會ノ代表者ハ各自軍事官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及取締ニ關スル一切ノ規律ニ服スペキ旨書面ヲ以テ約シタル上收

容所並ニ送還俘虜ノ途中休止所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ許サルベシ」

（第七十九條及第八十條之に續く）

「第七編 或種非軍人ニ對スル條約ノ適用

E-189
「第八十一條 通信員、新聞ノ探訪者、酒保商人、用達人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者ニシテ敵ノ檻内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ隨伴シタル軍ノ軍事官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ有スベシ

「第八編 條約ノ執行

「第一款 總 則

「第八十二條 本條約ノ規定ハ一切ノ場合締約國ニ依リ尊重セラルベシ

「戰時ニ於テ交戦者ノ一ガ本條約ノ當事者タラザル場合ト雖モ本條約ノ規定ハ之ニ參加セル交戦者ノ間ニ拘束力ヲ有スベシ

「第八十三條 締約國ハ俘虜ニ關スル一切ノ問題ニシテ特ニ規律スルヲ適當ナリト認ムルモノニ關シ特別條約ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス」（第八十三條の殘余之に續く）

(第八十四條及第八十五條之に續く)

「第二款 監督ノ組織

E-170

「第八十六條 締約國ハ本條約ノ正確ナル適用ガ交戰者ノ利益ノ保護ヲ委託セラレタル保護國ノ協力ノ可能ナルニ依リ保障セラルモノナルコトヲ認ム

此ノ點ニ關シ保護國ハ外交官以外ニ自國人民又ハ他人ノ中立國人民ヨリ代表ヲ任命スルコトヲ得ベシ右代表ハ其ノ任務ヲ執行セントスル側ノ交戰者ノ承認ヲ受クベシ

「保護國ノ代表者又ハ其ノ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ハ俘虜ノ留置セラレタル一切ノ場所ニ例外ナク到ルコトヲ許可セラルベシ右代表者又ハ代表ハ俘虜ニ依リ占メラレタル一切ノ場所ニ到リ且一般ニ立會人ナク、自ラ又ハ通譯ノ仲介ニ依リ俘虜ト會談スルコトヲ得ベシ

「交戰者ハ保護國ノ代表者又ハ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ノ職務ヲ容易ナラシムベシ軍事官憲ハ右代表者又ハ代表ノ訪問ヲ通知セラルベシ

「交戰者ハ俘虜ノ國籍ヲ有スル者ガ右視察旅行ニ參加ヲ許サルルコトヲ承認スル爲協定シ得ベシ」

(第八十七條及第八十八條之に續く)

「第三款 最終規定

「第八十九條 陸戰ノ法規慣例ニ關スル「へーク

E-171
條約ハ一八九九年七月二十九日ノモノタルト一九〇七年十月十八日ノモノタルトヲ問ハズニ依リ拘束セラレ且本條約ニ參加スル諸國間ノ關係ニ於テ本條約ハ右「ヘーダ」條約附屬規則第二章ヲ補足スペシ

E-172
「第九十條 本日ノ日附ヲ有スペキ本條約ハ一九二九年七月一日「ジユネーヴ」ニ開會シタル會議ニ代表者ヲ派遣シタル一切ノ國ノ名ニ於テ一九三〇年二月一日迄ニ署名セラレ得ベシ

「第九十一條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ

「批准書ハ「ベルヌ」ニ於テ寄託セラルベシ

「各批准書ノ寄託ニ付調書一通作成セラレ其ノ認證謄本ハ「スイス」聯邦政府ニ依リ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府ニ交付セラルベシ

「第九十二條 本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書ガ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セラルベシ
「爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セラルベシ

「第九十三條 本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレザリシモノノ名ニ於テ爲サルル加入ノ爲開カルベシ

「第九十四條 加入ハ書面ヲ以テ「スイス」聯邦

政府ニ對シ通告セラルベク加入書ガ同國政府ニ到達シタル日ノ後六月ニシテ效力ヲ生ズベシ
 『「イス」聯邦政府ハ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府ニ加入ヲ通知スベシ

『第九十五條 戰爭狀態ハ戰爭開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及通告セラレタル加入ニ對シ直ニ效力ヲ生ゼシムベシ戰爭狀態ニ在ル諸國ヨリ受領セラレタル批准又ハ加入ノ通知ハ最迅速ナル方法ニ依リ「イス」聯邦政府ニ依リ爲サルベシ

『第九十六條 各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「イス」聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ「イス」聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國ノ政府ニ通知スベシ

『廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ

『尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間滿了後平和克復迄引續キ其ノ效力ヲ生ズベシ

E-173
 『第九十七條 本條約ノ認證謄本一通ハ「イス」聯邦政府ニ依リ國際聯盟ノ記錄ニ寄託セラルベシ同様ニ「イス」聯邦政府ニ通告セラルベキ批准・加入・廢棄ハ「イス」聯邦政府ニ依リ國際聯盟ニ通

知セラルベシ

E-174
 「右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ
 一九二九年七月二十七日「ジユネーヴ」ニ於テ
 本書一通ヲ作ル右一通ハ「スイス」聯邦政府ノ記録
 ニ寄託保管セラルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ招請セ
 ラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ」

批准

左の列強は本條約を批准若は之に参加せるものなり

- 「アメリカ」合衆國
- 「カナダ」
- 「フランス」國
- 「グレート・ブリテン」國
- 「インド」
- 「オランダ」國
- 「ニュージーランド」

(日本國——之に就いては判決文中の論評をみよ)

- 「ベルギー」國
- 「ボリヴィア」國
- 「ブラジル」國
- 「ブルガリア」國
- 「チリ」國

「コロンビア」國
「チエツコスロヴアキア」國
「デンマーク」國
「エジプト」國
「エストニア」國
「ドイツ」國
「ギリシャ」國
「ハンガリー」國
「イタリア」國
「ラトヴィア」國
「メキシコ」國
「ノルウェー」國
「ボーランド」國
「ブルマニア」國
「スペイン」國
「スエーデン」國
「シナム」國
「トルコ」國
「南アフリカ」連邦
「ユースラヴィア」國

極東國際軍事裁判所判決

E-175

附屬書B-121

「般地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ
狀態改善ニ關スル條約」

(一九二九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ調印)

E-176
「ドイツ」國大統領、「アメリカ」合衆國大統
領、「オーストリア」共和國聯邦大統領、「ベルギー」
國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラン
ジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン・
アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領
土皇帝「イング」皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝
陛下、「チリ」共和國大統領、中華民國國民政府
主席、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」
共和國大統領、「デンマーク」國及「アイスランド」
國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプ
ト」國皇帝陛下、「スペイン」國皇帝陛下、「エス
トニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大
統領、「フランス」共和國大統領、「ギリシャ」共
和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、「イタリ
ア」國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ラトヴィア」
共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、
大統領、「ノールウェイ」國皇帝陛下、「オランダ」
國皇帝陛下、「ベルギヤ」國皇帝陛下、「ボーランド」共和國大
統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、
174

「セルブ・クロアート・スロヴェーニ」國皇帝陛下、
 「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、
 「イス」聯邦政府、「チエツコスロヴァキア」共
 和國大統領、「トルコ」共和國大統領、「ウルグアイ」
 東方共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆共和國
 大統領へ

『共ニ其ノ力ノ及ブ限り戦争ニ遭クベカラザル修
 容ヲ輕減セんコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ戰地軍隊
 ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ關シ一八六四年八月二十二日及一九〇六年七月六日「ジネネーザ」ニ於テ
 約定シタル規定ヲ完成補修セント欲シ

『之ガ爲新條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全
 権委員ヲ任命セリ』

(全権委員名簿之に續く)

第一章 傷者及病者

『第一條 軍人及公ニ軍隊ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ如何ナル場合ニ於テモ尊重且保護セラルベシ右ノ軍人及人員ハ國籍ノ如何ヲ問ヘズ之ヲ自己ノ権内ニ收容シタル交戦者ニ依リ博愛ノ心ヲ以テ待遇セラレ且看護セラルベシ
 『尤モ傷者又ハ病者ヲ敵ニ遺棄スルノ已ムヲ得ザルニ至リタル交戦者ハ軍事上ノ要求ノ許ス限り其ノ看護ニ寄與スル爲其ノ衛生人員及衛生材料ノ一部ヲ傷者病者ト共ニ遺留スペシ

「第二條 一方ノ軍隊ノ傷者及病者ニシテ他方ノ交戦者ノ轄内ニ陥リタルモノヘ前條ニ依リテ看護ヲ享クルノ外俘虜ト爲リ俘虜ニ關スル國際法ノ一般規則ヲ適用セラルベシ

「尤モ交戦者ハ傷者又ハ病者タル俘虜ノ爲ニ且現存ノ義務以外ニ其ノ有益ト認ムル條項ヲ定ムルコトヲ得ベシ

「第三條 各駁闊後戰場ノ占領者ハ傷者反死者ヲ搜索シ且涼奪及虐待ニ對シ之ヲ保護スルノ措置ヲ執ルベシ

「該線間ニ殘留スル傷者ヲ收容スルコトヲ得シムル爲事情ノ許ストキハ其ノ部度局地的休戰又ハ射撃中止ヲ協定スペシ

「第四條 交戦者ハ收容又ハ發見セラレタル傷者、病者及死者ノ姓名並ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ資料ヲ成ルベク速ニ相互ニ通知スペシ

「交戦者ハ死亡證明書ヲ作成シ且交換スペシ

「交戦者ヘ又戰場ニ於テ又ハ死者ヨリ發見セラレタル一切ノ個人的用品特ニ認識票ノ半分（他ノ半分）ハ屍体ニ附ケ置カルベキモノトスヲ蒐集シ且交換スペシ

「交戦者ハ死者ノ土葬又ハ火葬ニ先チ死亡ヲ確認シ死者ヲ認識シ且之ガ報告ヲ爲シ得ル爲慎重ナル且出來得レバ醫學的ノ身體檢查ノ行ハルル様注意スペシ

「交戦者へ尚死者ガ敬意ヲ以テ埋葬セラレ、其ノ
墳墓ガ尊敬セラレ且常ニ見出サレ得ル様注意スペシ
「交戦者ハ之ガ爲戰爭開始ニ際シ墳墓ノ場所ノ移
轉如何ニ拘ラズ後日爲スコタルベキ屍體發掘ヲ可
能ナラシメ且屍體ヲ認証シ得シムル目的ヲ以テ墳墓
係ヲ公ニ組織スペシ
「交戦者ハ戰爭ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表竝ニ
其ノ墓地及他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交
換スペシ

E-179
「第五條 軍事官憲ハ其ノ監督ノ下ニ兩軍ノ傷者
又ヘ病者ヲ收容看護セシムル爲住民ノ慈惠心ニ訴フ
ルコトヲ得ベク之ニ應ジタルモノニヘ特別ノ保護及
一定ノ便宜ヲ與フルモノトス

第二章 衛生上ノ部隊反營造物

「第六條 移動衛生部隊即チ戰地軍隊ニ隨伴スペ
キモノ反衛生機關ノ固定營造物ヘ交戦者ニ於テ之ヲ
尊重保護スペシ

「第七條 衛生上ノ部隊反營造物ガ害敵行爲ノ爲
ニ使用セラルルトキヘ其ノ保護ヲ失フベシ

「第八條 左記ノ事實ヘ衛生上ノ部隊又ヘ營造物
ガ第六條ニ依リ保護セラレタル保護ヲ喪失スペキ性
質ノモノト看做サレザルベシ

(一) 部隊又ヘ營造物ノ人員ガ武装シ其ノ武器ヲ自

已又ハ傷者及病者ノ防衛ノ爲ニ使用スルノ事實

- (二) 武装看護人ノ在ラザルニ當リ歩哨又ハ衛兵ヲシテ部隊又ハ營造物ヲ守衛セシムルノ事實
- (三) 傷者及病者ヨリ取上ゲタルモ未ダ所轄機關ニ引渡サレザル携帯武器及彈藥ガ部隊又ハ營造物内ニ發見セラレタルノ事實
- (四) 駄醫機關ノ人員及材料ガ部隊又ハ營造物ノ一部分ヲ構成セズシテ其ノ内ニ在ルノ事實

第三章 人員

E-180
 第九條 傷者及病者ノ收容、輸送及治療並ニ衛生上ノ部隊反營造物ノ事務ニ専ラ從事スル人員竝ニ軍隊附屬ノ救法者ハ如何ナル場合ニ於テモ尊重且保護セラルベシ此等ノ者ハ敵手ニ陥リタルトキト雖モ俘虜トシテ取扱ヘルルコトナカルベシ

軍人ニシテ場合ニ依リ補助看護人又ハ補助擔架兵トシテ傷者及病者ノ收容、輸送及治療ニ使用セラルル為特別ニ教育セラレ且認識證明書ヲ携帶スルモノヘ此等ノ職務ノ遂行中捕ヘラレタルトキハ常置衛生人員ト同一ノ制度ノ利益ヲ享有スペシ

(第十條及第十一條之に續く)

第十二條 第九條、第十條及第十一條ニ掲ゲタル人員ハ相手方ノ艦内ニ陥リタル後抑留セラルルヲ得ザルベシ

E-181

「反対ノ合意ナキ限り右人員へ築路開通シ且軍事上ノ要求ガ之ヲ許スニ至リタルトキヘ直ニ其ノ屬スル交戦者ニ送還セラルベシ

「右人員へ送還セラル迄相手方ノ指揮ノ下ニ在リテ引續キ各自ノ職務ヲ執行スベシ右人員へ成ルベク其ノ属スル交戦者ノ傷者及病者ノ看護ニ從事セシメラルベシ

「右人員へ其ノ出發ニ際シ其ノ所有スル被服、器具、武器及輸送機械ヲ持去ルベシ

「第十三條 交戦者ハ第九條、第十條及第十一條ニ掲タル人員ガ其ノ艦内ニ在ル間自國軍隊ノ對當人員ニ對スルト同一ノ給養、宿舎、手當及給與ヲ之ニ支給スベシ

「交戦者ハ戰争開始後直ニ其ノ衛生人員ノ階級ノ對當關係ニ付協定スベシ

第四章 建物及材料

「第十四條 移動衛生部隊へ其ノ何タルヲ問ヘズ相手方ノ艦内ニ隔ルトキト雖モ其ノ材料、輸送機器及輸送係員ヲ保有スベシ

「尤モ極限アル軍事官憲へ傷者及病者看護ノ爲該材料、輸送機器及輸送係員ヲ使用スルノ權能ヲ有スベク其ノ返還ヘ衛生人員ノ爲ニ定メラレタル條件ニ於テ且成ルベク之ト同時ニ爲サルベシ

「第十五條 軍隊ノ衛生上ノ固定營造物ノ建物及
材料ハ戰爭ノ法規ニ從フベシ然レドモ傷者及病者ノ
爲ニ必要ナル間へ其ノ用途ヲ他ニ轉ズルコトヲ得ザ
ルベシ

「尤モ作戰部隊ノ指揮官ハ緊急ナル軍事上ノ必要
アルトキヘ豫メ固定營造物内ニ於テ治療セラルル傷
者及病者ノ安全ヲ圖リタル後之ヲ處分スルコトヲ得
ベシ」

（第十六條之に續く）

第五章 衛生上ノ輸送機關

「第十七條 衛生上ノ後送ノ爲裝備セラレタル車
輛ニシテ單獨ニ又ハ隊ヲ爲シテ移動スルモノハ左ノ
特別規定ニ依ルノ外移動衛生部隊トシテ取扱ヘルベ
シ

「單獨ノ又ハ隊ヲ爲セル衛生上ノ輸送車輛ヲ遮断
スル交戦者ハ軍事上ノ必要アルトキヘ一切ノ場合ニ
於テ該車輛ノ收容シタル傷者又ハ病者ヲ引取りタル
後之ヲ停止シ既ヲ解クコトヲ得ベシ交戦者ハ該車輛
ガ遮断セラレタル駆逐ニ於テ且衛生上ノ必要ノ爲ニ
ノミ之ヲ利用スルコトヲ得ベシ該車輛ヘ其ノ局地的
任務ノ終了シタルトキヘ第十四條ニ規定セラレタル
條件ニ於テ返還セラルベシ

「輸送ニ任ジ且之ガ爲正規ノ命令書ヲ携帶スル軍
人軍屬ハ衛生人員ニ付第十二條ニ規定セラレタル條
件ニ於テ且第十八條末項ノ留保ノ下ニ送還セラルベ
シ」（第十七條の殘餘之に續く）

(第十八條之に續く)

第六章 殊別記章

E-183

「第十九條 「スイス」國ニ對シ敬意ヲ表スル爲
該聯邦國旗ノ著色ヲ顛倒シテ作成シタル白地赤十字
ノ紋章ハ軍隊ノ衛生勤務ノ標章及殊別記章トシテ雖
持セラルベシ

「尤モ赤十字ノ代リニ白地ニ赤新月又ハ赤ノ獅子
及太陽ヲ殊別記章トシテ既ニ使用スル諸國ニ付テハ
右標章ハ本條約ノ意義ニ於テ同様ニ許容セラルベシ

「第二十條 標章ハ權限アル軍事官憲ノ認許ヲ得
テ衛生勤務ニ關係アル旗、臂章及一切ノ材料ニ表出
セラルベシ

「第二十一條 第九條第一項、第十條及第十一條
ニ依リ保護セラルル人員ハ軍事官憲ヨリ交付シ且其
ノ印章ヲ捺シタル殊別記章ヲ附セル臂章ヲ左腕ニ表
著シ置クベシ
「第九條第一項及第二項ニ掲ゲタル人員ハ軍隊手
膝ヘノ記入又ハ特別ノ書類ヨリ成ル認證證明書ヲ付
與セラルベシ
「權限アル軍事官憲ハ第十條及第十一條ニ掲ゲタ
ル人員ニシテ軍服ヲ有セザルモノヲシテ其ノ衛生人
員タルノ資格ヲ證明スル寫真附認識證明書ヲ所持セ
シムベシ（第二十一條の殘餘之に續く）

190

E-184
「第二十二條 本條約ノ殊別旗ハ本條約ニ依リテ尊意セラル衛生上ノ部隊及營造物ニシテ軍事官憲ノ

認許ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ掲揚スルコトヲ得ザルベシ固定營造物ニ於テハ右殊別旗ト共ニ該營造物ノ屬スル交戰者ノ國旗ヲ掲揚スルコトヲ要スペク移動部隊ニ於テハ該部隊ノ屬スル交戰者ノ國旗ヲ之ト共ニ掲揚スルコトヲ得ベシ」（第二十二條の四餘之に續く）

（第二十三條之に續く）

「第二十四條 白地赤十字ノ標章及赤十字又ハ「ジュネーヴ」十字ノ語ハ平時ト戰時トヲ問ヘズ本條約ニ依リテ保護セラル衛生上ノ部隊及營造物並ニ人員及材料ヲ保護シ又ハ表示スル爲ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルベシ

「第十九條第二項ニ掲グル標章ニ關シ之ヲ使用スル語國ニ對シテ亦同様ナルベシ」（第二十四條の五餘之に續く）

第七章 條約ノ適用及執行

「第二十五條 本條約ノ規定ハ如何ナル場合ニ於テモ條約國ニ依リ尊重セラルベシ
「戰時ニ於テ交戰者ノ一ガ條約ノ當事者タラザル場合ト雖モ條約ノ規定ハ條約ニ參加セル一切ノ交戰者ノ間ニ拘束力ヲ有スペシ

E-185
「第二十六條 交戦軍ノ總指揮官ハ各其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ一般原則ニ準據シ前諸條ノ執行ニ關スル細目及規定漏ノ事項ヲ補足處理スペシ」

「第二十七條 締約國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ軍隊及特ニ保護セラルル人員ニ教示スル爲及之ヲ人民ニ知悉セシムル爲必要ナル措置ヲ執ルベシ」

（第二十八條乃至第三十七條之に續く）

「第三十八條 各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ権能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ「スイス」聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ経過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ「スイス」聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國政府ニ通知スベシ

「廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ

「尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間満了後更ニ平和條約締結迄引續キ其ノ效力ヲ有スベシ」

（第三十九條之に續く）

「一九二九年七月二十七日「ジユネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右一通ハ「スイス」聯邦ノ記録ニ寄託保存セラルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ招請セラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ」

E-186

批 催

左の列強は本條約の批査書を寄託せり

- | | |
|------------------|---------------|
| 「アメリカ」合衆國 | 「オーストリア」 |
| 「カナダ」 | 「ベルギー」國 |
| 「オーストラリア」 | 「ボリヴィア」國 |
| 中華民國 | 「ブラジル」國 |
| 「フランス」國 | 「ブルガリア」國 |
| 「グレート・ブリテン」 | 「チリ」國 |
| 「インド」 | 「チエツコスロヴァキア」國 |
| 日本國 | 「エジプト」國 |
| 「オランダ」國 | 「エストニア」國 |
| 「ニュージーランド」 | 「デンマーク」國 |
| 「ソビエット」社會主義共和國連邦 | 「サイム」國 |

- | | |
|---------------|----------|
| 「オーストリア」國 | 「ラトヴィア」國 |
| 「ベルギー」國 | 「リスニア」國 |
| 「ボリヴィア」國 | 「メキシコ」國 |
| 「ブラジル」國 | 「ノルウェー」國 |
| 「ブルガリア」國 | 「ボランド」國 |
| 「チリ」國 | 「ベル」國 |
| 「チエツコスロヴァキア」國 | 「ボルトガル」國 |
| 「エジプト」國 | 「ルーマニア」國 |
| 「エストニア」國 | 「スペイン」國 |
| 「エチオピア」國 | 「スエーデン」國 |
| 「フィンランド」國 | 「イスラム」國 |

裏面白紙

「ドイツ」國
「ギリシャ」國
「ハンガリー」國
「イタリア」國

「トルコ」國
南「アフリカ」連邦
「ユーゴースラヴィア」國

E-187

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 B 一一一

「ジュネーヴ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用
スル條約

一九〇七年十月十八日「ヘーネ」ニ於テ調印

「「ドイツ」皇帝「プロシヤ」國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「アルゼンチン」共和國大統領、「オーストリア」國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝陛下、「ハンガリー」國皇帝陛下、「ベルギー」國皇帝陛下、「ポルティマ」共和國大統領、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國公殿下、「チリー」共和國大統領、「コロンビア」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、「スペイン」國皇帝陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」聯合王國「グレート・ブリテン・アイルランド」聯邦王國「イングランド」國皇帝陛下、「ギリシャ」國皇帝陛下、「ダーヴィテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、「イタリア」國皇帝陛下、「日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公「ナツソ」公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、「ノルウェー」國皇帝陛下、「バナマ」共和國大統領、「バラグアイ」共和國大統領、「オランダ」國皇帝陛下、「ベル」共和國大統領、

186

「ベルシャ」國皇帝陛下、「ボルトガル」國及「アルガルヴ」皇帝陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、全「ロシア」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「セルビア」國皇帝陛下、「シヤム」國皇帝陛下、「スエーデン」國皇帝陛下、「スイス」聯邦政府、「トルコ」國皇帝陛下、東「ウルグアイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ
 「互ニ其ノ力ノ及フ限戰爭ニ避クヘカラサル禍害ヲ輕減セムコトヲ希望シ
 「此ノ目的ヲ以テ一九〇六年七月六日ノ「ジュネイヴ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用セムト欲シ
 「之ニ關スル一八九九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ」

(全權委員名簿之に續く)

「因テ各全權委員ハ其ノ良好安當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

「第一條

「軍用病院船即チ傷者、病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ國家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニシテ開戦ノ際又ハ戰争中其ノ使用ニ先チ船名ヲ交戰國ニ通告シタルモノハ戰争ノ繼續中之ヲ尊重スヘク且捕獲スルコトヲ得サルモノトス
 「右船舶ハ中立港内ノ滯留ニ關シ亦軍艦ト同一視セラルルコトナシ」

(第二條及第三條之に續く)

第四條

第一條、第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ國籍ノ如何ヲ問ハス交戦國ノ傷者、病者及難船者ヲ救護扶助スヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス

右船舶ハ決シテ戦闘者ノ運動ヲ妨碍スヘカラス
右船舶ハ戦闘中ト戦闘後トヲ問ハス自己ノ危険ヲ以テ活動スルモノトス

交戦者ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ爲スノ権利ヲ有シ其ノ介助ヲ拒絶シ其ノ離隔ヲ命シ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船内ニ監督員ヲ乗込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ爲必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航海日誌ニ記入スヘシ

第五條

軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ
第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

前記ノ諸船舶ニ附屬スル端舟及救護用ニ供セラルヘキ小船ハ前二項ニ準シテ塗色ヲ以テ之ヲ標識ス

ヘシ

『病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジュネーヴ」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケ又中立國ニ屬スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦國ノ國旗ヲ大檣ニ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

『第四條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ屬スル交戦國ノ國旗ヲ撤去スヘシ

『前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有スル尊重ヲ夜間確實ナラシメムト欲スルモノハ其ノ附隨スル交戦者ノ同意ヲ得テ其ノ標色塗色ヲ看易クスル爲必要ナル指揮ヲ執ルヘシ

第六條

『第五條ニ定メタル特殊徽章ハ平時ト戰時トヲ問ハス同條ニ掲ケタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條

『軍艦内ニ於ケル戰鬪ノ場合ニ於テハ病室ハ爲シ得ル限之ヲ尊重庇護スヘシ

『右病室及其ノ所屬材料ヲ自己ノ權内ニ屬セシメタル指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル場合ニ於テハ該メ病室内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シタル上之ヲ處分スルコトヲ得ス

E-191

189

E-192

第八條

「病院船及艦内病室カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラル
 ルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ
 「病院船及病室ノ人員カ秩序維持及傷者又ハ病者
 防護ノ爲ニ武裝シタル事實並船内ニ無線電信ノ設備
 ヲ有スル事實ハ其ノ保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト
 認メス

第九條

「交戦者ハ中立ノ商船、遊船又ハ端舟ノ船長ニ對
 シ傷者又ハ病者ヲ船内ニ收容シ且之ヲ看護スルコト
 ニ付其ノ慈惠心ニ訴フルコトヲ得

「右ノ依頼ニ應シタル船舶及自ラ進テ傷者、病者
 又ハ難船者ヲ收容シタル船舶ハ特別ノ保護及一定ノ
 特典ヲ享有スヘシ該船舶ハ如何ナル場合ニ於テモ右
 輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ
 得ス但シ右船舶ニ對スル特別ノ約束アル場合ヲ除ク
 ノ外其ノ行ヒタル中立違反ノ行爲ノ爲之ヲ捕獲スル
 コトヲ得ルモノトス

第十條

「捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ教法、醫
 療及看護ニ從事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲ス
 コトヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキハ其ノ私有
 ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帶ス

「右人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ從事ス

E-193

ヘク總指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

『交戦者ハ其ノ權内ニ歸シタル右人員ニ對シ自國海軍ノ同一階級ノ人員ニ對スルト同額ノ給養及俸給ヲ支給スルコトヲ要ス

『第十一條

『艦船内ニ在ル陸海軍人及公務上陸海軍ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看護スヘシ

『第十二條

『交戦國ノ軍艦ハ船泊ノ國籍如何ヲ問ハス軍用病院船、救恤協會若ハ私人ニ屬スル病院船、商船、遊船又ハ端舟内ニ在ル傷者、病者又ハ難船者ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

『第十三條

『中立國軍艦ニ於テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタルトキハ為シ得ル限右人員ヲシテ再ヒ作戦動作ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ

『第十四條

『交戦國ノ一方ノ難船者、傷者又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ艦内ニ歸シタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜ト爲シタル交戦者ハ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自國港、中立港又ハ對手國ノ港ニ送致ス

E-194

ルコトヲ得此ノ最後ノ場合ニ於テ本國ニ送還セラレタル眷屬ハ戰爭ノ繼續中服役スルコトヲ得ス

第十五條

「地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立港ニ上陸シタル難船者、傷者又ハ病者ハ中立國ト交戰國トノ間ニ反對ノ協定ナキ限再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ得サラシムル様中立國ニ於テ之ヲ抑留スヘシ

「入院及留置ノ費用ハ難船者、傷者又ハ病者ノ所屬國ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第十六條

「各戰闘ノ後雙方ノ交戰者ハ軍事上差支ナキ限難船者、傷者及病者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ此等ノ者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

「右交戰者ハ死者ノ土葬、水葬又ハ火葬カ其ノ死體ヲ綿密ニ検査シタル上ニテ行ハルル様監視スヘシ

第十七條

「各交戰者ハ死者ニ付發見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明スヘキ記號及蒐集シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク遠ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸海軍官憲ニ送付スヘシ

「交戰者ハ互ニ其ノ艦内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動、入院及死亡ニ關シ通報ヲ爲スヘク又捕獲シタル艦船内ニ於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ關係者ニ其ノ本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲

E-195

192

200

蒐集スヘシ

「第十八條

「本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

「第十九條

「交戦國艦隊ノ總指揮官ハ其ノ本國政府ノ訓令ニ従ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シテ前諸條ノ執行ニ關スル細目ヲ定メ且規定ナキ場合ニ付處理スヘシ

「第二十條

「記名國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ海軍及特ニ保護セラルル人員ニ教示シ且之ヲ國民ニ知ラシムル爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

「第二十一條

「記名國ハ又其ノ刑法不備ナル場合ニ於テハ戰時海軍ノ傷者及病者ニ對スル掠奪及虐待ノ個人的行爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リ保護セラレサル船舶カ第五條ニ定メタル特殊徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ擅用トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執り又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘキコトヲ約定ス
「記名國ハ退クトモ本條約批准後五年内ニ「オランダ」國政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ通告スヘシ

「第二十二條

「交戰國陸海軍ノ間ニ戰爭アル場合ニハ本條約ノ規定ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限之ヲ適用スルモノトス」

(第二十三條乃至第二十六條之に續く)

「第二十七條

「締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨「オランダ」國政府ニ通告スヘシ「オランダ」國政府ハ直ニ通告書ノ認證書本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

「廢棄ハ其ノ通告書カ「オランダ」國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス」

(第二十八條之に續く)

「右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス
一九〇七年十月十八日「ヘーリー」ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ「オランダ」國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證書本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

調印國

「ドイツ」國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンチン」國、「オーストリア・ハンガリー」國、「ベルギー」國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「ブルガリア」國、「チリ」國、清國、「コロンビア」

E-198

國、「キューバ」共和國、「デンマーク」國、「ドミニカ」共和國、「エクアドル」國、「スペイン」國、「フランス」國、「グレート・ブリテン」國、「ギリシャ」國、「グワテマラ」國、「ハイチ」國、「イタリア」國、日本國、「ルクセンブルク」國、「メキシコ」國、「モンテネグロ」國、「ノルウェー」國、「パナマ」國、「バラグアイ」國、「オランダ」國、「ベル」國、「ベルシャ」國、「ボルトガル」國、「ルーマニア」國、「ロシア」國、「サルヴァドル」國、「セルビア」國、「シヤム」國、「スエーデン」國、「スイス」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

批准

左の列強は條約批准書を各の下に掲げたる期日に於て「へーブ」に寄託せり

日本國	一九一年十一月十三日
清國	一九〇九年十一月二十七日
「オランダ」國	一九〇九年十一月二十七日
「ロシア」國	一九〇九年十一月二十七日
「アメリカ」合衆國	一九〇九年十一月二十七日
「フランス」國	一九一〇年十月七日
「ボルトガル」國	一九一一年四月十三日
「シヤム」國	一九一〇年三月十二日

「オーストリアハンガリー」一九〇九年十一月二十七日

「ボリヴィア」國	一九〇九年十一月一千七日
「デンマーク」國	一九〇九年十一月二十七日
「ドイツ」國	一九〇九年十一月二十七日
「メキシコ」國	一九〇九年十一月二十七日
「サルヴァドル」國	一九〇九年十一月二十七日
「ペルギー」國	一九一〇年八月八日
「ブラジル」國	一九一四年一月五日
「キューバ」共和國	一九一二年二月二十二日
「グватマラ」國	一九一一年三月十五日
「ハイチ」國	一九一〇年二月二日
「イタリア」國	一九三七年二月十五日
「ルクセンブルグ」國	一九一〇年九月十九日
「ノルウェー」國	一九一二年九月十一日
「バナマ」國	一九一〇年九月十九日
「ルーマニア」國	一九一一年三月十八日
「スペイン」國	一九一一年七月十三日
「スエーデン」國	一九一〇年五月十二日
「スイス」國	

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に
加入せり

「エチオピア」國	一九三五年八月五日
「フィンランド」國	一九二二年六月九日
「ラトビア」國	一九二二年四月十五日
「ニカラグワ」國	一九〇九年十二月十六日
「ボーランド」國	一九三五年五月三十一日

左の列強は本條約に署名せるも之を批准せざりき

「グレート・ブリテン」國 「モンテネグロ」國
「アルゼンチン」國 「バラグアイ」國
「ブルガリア」國 「ベルシヤ」國
「チリ」國 「ベル」國
「コロンビア」國 「セルビア」國
「ドミニカ」共和國 「トルコ」國
「エクアドル」國 「ウルグアイ」國
「ギリシャ」國 「ヴェネズエラ」國

E-199

極東國際軍事裁判所判決

附屬書B 一二二一 a

一八六四年八月二十二日ノ第一「ジュネーヴ」
條約ノ原則ヲ海戦ニ應用スル條約

批准

次の列強は本條約の批准書を各の下に掲げたる期
日に於て「ヘーグ」に寄託せり

日本國	一九〇〇年十月六日
清 國	一九〇〇年九月四日
「フランス」國	一九〇〇年九月四日
「グレート・ブリテン」國	一九〇〇年九月四日
「オランダ」國	一九〇〇年九月四日
「ロシア」國	一九〇〇年九月四日
「アメリカ」合衆國	一九〇〇年九月四日
「オーストリア・ハンガリー」國	一九〇〇年九月四日
「ベルギー」國	一九〇〇年九月四日
「ブルガリア」國	一九〇〇年九月四日
「デンマーク」國	一九〇〇年九月四日
「ドイツ」國	一九〇〇年九月四日
「ギリシャ」國	一九〇〇年九月四日
「イタリア」國	一九〇〇年九月四日
「ルクセンブルグ」國	一九〇〇年九月四日
「メキシコ」國	一九〇〇年九月四日

「モンテネグロ」國 一九〇〇年十月十六日
 「ノルウェー」國 一九〇〇年九月四日
 「ベルシャ」國 一九〇〇年九月四日
 「ボルトガル」國 一九〇〇年九月四日
 「ルーマニア」國 一九〇〇年九月四日
 「セルビア」國 一九〇〇年五月十一日
 「シヤム」國 一九〇〇年九月四日
 「スペイン」國 一九〇〇年九月四日
 「スエーデン」國 一九〇〇年九月四日
 「イスラエル」國 一九〇〇年九月四日
 「トルコ」國 一九〇〇年十二月二十九日
 六月十二日

左の列強は各の下に掲げたる期日に於て本條約に加入せり

「アルゼンチン」共和國	一九〇七年六月十七日
「ボリヴィア」國	一九〇七年二月七日
「ブラジル」國	一九〇七年二月二十五日
「チリ」國	一九〇七年六月十九日
「コロンビア」國	一九〇七年一月三十日
「キューバ」國	一九〇七年六月二十九日
「ドミニカ」共和國	一九〇七年六月二十九日
「エクアドル」國	一九〇七年八月五日
「ハイチ」國	一九〇七年六月二十九日
「ホンチュラス」國	一九〇七年八月二十一日
「ニカラグワ」國	一九〇七年五月二十二日
「バナマ」國	一九〇七年七月二十二日
韓國	